

芦屋市地域防災計画

(大規模事故等災害対策編)

第1部 原子力事故災害対策計画

第2部 放射性物質事故災害対策計画

第3部 大規模事故災害対策計画



令和6年10月修正

芦屋市防災会議

[地域防災計画(大規模事故等災害対策編)]

—— 第1部 原子力事故災害対策計画 ——

第1章 総則	2
第1節 計画の趣旨	2
第1 原子力災害対策重点区域の定義（原子力災害対策指針より）	3
第2 区域内の人口	3
第3 原子力災害対策重点区域の概ねの範囲	4
第2章 災害予防計画	5
第1節 広域避難の基本方針	5
第2節 研修の実施	7
第1 研修の実施	7
第3節 情報の収集・連絡体制の整備	8
第1 兵庫衛星通信ネットワークの活用	8
第2 県フェニックス防災システムの活用	8
第3 あしや防災ネット	8
第4 連絡調整窓口の設置	8
第4節 モニタリング体制の整備	10
第1 モニタリング情報の収集方法	10
第5節 避難の受入れ体制の整備	11
第1 災害対策本部の設置	11
第2 情報連絡体制の整備	11
第3 受入れ体制及び避難所の整備	12
第4 車両一時保管場所の選定	12
第5 必要物資の把握、配布手順の確認	12
第3章 災害応急対策計画	13
第1節 災害応急対策の流れ	13
第1 県外原子力事業所（福井県内の原子力発電所）事故災害の場合	13
第2節 避難者の受入れ	15
第1 広域避難に係る情報伝達と受入れ準備	15
第2 避難者の移動手段及び移動ルート	19
第3節 避難所の開設及び運営	20
第1 避難所の開設	20
第2 避難所の運営	20
第4節 避難者の相談及び情報提供	22
第1 相談窓口の設置	22
第2 避難者への情報提供	22

第5節 二次避難先の確保	23
第6節 避難者及び住民等への理解	24

—— 第2部 放射性物質事故災害対策計画 ——

第1章 災害予防計画	26
第1節 基本方針	26
第1 災害の範囲	26
第2節 体制の整備等	27
第1 活動・連携体制の整備	27
第2 保安全管理体制の徹底	27
第3 情報の収集・伝達体制の整備	27
第4 備蓄の整備	28
第2章 災害応急対策計画	29
第1節 基本方針	29
第2節 応急対策の流れ	31
第1 事業所外運搬災害等の場合	31
第2 放射性同位元素取扱事業所災害の場合	34
第3 不法廃棄等事案の場合	34
第4 市外原子力災害等事案の場合	35
第3節 活動体制の確立	37
第1 災害対策本部の設置基準	37
第2 災害対策本部の設置場所	37
第3 職員の動員	37
第4 応援要請	38
第5 広域的な応援体制	41
第6 ヘリコプター支援要請計画	44
第4節 情報の収集・伝達	46
第1 事業所外運搬災害等の第一報の情報伝達	46
第2 核燃料物質等及び放射性同位元素取扱事業所災害等の第一報の情報伝達	47
第3 不法廃棄等事案発生時の情報伝達	47
第4 災害情報等の収集、報告等	48
第5節 災害応急活動の実施	51
第1 緊急時モニタリング等について	51
第2 飲料水・食品等の放射性物質濃度の測定	51
第3 災害情報等の提供と相談活動の実施	51
第4 救援・救護活動の実施	51
第5 放射性物質による汚染の除去	53
第6 避難行動要支援者支援対策の実施	53

第7 社会秩序の維持対策	53
第6節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動	54
第1 緊急輸送活動計画	54
第7節 避難収容活動	59
第1 避難所計画	59
第2 応急住宅対策計画	66
第3 避難行動要支援者への配慮計画	70
第8節 食料、飲料水及び生活必需品の調達、供給活動	73
第1 応急物資等の調達・搬送活動	73
第2 食料の供給計画	76
第3 飲料水の供給計画	79
第4 生活必需品の供給計画	83
第9節 自発的支援の受入れ	86
第1 災害ボランティア受入れ計画	86
第10節 施設・設備及びライフラインの応急復旧活動	89
第1 ライフライン応急復旧活動計画	89
第11節 二次災害の防止活動	102
第1 危険物等による二次災害対策計画	102
第3章 災害復旧計画	103
第1節 災害復旧計画の作成	103
第1 公共施設の災害復旧	103

—— 第3部 大規模事故災害対策計画 ——

第1章 災害応急対策計画	106
第1節 基本方針	106
第2節 応急対策の主な流れ	107
第1 航空災害	107
第2 鉄道災害	109
第3 道路災害等	112
第4 海上災害	119
第3節 活動体制の確立	122
第1 災害対策本部の設置基準	122
第2 災害対策本部の設置場所	122
第3 現地災害対策本部の設置	122
第4 現地災害対策本部の設置場所	122
第5 職員の動員	123
第6 応援要請	124
第7 広域的な応援体制	127

第8 ヘリコプター支援要請計画	130
第9 災害放送の要請	131
第4節 情報の収集・伝達	133
第1 航空災害の情報伝達	133
第2 鉄道災害の情報伝達	133
第3 道路災害等の情報伝達	134
第4 海上災害の情報伝達	135
第5 毒物・劇物事故の情報伝達	135
第6 災害情報等の収集、報告等	136
第5節 災害応急活動の実施	140
第1 捜索、救助、消火及び避難誘導活動	140
第2 異常時火災防ぎょ要領	142
第3 医療活動等の実施	146
第4 特殊な治療活動等への対応	148
第5 緊急輸送活動及び代替輸送	149
第6 こころのケア対策の実施	150
第7 遺体の保存、身元確認等の実施	150
第8 雑踏事故の応急対応	151
第9 危険物等への対策の実施	152
第10 重油等の防除活動	154
第11 災害広報の実施	155
第12 各種相談の実施	156
第6節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動	157
第1 緊急輸送活動計画	157

1 原子力事故災害対策計画

第1章 総則2

第2章 災害予防計画5

第3章 災害応急対策計画13

第1章 総則

第1節 計画の趣旨

原子力施設に係る事故が発生した場合、又は発生するおそれがある場合において、「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」（平成31年3月）、「高浜地域の緊急時対応」（平成29年10月）、「原子力災害対策指針」や県地域防災計画等に沿って広域避難体制等の対応を実施する。

役割分担

実 施 担 当		実 施 内 容
災害対策本部	本 部 長	(1) 災害対策本部設置の決定 (2) 災害対策本部閉鎖の決定
	事 務 局	(1) 非常参集指令の各部への連絡 (2) 災害対策本部の設置に関すること (3) 災害対策本部の設置又は閉鎖の通知に関すること (4) 災害対策本部会議に関すること (5) 災害対策本部室等必要居室の確保に関すること (6) 災害対策本部室必要機材の設置に関すること (7) 応急対策に従事する職員等の福利厚生に関すること

第1 原子力災害対策重点区域の定義（原子力災害対策指針より）

区 域	重点区域の目安 (半径)	定 義
予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautionary Action Zone）	概ね5 km	急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響等を回避し又は最小化するため、EAL（緊急時活動レベル）に応じて、即時避難を実施する等、通常の運転及び停止中の放射性物質の放出量とは異なる水準で放射性物質が放出される前の段階から予防的に防護措置を準備する区域。 IAEA（国際原子力機関）の国際基準において、3～5 km の間で設定することとされていることを踏まえ設定。
緊急時防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective Action Planning Zone）	概ね30 km	確率的影響のリスクを低減するため、EAL、OIL（運用上の介入レベル）に基づき、緊急防護措置を準備する区域。 IAEAの国際基準において、5～30km の間で設定されていること等を踏まえ設定。

「関西防災・減災プラン（原子力災害対策編）」関西広域連合（令和6年3月）

第2 区域内の人口

（単位：人、令和5年4月1日時点）

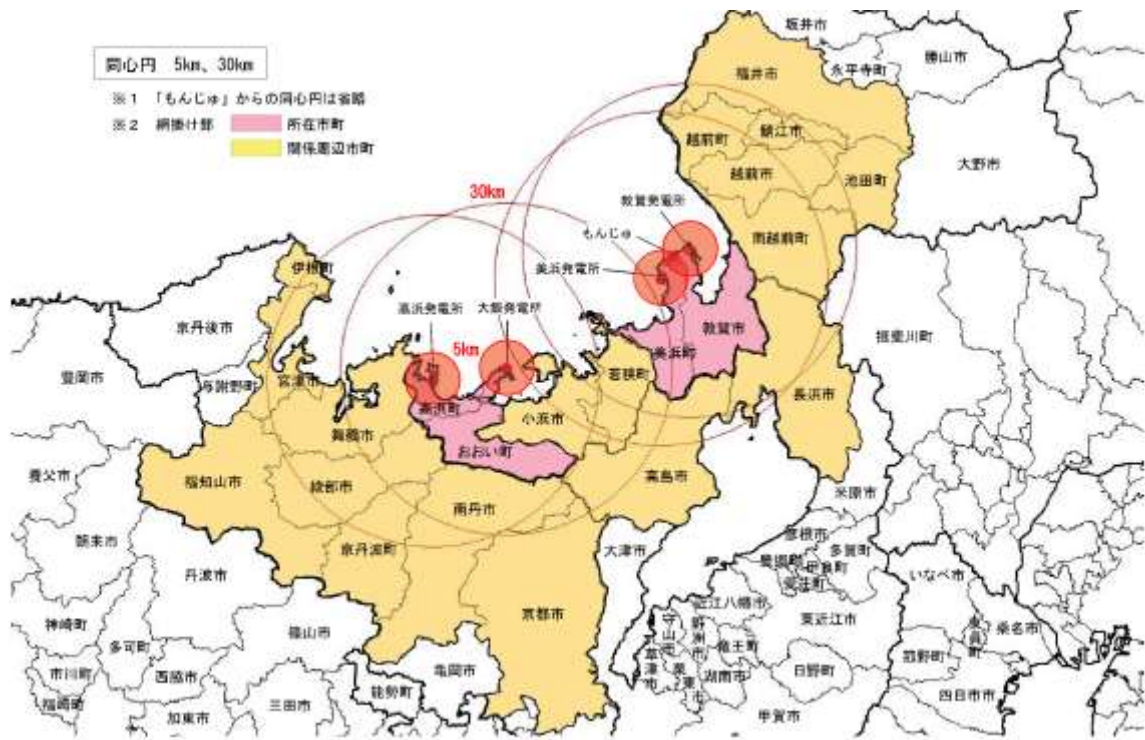
	高浜発電所		大飯発電所	
	PAZ	UPZ	PAZ	UPZ
福 井 県	7,171	420,025	932	67,550
滋 賀 県	0	0	0	416
京 都 府	480	77,825	0	77,825
合 計	7,561	149,722	932	145,791

「関西防災・減災プラン（原子力災害対策編）」関西広域連合（令和6年3月）

第3 原子力災害対策重点区域の概ねの範囲

芦屋市が広域避難を受入れる京都府京丹波町の影響としては、高浜発電所起点では、町域の北部半分程度がU P Z の範囲に含まれている。範囲内の人口は、2,559 人（令和5年4月1日時点）となっている。

大飯発電所起点では、町の北端部がU P Z の範囲に含まれている。



「関西防災・減災プラン（原子力災害対策編）」関西広域連合（令和6年3月）

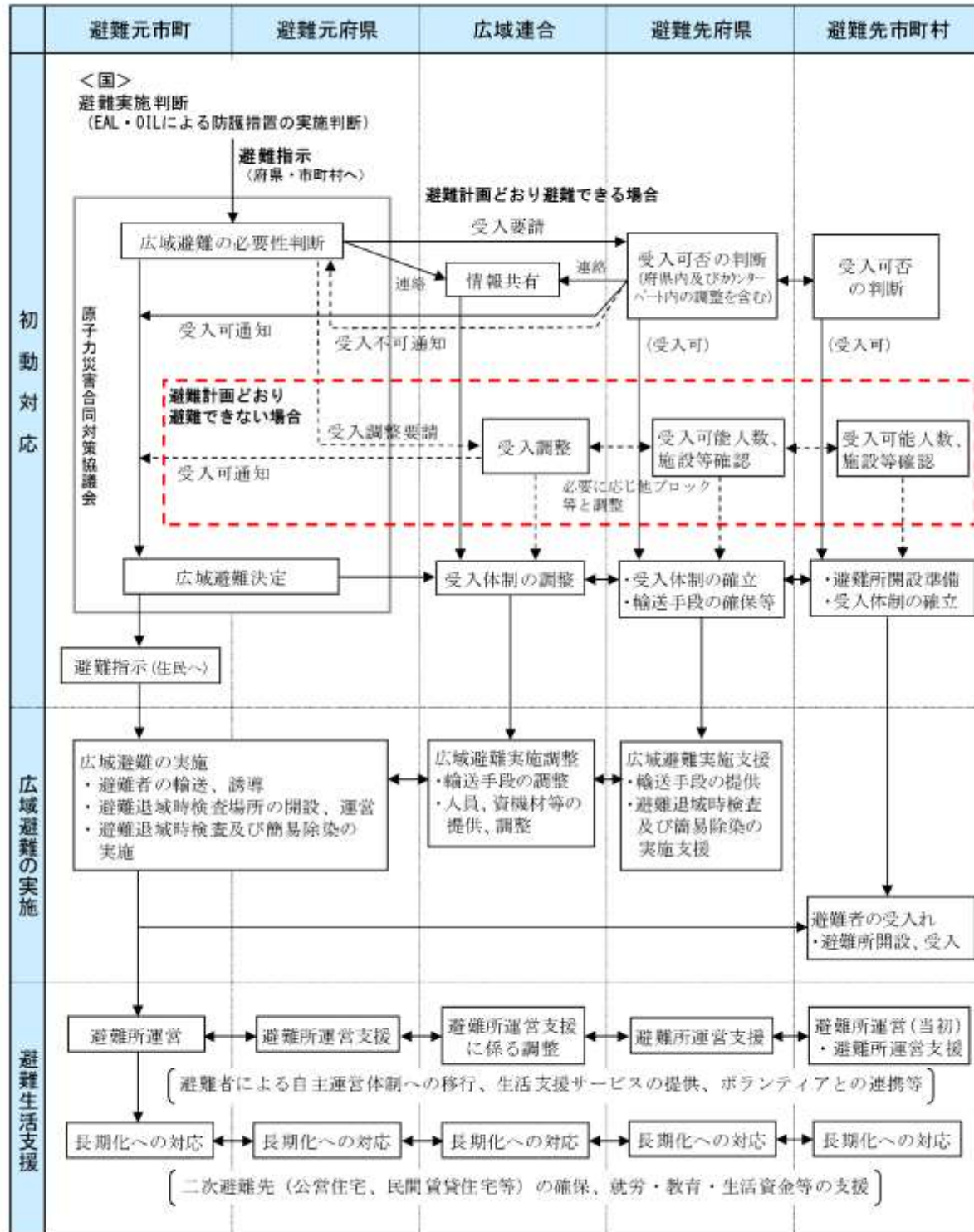
第2章 災害予防計画

第1節 広域避難の基本方針

市は、災害対策基本法第86条の9第5項の規定に基づき、被災住民を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受入れる。また、この場合において、市長は受入れた被災住民に対し避難所を提供する。

市が被災等のやむを得ない事情により事前に定めた人数の受入れができない場合は、管内市町及びカウンターパート設定において京都府を応援することになっている徳島県と調整を行い、京都府の意見も聴取して受入れの割当てを見直すよう県と調整する。

広域避難・実施フロー



「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」関西広域連合(令和6年3月)

第2節 研修の実施

市は、直接原子力災害対策重点区域内には立地していないが、広域避難の避難先市町に指定されており、住民や関係者への研修を実施する必要がある。

第1 研修の実施

市は、対象原子力災害等の対策業務に携わる者の充実・育成を図るため、対象原子力災害等の対策に関する次に掲げる事項について研修の実施を図る。なお、研修の実施方法として、専門家招へいによる講習会のほか、関係機関が行う研修等を活用する。

1	対象原子力災害等の対策体制等及び組織に関すること
2	対象原子力災害等の内容とその特性に関すること
3	放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
4	モニタリング実施方法及び放射線測定器に関すること
5	防災対策上の諸設備に関すること
6	緊急時に県、国、原子力事業者等が講じる対策の内容に関すること
7	緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
8	避難退域時検査、原子力災害医療（応急手当を含む）に関すること
9	その他緊急時の対応に関すること

第3節 情報の収集・連絡体制の整備

第1 兵庫衛星通信ネットワークの活用

1	平成5年度に通信衛星を利用した防災行政無線ネットワークとして、県本庁、地方機関、県内市町、各消防本部等を接続した「兵庫衛星通信ネットワーク」の運用を開始した。このネットワークは、衛星回線を通じて、電話・FAX・データ通信・映像伝送等が可能であり、防災情報の迅速で確実な伝達を行うものである。
2	本市においては、防災安全課及び消防本部に端末局を設置している。

第2 県フェニックス防災システムの活用

平成8年度より県は、県本庁関係課室、各県民局・県民センター、関係地方機関、市町、消防本部、県警察本部、自衛隊、第五管区海上保安本部、国（消防庁等）、ライフライン事業者等を接続した、県フェニックス防災システムの運用を実施し、随時、システム等を更新し、より迅速・的確な応急対策を図っている。

本市においては、防災安全課、消防本部及び芦屋警察署に県フェニックス防災システムを設置している。

主 な 機 能	①即時被害予測システムの導入 ②ヘリコプターテレビ画像の導入 ③固定監視カメラ画像の導入 ④災害情報提供システム ⑤テレビ会議システム
概 要	①情報収集システム ②危機管理システム ③災害情報システム ④地理情報システム ⑤映像・文字情報システム ⑥広報システム ⑦ネットワークシステム ⑧バックアップセンター ⑨災害対応支援システム

第3 あしや防災ネット

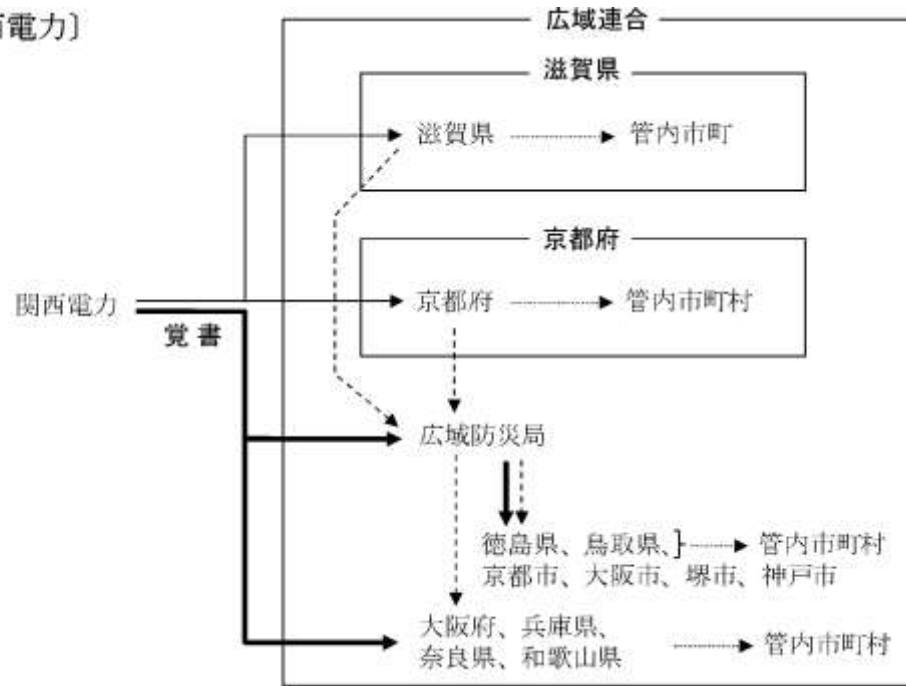
あらかじめ登録されたメールアドレス（携帯電話、パソコン）に気象警報や地震情報、緊急情報をメールで配信する。

第4 連絡調整窓口の設置

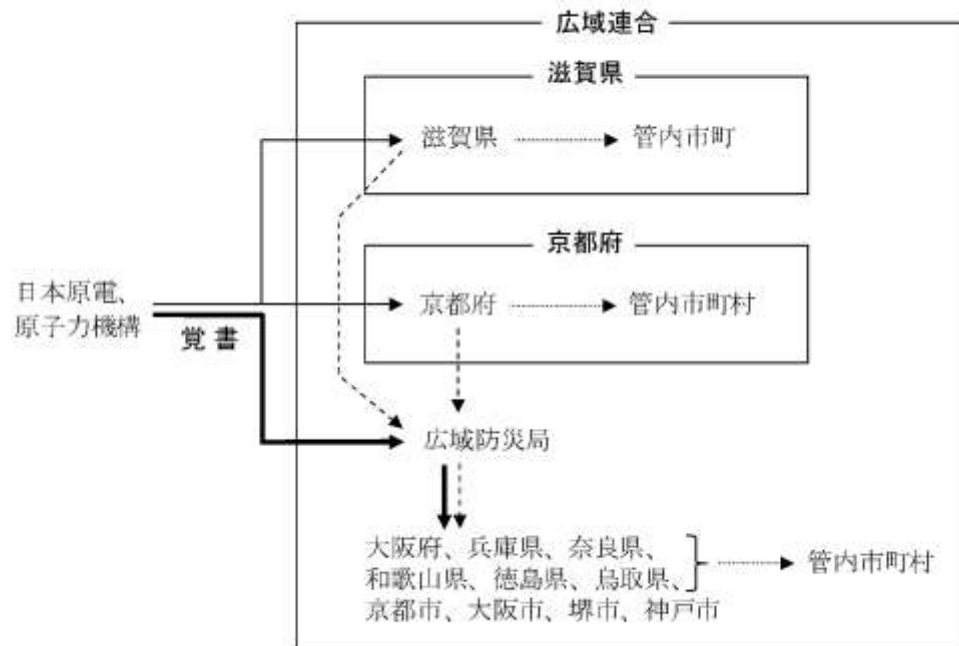
市は、県との連絡調整窓口を設置し、平時から原子力防災に関する情報の交換に努める。

原子力災害時の情報連絡系統

〔関西電力〕



〔日本原電・原子力機構〕



「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」 関西広域連合（令和6年3月）

第4節 モニタリング体制の整備

第1 モニタリング情報の収集方法

市は、県が実施する平時・緊急時のモニタリング結果を迅速かつ正確に把握するための情報収集体制の整備に努める。

モニタリング設備設置状況（平成30年3月末）

※同心円は、高浜発電所からの距離



「関西防災・減災プラン（原子力災害対策編）」関西広域連合（平成31年3月）

第5節 避難の受入れ体制の整備

第1 災害対策本部の設置

1 災害対策本部の設置基準

市長は、次の場合、災害対策本部を設置するものとする。また、災害対策本部を設置した場合は、県に報告する。

1	原子力事故が発生し、被災住民の受入れが必要であると認められるとき。
---	-----------------------------------

2 災害対策本部の設置場所

1	災害対策本部は、東館3階中会議室に設置する。
---	------------------------

3 職員の動員

大規模な原子力事故災害が発生し、多数の人員を確保する必要があるときは、「第1章 第1節」の役割分担の実施担当・実施内容に基づき職員を動員する。

第2 情報連絡体制の整備

(1) 避難元との情報の交換

市は、避難者の受入れを迅速かつ円滑に行うことができるよう、避難元である、京都府及び京丹波町と連絡先を交換する。

また、発災後は随時、京丹波町からの要配慮者数等の基礎的情報の提供を受け、情報の共有を行う。

(2) 避難者情報の共有

市は、随時、避難元から避難元の基礎的情報の提供を受け、情報の共有を行う。

情報の例：幼稚園・保育園の園児数、学校の児童生徒数、重点区域内の人口及び在宅の避難行動要支援者数、避難経路、避難手段等

第3 受入れ体制及び避難所の整備

市は、広域避難を受入れるための組織体制をあらかじめ定めておく。
また、広域避難の受入れが可能な避難所をあらかじめ指定しておく。

広域避難時の避難所一覧

広域避難時拠点避難所		避難所	
名称	所在地	名称	所在地
宮川小学校	浜町 1-9	県立芦屋高等学校	宮川町 6-3
		宮川小学校	浜町 1-9
精道小学校	精道町 8-25	精道小学校	精道町 8-25
		シンコースポーツ体育館・青少年センター	川西町 15-3
—	—	朝日ヶ丘小学校	朝日丘町 10-10
山手中学校	三条町 39-10	山手中学校	三条町 39-10
		前田集会所	前田町 8-17
		三条集会所	三条町 8-3
山手小学校	山手町 8-3	大原集会所	大原町 20-2
		芦屋市民センター	業平町 8-24
		上宮川文化センター	上宮川町 10-5
		山手小学校	山手町 8-3
打出浜小学校	新浜町 8-2	打出浜小学校	新浜町 8-2
		精道中学校	南宮町 9-7
—	—	浜風小学校	浜風町 1-1
潮見小学校	潮見町 1-2	潮見中学校	潮見町 20-1
		潮見集会所	潮見町 7-1
		潮見小学校	潮見町 1-2
—	—	岩園小学校	岩園町 23-41

資料編参照

応急 C1-5

避難所一覧表

第4 車両一時保管場所の選定

市は、避難所に車両の保管場所を確保できない場合には、円滑に車両一時保管場所が設置できるよう、あらかじめ候補地の選定を行うよう努める。

第5 必要物資の把握、配布手順の確認

市は、京都府及び京丹波町からの情報を踏まえ、各避難所における食料、飲料水及び生活必需品の必要数を把握しておく。

避難所運営に必要な物資等は、京都府及び兵庫県、京丹波町及び本市が協力して確保する。

第3章 災害応急対策計画

第1節 災害応急対策の流れ

第1 県外原子力事業所（福井県内の原子力発電所）事故災害の場合

事項	原子力事業者	国・立地県	県	芦屋市
警戒事態 （警戒事象の発生）	・事象発生のお知らせ	→ ・原子力規制庁・内閣府原子力事故合同警戒本部の設置 ・緊急時モニタリングの準備【PAZ】 ・施設敷地緊急事態要避難者の避難 ・屋内退避準備開始	→	→
施設敷地緊急事態 （特定事象の発生）	・原子力事業者としての緊急事態応急対策の実施	・原子力規制庁・内閣府原子力事故合同対策本部の設置 ・緊急時モニタリングの開始【PAZ】 ・施設敷地緊急事態要避難者の避難開始・屋内退避 ・住民の避難準備開始【UPZ】 ・屋内退避の準備	・災害警戒本部の設置 ・PAZ からの県外避難の受入れ準備	・災害警戒本部の設置 ・PAZ からの県外避難の受入れ準備
全面緊急事態（原子力緊急事態の発生）		・原子力災害対策本部の設置 ・原子力災害合同対策協議会の開催【PAZ】 ・住民の避難開始【UPZ】 ・屋内退避	・災害対策本部の設置 ・PAZ からの県外避難の受入れ ・UPZ からの県外避難の受入れ準備	・災害対策本部の設置 ・PAZ からの県外避難の受入れ ・UPZ からの県外避難の受入れ準備
		【UPZ 外】 ・状況により屋内退避指示	【国の指示により】 ・県民等への伝達 ・住民の生活支援	【国の指示により】 ・住民の屋内退避指示 ・住民の生活支援
数時間以内	・緊急時モニタリング支援	・緊急時モニタリング ・OIL 1 超地域特定【OIL 1 超地域】 ・避難指示（緊急）	・広域避難の受入れ調整	【OIL 1 超地域】 ・避難指示（緊急）
1 日以内	・避難退域時検査支援	・OIL 2 超地域特定【OIL 1 超地域】 ・避難の実施	・広域避難の受入れ調整【OIL 1 超地域】 ・避難退域時検査実施 ・被ばく傷病者等の搬送	・広域避難の受入れ【OIL 1 超地域】 ・避難の実施

事項	原子力事業者	国・立地県	県	芦屋市
数日以内		飲食物の放射性核種度を測定する区域の特定		
1週間以内		飲食物の放射性核種度の測定・分析、摂取制限の実施	・広域避難の受入れ調整 【OIL 2 超地域】 ・避難退域時検査実施 ・一時移転の支援（輸送手段の手配等）	【OIL 2 超地域】 ・一時移転の実施
応急対策の実施	・放射性物質による汚染の除去	【必要に応じ】 ・国民への的確な情報の伝達 ・原子力災害医療の実施	【必要に応じ】 ・モニタリングの強化 ・災害広報の実施 ・各種相談の実施 ・交通の確保対策 ・飲食物の摂取制限等 ・放射性物質による汚染の除去に係る協力	【必要に応じ】 ・モニタリングの強化 ・災害広報の実施 ・各種相談の実施 ・避難行動要支援者対策の実施 ・飲食物の摂取制限等 ・放射性物質による汚染の除去に係る協力

第2節 避難者の受入れ

第1 広域避難に係る情報伝達と受入れ準備

1 警戒事態及び施設敷地緊急事態発生時

市は、県から警戒事態又は施設敷地緊急事態の発生について連絡を受けた場合は、速やかに関係部局、避難所等の施設管理者等にその旨を連絡する。

2 全面緊急事態発生時

市は、県から全面緊急事態発生連絡を受けた場合は、速やかに関係部局、避難所等の施設管理者等にその旨を連絡し、避難者の受入れに係る支援体制を整える。

市は、避難所等の開設準備の要請を受けた場合、避難所等の開設準備を開始する。

3 OIL※に基づく避難等が指示された後

【運用上の介入レベル（OIL）と防護措置の概要】

（原子力災害対策指針より）

	基準の種類	基準の概要	初期設定値※1			防護措置の概要
緊急防護措置	OIL 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1 mで計測した場合の空間放射線量率※2)			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	OIL 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線：40,000cpm※3 (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β 線：13,000cpm※4【1ヵ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)			避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。
早期防護措置	OIL 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※5の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1 mで計測した場合の空間放射線量率※2)			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限※9	飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h※6 (地上1 mで計測した場合の空間放射線量率※2)			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種※7	飲料水・牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射線核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg※8	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
			ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

※OIL（Operational Intervention Level）：運用上の介入レベル（放射線モニタリングなどの計測された値によ

り、避難や一時移転等の防護措置を実施するための判断基準)

- ※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる OIL の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には OIL の初期設定値は改定される。
- ※2 本値は地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上 1 m での線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。OIL1 については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1 時間値）が OIL1 の基準値を超えた場合、OIL2 については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1 時間値）が OIL2 の基準値を超えたときから起算して概ね 1 日が経過した時点の空間放射線量率（1 時間）が OIL2 の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。
- ※3 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が 20 cm^2 の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約 120 Bq/cm^2 相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- ※4 ※3 と同様、表面汚染密度は約 40 Bq/cm^2 相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。
- ※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEA の GSC-2 における OIL6 値を参考として数値を設定する。
- ※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。
- ※9 IAEA では、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準である OIL3 等を設置しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

【原子力施設からの距離と OIL の関係】



(「大飯地域の緊急時対応」(平成 29 年 10 月 25 日策定))

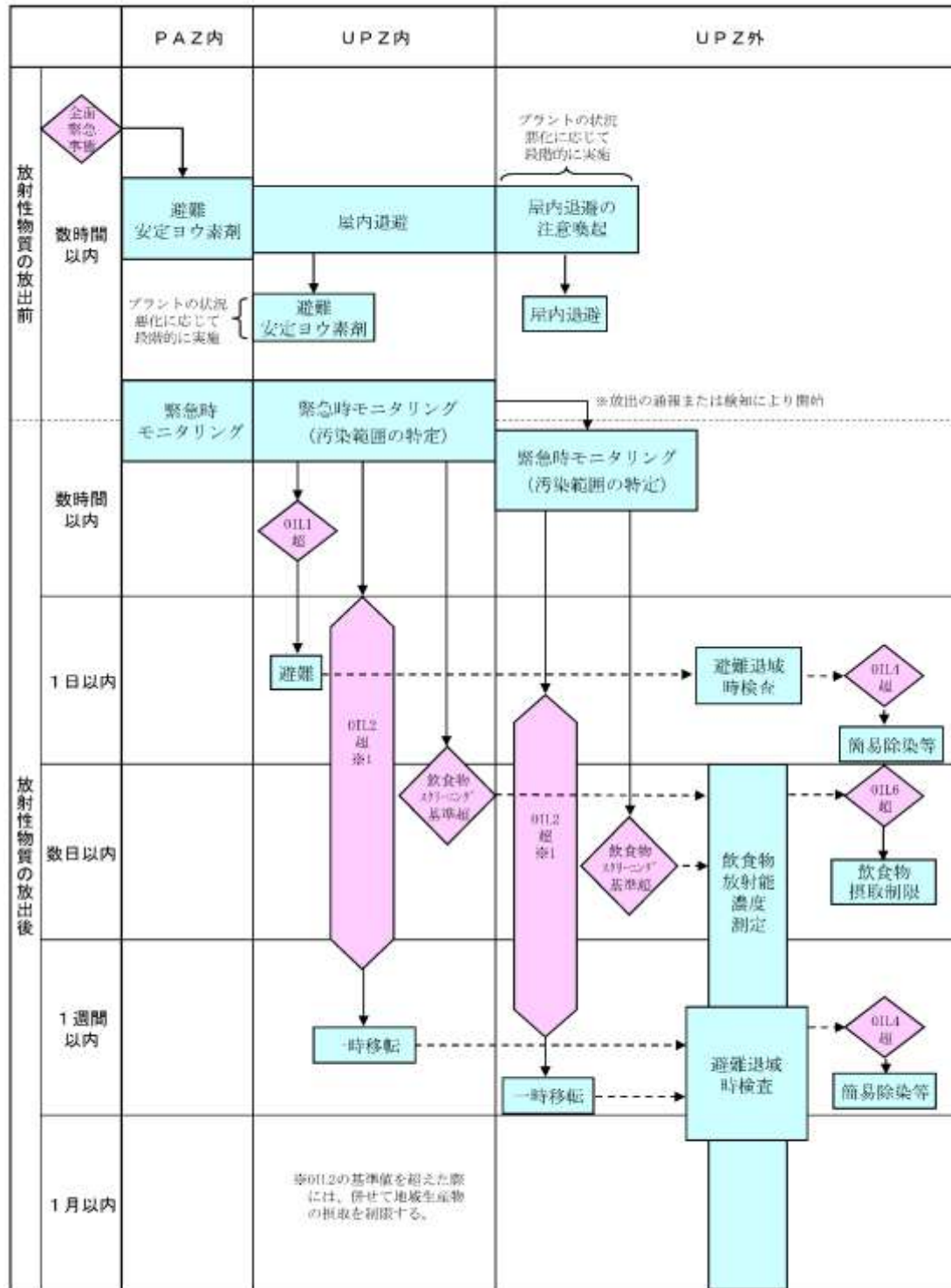
市は、県から避難等が指示され広域避難の受入れ要請を受けた場合は、速やかに関係部局、避難所等の施設管理者等にその旨を連絡する。

放射性物質の放出後、高い空間放射線量率（OIL 1）が計測された地域においては、被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から 1 日内を目途に住民等について避難等の緊急防護措置を講じる。また、それと比較して低い空間放射線率（OIL 2）が計測された地域においては、1 週間程度内に一時移転等の早期防護措置をとる。

UPZ 外の区域に屋内避難の指示があった場合には、国が走行サーベイや航空機モニタリングによって広域的に空間放射線量率を測定し、UPZ における対応と同様に、OIL 1 及び OIL 2 を超える地域については避難や一時移転を実施する。

また、空間放射線量率が飲食物に係るスクリーニング基準を超える地域については、1 週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものについては摂取制限を実施する。

【防護措置の全体像】



※これらの事態は、ここに示されている区分の順序のとおりには発生するものではなく、事態の進展によっては全面緊急事態に至るまでの時間的間隔がない場合等があり得ることに留意する。

「兵庫県地域防災計画（原子力等防災計画）」

第2 避難者の移動手段及び移動ルート

1 避難所の移動手段

本市が受入れを行う京都府京丹波町での避難は、渋滞抑制等の観点から原則バスでの避難となっているが、実際は自家用車での避難も多いことが想定されるため、「第2章第5節第4車両一時保管場所の選定」により、避難者の車両の一時保管場所を確保しておく。

また、バスの確保手段としては、基本的に京都府内バス会社より調達するが、不足する場合、次に掲げる方法により必要台数を確保する。

1	関西広域連合等関係機関が関西圏域の府県及び隣接府県等の関係団体から輸送手段を調達
2	上記手段により確保した輸送手段で対応できない場合、原子力災害対策本部からの依頼に基づき、国土交通省が関係団体、関係事業者に対し、協力を要請

2 避難者の移動ルート

避難者は、「丹波自然運動公園」でスクリーニングを実施し、本市避難所へ移動する。

また、移動ルートは、自然災害等により避難経路が使用できない場合を想定して、予め複数の経路及び避難先を設定しておく。

避難先施設までの主な経路



「高浜地域の緊急時対応」内閣府（平成31年3月）

第3節 避難所の開設及び運営

第1 避難所の開設

1 避難所の開設方法

避難所は、災害対策基本法第86条の9第5項に基づき、災害対策本部長の命を受けて、避難所管理部長は教育委員会災害対策部、避難所管理部と協議の上、開設が必要な避難所を避難所担当者が開設する。

2 避難所の開設期間

避難所の開設期間は、原子力災害の特性に配慮し、目安として2か月を上限とする。なお、避難所の開設期間は、国の基準では、「災害発生日から7日以内」であり、7日以内の閉鎖が困難なときは、事前に内閣総理大臣へ協議し必要最小限度の期間を延長することができる。とされている。上述の「目安として2か月を上限」は、期間延長が必要な場合でも、一定の区切りとして2か月を目安に避難所を閉鎖すべき旨を示している。また、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」において、災害発生日から7日以内と定められており、小中学校等の教育施設を避難所としていることから、教育への影響に配慮し、避難所の早期解消を図る。

第2 避難所の運営

避難所の運営については、当初3日間を目安に以下の対応に基づき本市が主導した後、京丹波町と調整しながら、京丹波町による運営、さらには避難者による自主運営へと運営体制を順次切り替えていく。

1 避難所の運営管理

各避難所において適切な運営管理を行う。この際、避難所への情報の提供、食料、水等の配達配布等については市が行い、避難所内での情報の共有や、食料、水等の配布、清掃等の避難所運営については、避難所担当者とともに、避難者等が運営する。

なお、避難者の健全な住生活の早期確保のために、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

(1) 避難所の運営における役割

避難所責任者	避難所責任者には、避難所管理部、避難所管理部が指名する避難所担当者が当たる。
施設管理者	施設管理者（学校長等）は、施設の避難所利用について避難所担当者及び避難者に対しアドバイスをするなど、避難所運営について協力する。
学校教職員の協力	避難所となった施設の学校教職員は、避難所開設初期7日間を目安として、避難所の運営に協力する。ただし、8日目以降については、当該学校施設の児童・生徒の教育その他の活動の実施に支障がない範囲で教育委員会の要請に

	より協力するものとする。
運 営 主 体	避難所の運営は、避難所責任者の権限を明確にし、女性の参画を推進すると共に避難所担当者、避難者等と連携して円滑な初動対応を図るものとする。
ボランティア	ボランティアは、避難所責任者及び避難者と協議しながら、避難所運営を補助する。

(2) 避難所のマニュアル

各避難所の責任者は、マニュアルに基づき、適宜見直ししながら管理運営を行う。

避難所運営の留意点及びルールについては、下記のとおりである。

資料編参照

応急-D1-3	避難所運営の留意点
応急-D1-4	避難所運営のルール

第4節 避難者の相談及び情報提供

第1 相談窓口の設置

市は、避難所の様々な意見・相談等に適切に対応できるよう避難元市町である京丹波町が必要に応じて設ける相談窓口の設置に協力する。

第2 避難者への情報提供

県及び芦屋市は、避難元府県・市町である京都府及び京丹波町と連携し、避難者に対して、住まい、生活、医療、教育、介護などの避難生活に必要な情報や、帰還支援に関する情報の提供に努めることとする。

第5節 二次避難先の確保

1	県は、京都府の要請に応じ、管内市町と連携し、県内での二次避難先の確保に協力する。なお、京都府及び京丹波町は、状況に応じて可能な限り、府内で二次避難先を確保する。
2	京都府及び京丹波町は、兵庫県・芦屋市の協力を得て、二次避難先の確保に当たり必要となる避難者数及び世帯数の把握、各避難世帯の意向把握に努める。 二次避難先としては、 ①公営住宅（UR を含む。）、 ②民間賃貸住宅借上げによる応急仮設住宅（みなし仮設）、 ③国・地方公共団体の職員官舎を確保し、 それでもなお不足する場合に、 ④応急仮設住宅を整備する。
3	公営住宅、みなし仮設、職員官舎、応急仮設住宅整備用地の確保を円滑に進めるため、広域連合はあらかじめ構成団体・連携県と協議し、これらの確保に係る広域調整の手順を検討するほか、関係する事業者団体との協力関係の構築に努める。
4	二次避難先への移行を円滑に進めるため、当面必要となる家電製品等の生活用品の確保（無償提供等）について、国、日本赤十字社、経済団体等に協力を求める。
5	広域連合、構成府県及び連携県は、避難者への空き家や民間賃貸住宅の情報の提供等に係る協力を得るため、関係機関・団体等との協定の締結※等により、あらかじめ協力要請の手順等を取り決めるとともに、協力体制の構築を図る。

※各府県宅地建物取引業協会等の関係団体と「大規模災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定」を締結（平成 27 年 8 月 17 日）

「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」関西広域連合（平成 31 年 3 月）

第6節 避難者及び住民等への理解

避難者は避難元府県において、スクリーニングを実施し、基準を超えている場合は除染を行う。スクリーニングを終えた避難者には検査証が発行されるが、検査証を持たない避難者の受入れは困難であることを、避難元府県を通じて地元住民へ周知を図っている。

また、本市の住民に対しても、放射性物質が放射線を発する力は、時間の経過とともに弱くなることや日常生活の中でも、放射線を浴びており、その程度の放射線量では、健康に影響が出ることはない等について、住民へ周知と理解を図る。

2 放射性物質事故災害対策計画

第1章 災害予防計画	26
第2章 災害応急対策計画	29
第3章 災害復旧計画	103

第1章 災害予防計画

第1節 基本方針

第1 災害の範囲

1 事業所外運搬災害等

放射性物質の事業所外運搬において、放射性物質又は放射線が異常な水準で当該運搬に使用する容器外に放出される事態が発生し、市民の生命、身体及び財産に被害が生じ、又は生じるおそれがある場合。

2 放射性同位元素取扱事業所災害等

放射性同位元素又は放射線が異常な水準で放射性同位元素取扱事業所外に放出される事態が発生し、市民の生命、身体及び財産に被害が生じ、又は生じるおそれがある場合。

3 不法廃棄等事案

放射性同位元素取扱事業所外において放射性物質が発見される事態が発生し、市民の生命、身体及び財産に被害が生じ、又は生じるおそれがある場合。

4 市外原子力災害等事案

市外における原子力災害等の発生により、市内において社会不安が高まる事態が発生し、市民の生命、身体及び財産被害が生じ、又は生じるおそれがある場合。

第2節 体制の整備等

第1 活動・連携体制の整備

市は、災害発生において協力を要請する予定の機関に対し、あらかじめ相互応援が可能なように平時から連携強化に努めるものとする。

1	災害発生時には、兵庫県、文部科学省等の省庁及びその他関係機関に対して、必要な情報連絡が行えるよう情報連絡体制を整備する。
2	近隣自治体及び協定自治体とは、保有する資機材、保管担当部局等の情報を積極的に交換する。
3	市は、放射線被ばくを受けた者、又は被ばくを受けたおそれのある者の収容機関を把握する。

第2 保安管理体制の徹底

1	放射性物質取扱事業所は、市民の安全を確保するため関係法令を遵守し、放射性物質事故災害の防止に努めるものとする。
2	事業者は、放射性物質事故災害の予防に係る計画、資機材等の整備及び点検、従業員に対する防災教育の実施、事故発生時における通報、応急措置及び避難対策を実施するための防災組織の整備を図る。
3	事業者は、施設等において放射線の異常漏洩等が発生した場合は、直ちに消防機関等に状況を報告するものとする。

第3 情報の収集・伝達体制の整備

1 情報の収集・伝達体制の整備

1	平素から緊急時の情報収集及び連絡体制を整備しておくこととし、以下の資料を備えるものとする。 ①関係機関の名称、所在地、電話、FAX 番号等の一覧表 ②関係機関同士の連絡経路
2	県フェニックス防災システム及びデジタルカメラと携帯電話を利用した電送装置等の使用方法に習熟し、県及び災害対策本部への災害情報、災害現場写真を伝達する体制を整備するものとする。
3	防災行政無線等を利用した情報収集、連絡の整備を行うものとする。

2 情報の分析整理

県等が実施する各種セミナー、講演会への参加を通じて次の専門的な知識を習得し、情報の分析、整理に努める。

1	放射線の性質、単位等の基礎的な事項に関すること
2	対象原子力災害等の対策体制及び組織に関すること
3	原子力施設等の概要に関すること
4	対象原子力災害等とその特性に関すること

5	放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
6	モニタリング実施方法及び機器に関すること

第4 備蓄の整備

1 安定ヨウ素剤

安定ヨウ素剤は、放射性ヨウ素による内部被ばくを低減する効果に限定され、服用のタイミングによっては効果が大きく異なる一方、副作用※が発生する可能性がある。

UPZ 外では、屋内退避や飲食物の摂取制限等の防護措置によって、ヨウ素を含む放射性物質の内部被ばく、外部被ばくの影響を低減できるため、県の方針に沿って、UPZ 外に立地している本市では安定ヨウ素剤の備蓄は行わない。

なお、国は、UPZ 内外において、安定ヨウ素剤が不足した場合に備えた備蓄を実施している。また、関西広域連合においても「安定ヨウ素剤貸与に関する覚書」に基づき、関西電力と貸与可能な数量を調整し、安定ヨウ素剤の確保を行っている。災害発生時、原子力規制委員会が安定ヨウ素剤の配布及び服用の必要性があると判断した場合、県は、関係機関と連携し、円滑に配布及び服用できるように努める。

※ヨウ素過敏症：発熱、関節痛、浮腫、蕁麻疹様皮疹が生じ、重篤になるとショックに陥る
おそれ

甲状腺機能異常症：ヨウ素剤を含む製剤の服用により症状悪化のおそれ。

（参考）関西防災・減災プラン(原子力災害対策編)」関西広域連合（令和6年3月）

第2章 災害応急対策計画

第1節 基本方針

放射性物質に係る事故が発生した場合、又は発生するおそれがある場合において、市民を放射線から守るため、第一次的責任者である放射性物質を取扱う業者のほか、防災関係機関は、緊密な協力のもとにこの計画の定めるところにより、各種応急対策を迅速に実施し、市民の生命、身体、財産を保護するとともに、市民の不安を解消するために必要な事項を定めるものとする。

事業所外運搬災害等の場合	①核燃料物質等の事業所外運搬の場合 市は、特定事象発生のお知らせがあった場合は、直ちに、応急対策の実施に備え、必要な体制を整えるとともに、情報の収集・伝達に努めるものとする。原子力緊急事態宣言が行われた場合には、直ちに、災害対策本部を設置するとともに、災害広報、避難対策、緊急時医療対策、飲料水等の摂取制限、社会秩序の維持対策等の応急対策を実施するものとする。 ②放射性同位元素等に係る事業所外運搬の場合 市は、放射性同位元素に関し、地震、火災その他の災害が起ったことにより、放射線障害が発生するおそれがあり、又は発生を覚知した場合は、直ちに応急対策の実施に備え、必要な体制を整えるとともに、情報の収集・伝達に努めるものとする。また、応急対策を実施するため、又は応急対策に備えるため必要があると認めるときは、直ちに、災害対策本部を設置するとともに、災害広報、避難対策、緊急時医療対策、飲料水等の摂取制限、社会秩序の維持対策等の応急対策を実施するものとする。
放射性同位元素取扱事業所災害等の場合	上記②と同様に対応するものとする。
不法廃棄等事案の場合	市は、必要に応じ、災害広報等の応急対策を実施するものとする。
市外原子力災害等事案の場合	市は、必要に応じ、災害広報等の応急対策を実施するものとする。

役割分担

実施担当		実施内容
災害対策本部	統括部	(1) 防災関係機関との連絡調整に関すること (2) 災害対策本部の設置に関すること (3) 災害状況広報に関すること (4) 要員、資機材、搬送車両の調達及び要請に関すること
	避難対策部	(1) 被災者の医療に関すること (2) 医療機関との連絡及び出動要請に関すること
	建設部	(1) 環境対策に関すること (2) 避難誘導の実施に関すること

第2部 放射性物質事故災害対策計画

第2章 災害応急対策計画

第1節 基本方針

	消 防 部	(1) 消防活動対策に関すること (2) 現地災害対策本部に関すること (3) 被害状況の把握と情報の収集に関すること (4) 必要資機材の調達に関すること (5) 被害の軽減措置に関すること
芦 屋 警 察 署		(1) 交通規制の実施に関すること (2) 県警本部との連絡調整に関すること

第2節 応急対策の流れ

第1 事業所外運搬災害等の場合

1 核燃料物質等の事業所外運搬の場合

事項	原子力事業者・発見者 (通報のみ)	国	県	芦屋市
事故等の発生	事故等の発生の通報	- 事故等の発生の通報の受領 - 放射性物質輸送事故対策会議の開催	- 事故等の発生の通報の受領（警察） - 事故等発生の連絡の受領	- 事故等の発生の通報の受領（消防） 県、市長部局への連絡（消防）
危険時の措置	- 立入制限区域の設定 - 汚染、漏えいの拡大防止対策 - 遮へい対策 - モニタリング - 消火・延焼の防止 - 救出 - 避難 - 必要な要員の派遣 - 他の原子力事業者に対する要員・資機材の派遣要請			
特定事象の発生	特定事象発生の通報	- 特定事象発生の通報の受領 - 関係省庁事故対策連絡会議の開催 - 職員及び関係機関の専門家の派遣 - 必要な資機材の動員	- 特定事象発生の通報の受領 - 隣接市町への通報 - 関係機関への連絡 - 災害警戒本部の設置	- 特定事象発生の通報の受領 - 関係機関への連絡 - 災害警戒本部の設置
原子力緊急事態の発生	- モニタリング結果等の継続的連絡 - 原子力災害合同対策協議会への参画	- 原子力緊急事態宣言の発出 - 原子力災害対策本部及び現地災害対策本部の設置 - 原子力災害合同対策協議会の設置	- 災害対策本部の設置 - 原子力災害合同対策協議会への参画	- 災害対策本部の設置 - 原子力災害合同対策協議会への参画

第2部 放射性物質事故災害対策計画
 第2章 災害応急対策計画
 第2節 応急対策の流れ

応急対策（緊急事態応急対策）の実施	・緊急事態応急対策の実施 ・モニタリングの継続的实施 ・地方公共団体が行うモニタリング活動の支援 ・通信手段の確保 ・周辺住民等への情報伝達活動 ・国民への的確な情報の伝達 ・救助・救急活動の実施 ・消火活動の実施 ・放射性物質による汚染の除去	・緊急事態応急対策の実施 ・必要な情報収集 ・地方公共団体が行うモニタリング活動の支援 ・通信手段の確保 ・周辺住民等への情報伝達活動 ・国民への的確な情報の伝達 ・避難指示等の実施の指示 ・防衛大臣に対する自衛隊の部隊の派遣要請 ・広域緊急援助隊の必要的派遣 ・緊急消防援助隊の必要的派遣 ・緊急被ばく医療派遣チームの派遣 ・除染・障害治療 ・地方公共団体への助言	・緊急時モニタリングの結果の収集 ・公的研究機関等への緊急時モニタリング実施要請 ・災害広報の実施 ・各種相談の実施 ・救助・救急活動に係る関係機関への協力（出動）要請等 ・緊急時医療対策の実施 ・飲食物の摂取制限等 ・汚染の除去に係る協力 ・要配慮者対策の実施 ・社会秩序の維持対策の実施 ・交通の確保対策の実施（県管轄道路）	・緊急時モニタリングを実施した場合の結果の連絡（消防） ・緊急時モニタリング結果の収集 ・災害広報の実施 ・各種相談の実施 ・避難対策の実施 ・救助・救急活動の実施（消防） ・救助・救急活動に係る関係機関への協力（出動）要請等 ・緊急時医療対策の実施 ・消火活動の実施（消防） ・飲食物の摂取制限等 ・汚染の除去に係る協力 ・要配慮者対策の実施 ・社会秩序の維持対策の実施
--------------------------	--	---	--	--

2 放射性同位元素等の事業所外運搬の場合

事項	放射性同位元素 取扱事業者・発 見者 (通報のみ)	国	県	芦屋市
事故等の発生	事故等の発生の通報	- 事故等の発生の通報の受領 - 放射性物質輸送事故対策会議の開催	- 事故等の発生の通報の受領（警察） - 事故等発生との連絡の受領	- 事故等の発生の通報の受領（消防） 県、市長部局への連絡（消防）
危険時の措置	- 消火・延焼の防止 - 避難の警告 - 救出 - 汚染の拡大防止・除去 - 放射性同位元素の移動、立入禁止 - その他放射線障害を防止するために必要な措置（放射線量の測定等）	放射性同位元素取扱事業者に対する措置命令	災害警戒本部の設置	災害警戒本部の設置
災害の発生	危険時の措置の継続的实施	必要な対策の実施	災害対策本部の設置	災害対策本部の設置
応急対策の実施			- 緊急時モニタリングの結果の収集 - 公的研究機関等への緊急時モニタリング実施要請 - 災害広報の実施 - 各種相談の実施 - 救助・救急活動に係る関係機関への協力（出動）要請等 - 緊急時医療対策の実施 - 飲食物の摂取制限等 - 汚染の除去に係る協力 - 要配慮者対策の実施	- 緊急時モニタリングを実施した場合の結果の連絡（消防） - 緊急時モニタリングの結果の収集 - 災害広報の実施 - 各種相談の実施 - 避難対策の実施 - 救助・救急活動の実施（消防） - 救助・救急活動に係る関係機関への協力（出動）要請等 - 緊急時医療対策の実施 - 消火活動の実施（消防） - 飲食物の摂取制限等

			・社会秩序の維持対策の実施 ・交通の確保対策の実施（県管轄道路）	・汚染の除去に係る協力 ・要配慮者対策の実施 ・社会秩序の維持対策の実施
--	--	--	---	--

第2 放射性同位元素取扱事業所災害の場合

第1 「2 放射性同位元素等の事業所外運搬の場合」と同様に対応するものとする。

第3 不法廃棄等事案の場合

事項	発見者	国	県	芦屋市
不法廃棄等の発見	・発見通報	・発見の通報の受領	・発見の通報の受領	・発見の通報の受領
危険時の措置		・必要な対策の実施	・災害警戒本部の設置	・災害警戒本部の設置
災害の発生			・災害対策本部の設置	・災害対策本部の設置
応急対策の実施			・必要に応じ次の対策を実施 ・緊急時モニタリングの結果の収集 ・公的研究機関等への緊急時モニタリング実施要請 ・災害広報の実施 ・各種相談の実施 ・救助・救急活動に係る関係機関への協力（出動）要請等 ・緊急時医療対策の実施 ・飲食物の摂取制限等 ・汚染の除去に係る協力 ・要配慮者対策の実施 ・社会秩序の維持対	・必要に応じ次の対策を実施 ・緊急時モニタリングを実施した場合の結果の連絡（消防） ・緊急時モニタリング結果の収集 ・災害広報の実施 ・各種相談の実施 ・救助・救急活動の実施（消防） ・救助・救急活動に係る関係機関への協力（出動）要請等 ・緊急時医療対策の実施 ・消火活動の実施（消防） ・飲食物の摂取制限等

			策の実施 ・交通の確保対策の実施（県管轄道路）	・汚染の除去に係る協力 ・要配慮者対策の実施 ・社会秩序の維持対策の実施
--	--	--	----------------------------	--

第4 市外原子力災害等事案の場合

事項	発見者	国・立地都道府県	県	芦屋市
原子力災害が発生する おそれがある事象の発生	・事象発生 of 通報	・事象発生 of 通報の受領	・事象発生 of 連絡の受領 ・市町等への連絡	・連絡の受領
災害の発生	・原子力事業者としての緊急事態応急対策の実施	・国・立地都道府県としての緊急事態応急対策の実施	・災害警戒本部の設置 ・災害対策本部の設置	・災害警戒本部の設置 ・災害対策本部の設置

応急対策の実施			・ 必要に応じ次の対策を実施 ・ 緊急時モニタリングの結果の収集 ・ 公的研究機関等への緊急時モニタリング実施要請 ・ 災害広報の実施 ・ 各種相談の実施 ・ 緊急時医療対策の実施(放射線被ばく検査の実施) ・ 飲食物の摂取制限等 ・ 要配慮者対策の実施 ・ 社会秩序の維持対策の実施	・ 必要に応じ次の対策を実施 ・ 災害広報の実施 ・ 各種相談の実施 ・ 緊急時医療対策の実施(放射線被ばく検査の実施) ・ 飲食物の摂取制限等 ・ 要配慮者対策の実施 ・ 社会秩序の維持対策の実施
----------------	--	--	--	---

第3節 活動体制の確立

第1 災害対策本部の設置基準

市長は、次の場合、災害対策本部を設置するものとする。また、災害対策本部を設置した場合は、県に報告する。

1	放射性物質事故が発生し、多大な被害が生じた場合又はそのおそれがある場合において、災害応急措置を実施し、又は災害応急対策に備えるため、必要があると認められるとき。
2	その他不測の事態が生じ又は生じるおそれがあるため、必要があると認められるとき。

第2 災害対策本部の設置場所

1	災害対策本部は、東館3階中会議室に設置する。
2	必要に応じて、事故現場に近い利便の場所に現地災害対策本部を設置する。

第3 職員の動員

1 職員の動員配備指令

(1) 防災指令

災害対策本部長	災害の規模等により、必要な活動体制を確立するために、各災害対策部長に防災指令を発令する。
統括部長	次の基準に従って、災害対策本部長に防災指令の発令について進言する。

<防災指令の種類と基準>

防災指令の種類	防災指令の発令基準 大規模事故等
防災指令 第1号	事故等により、小規模かつ局地的な災害が発生し、又はそのおそれがあるとき
防災指令 第2号	事故等により、市内広域にわたる災害や甚大な局地的災害が発生し、被害の拡大が予想されるとき
防災指令 第3号	事故等により、市内広域にわたる災害や甚大な局地的災害が発生し、更に被害の拡大が予想されるとき

(2) 配備体制

勤務時間内に災害が発生した場合	各災害対策部は通常の業務を一時停止、又は縮小し、定められた配備につく。
勤務時間外に災害が発生した場合	防災指令の基準により配備体制を判断し、配備対象となる職員は直ちに参集し、定められた配備につく。なお、突発性重大事故等の発生を知った場合等については、職員は自主参集するものとする。
災害発生直後に第1号又は第2号配備体制とした場合	被害の拡大状況等により、配備体制を強化する必要があると判断される場合は、各災害対策部長は各災害対策部毎に配備体制を強化するとともに、直ちに災害対策本部長に報告する。

災害対策本部長が、各災害対策部長から配備体制強化の報告を受けた場合	災害の状況、職員の対応状況等から総合的に判断し、必要と認められる場合は、防災指令を強化発令し、応急活動に万全を期する。
-----------------------------------	---

第4 応援要請

1 自衛隊への派遣要請

市長は、県知事に対して自衛隊の派遣要請の要求を実施する場合は、阪神南県民センター長及び芦屋警察署長等と十分連絡をとるものとする。

(1) 災害派遣要請基準

1	災害対策本部長は、災害に際し、市職員の動員だけでは人命又は財産を保護するための応急対策の実施が不可能又は困難であると認められる場合に派遣要請の要求を行う。
2	各災害対策部長は、災害に際し、各災害対策部において実施すべき応急対策の実施が困難な場合に、自衛隊派遣要請の要求を本部長に上申する。
3	特に大規模の災害が発生した場合は、概括的情報に基づき判断する。

(2) 災害派遣時に支援を受ける救援活動内容

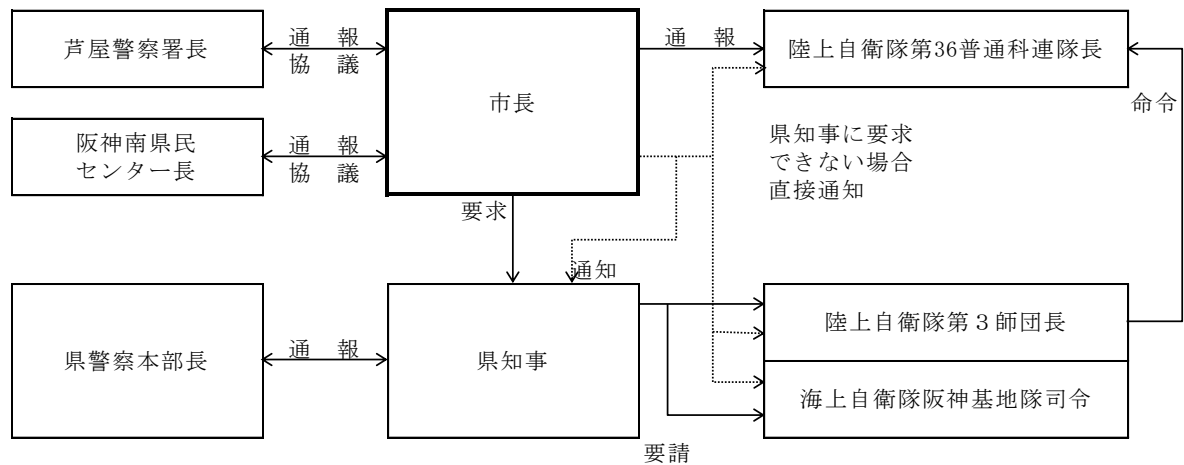
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動
避難者の援助	避難者の誘導、輸送等
負傷者等の搜索救助	負傷者等の搜索救助（通常他の救援作業等に優先して実施）
消防活動	利用可能な消防車等その他防火用具（必要な場合は航空機等）による消防機関への協力（消火剤等は、通常関係機関が提供）
応急医療、救護及び感染症対策	被災者に対する応急医療、救護及び感染症対策（薬剤等は、通常派遣要請者が提供）
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は特に緊急を要する場合に限る。）
炊飯及び給水	炊飯及び給水の支援
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛省の所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」に基づき、被災者に対し生活必需品等の無償貸与又は救じゅつ品の譲与
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の処置をとることとする。

(3) 災害派遣要請要領

1	災害対策本部長（市長）又は副本部長（副市長）は、自衛隊の支援が必要と判断したときは、次の事項を明らかにして芦屋警察署長及び県災害対策阪神南地方本部長（阪神南県民センター長）と連絡調整し、県知事に要求するとともに自衛隊に通報する。 要請の要求は原則として文書が必要であるが、先に電話で連絡し、後日文書であらためて処理する。
---	---

	①災害の状況及び派遣を必要とする理由 ②派遣を希望する期間 ③希望する派遣区域及び活動内容 ④要請責任者の職氏名 ⑤災害派遣時における特殊携行装備又は作業種類 ⑥派遣地への最適経路 ⑦連絡場所及び現場責任者氏名並びに標識又は誘導地点及びその標示
2	災害対策本部長（市長）又は副本部長（副市長）は、通信等の途絶により、県知事に対して災害派遣の要求ができない場合、その旨及び災害の状況を直接自衛隊に通知することができる。この場合は、その旨を速やかに所定の手続により県知事に通知しなければならない。
3	災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、都道府県知事等の要請を待ついとまがないときは、要請を待つことなく自衛隊が派遣される場合がある。

<派遣及び撤収要請手続経路図>



<要請時の連絡先>

区 分		電 話 番 号
県	（災害対策本部設置時） 災害対策本部事務局 対策局統括班	TEL (078)341-7711（代） (078)362-9861（直）（時間内外とも） TEL 87-151-5579（衛星） FAX (078)362-9911～2 FAX 87-151-6380～1（衛星）
	（災害対策本部未設置時） 災害対策課 防災・危機管理班	
	県災害対策阪神南地方本部 （阪神南県民センター 県民交流室総務防災課）	TEL (06)6481-8072、4519（時間内外とも） TEL 89-171-511～2（衛星） FAX (06)6483-3664 FAX 89-171-611（衛星）
	芦屋警察署	TEL 23-0110 FAX 22-8660

区 分		電 話 番 号	
		勤務時間内	勤務時間外
自衛隊※	陸上自衛隊 第3師団 (第3部防衛班) (伊丹市広畑1-1)	TEL (072) 781-0021 (時間内外とも)	
		内線 3735、3737	内線 3301 (司令部当直)
		FAX 3724	FAX 3301
		TEL 7-985-32 (衛星)	TEL 7-985-32 (衛星)
	陸上自衛隊 第36普通科連隊 (第3科) (伊丹市緑ヶ丘7丁目1-1)	FAX 7-985-61 (衛星)	FAX 7-985-61 (衛星)
		TEL (072) 782-0001 (時間内外とも)	
		内線 4037	内線 4004 (部隊当直)
		FAX 4034	FAX 4034
	海上自衛隊 阪神基地隊 (警備科) (神戸市東灘区魚崎浜町37)	TEL (078) 441-1001 (時間内外とも)	
		内線 230	内線 220 (当直士官)
		FAX 239	FAX 389

※FAX する場合は、事前に先方へ連絡すること。

(4) 自衛隊の受入れ

自衛隊派遣が決定した場合、次の点に留意して派遣部隊の活動が十分行えるよう努める。

自衛隊の受入れ担当	自衛隊の受入れ、災害対策本部と自衛隊との間における総合調整は、統括部本部班が当たる。
放射性物質事故災害対策本部への自衛隊連絡班の参加	自衛隊連絡所を、災害対策本部オペレーションルーム（東館3階大会議室）に設ける。また、必要に応じて災害対策本部会議に参加を要請する。
ヘリポートの確保	「第6節 第16ヘリコプターの利用」に基づく。
作業実施期間中の現場責任者の設定	作業実施期間中は、応援を受ける各担当災害対策部長が現場に責任者をおき自衛隊現地指揮官と協議し、作業の推進を図る。
派遣部隊の作業に必要な資機材の準備	派遣部隊の行う応急復旧に必要な資機材等については、できる限り市で準備し速やかに活動が開始できるよう留意する。
派遣部隊の宿泊施設又は設営適地の準備	自衛隊の野営適地として、ミラタツパーク芦屋（総合公園）を充てる。

(5) 経費負担区分

災害派遣を受けた機関は、原則として自衛隊の救援活動に要した次の経費を負担することとする。

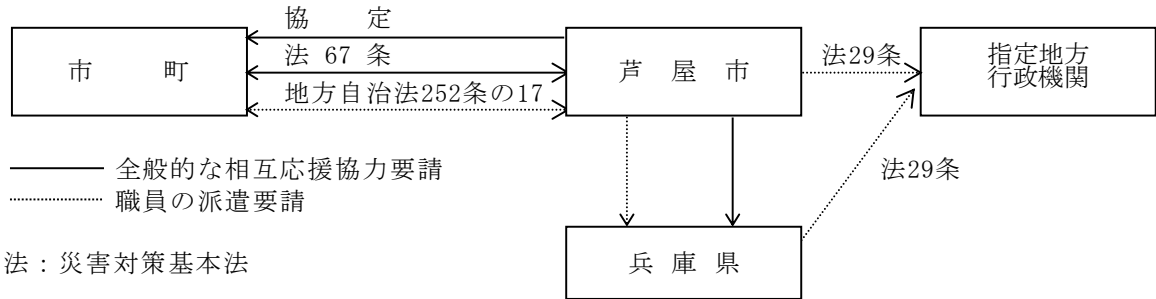
1	派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材等（自衛隊装備に係るものを除く。）の購入費、借上料及び修繕費
2	派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
3	派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水道費及び電話料等
4	派遣部隊の救援活動中発生した損害に対する補償費（自衛隊の装備に係るものを除く。）
5	派遣部隊の救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義がある場合は、自衛隊と派遣を受けた機関が協議する。

(6) 撤収要請

災害救援活動が終了し、自衛隊の派遣の必要がなくなったとき、又は作業が復旧の段階に入った場合、災害対策本部長は速やかに芦屋警察署長及び阪神南県民センター長と連絡調整し、知事あてに自衛隊の撤収要請の連絡をとる。

第5 広域的な応援体制

<応援協力要請系統図>



1 県への応援の要求（要請）

災害時に県又は他自治体への応援若しくは応急措置の実施を要請するときは、関係法令に基づいて行う。

応援の要求（要請）	①災害対策本部長は、概括的被害状況等により応援の要求（要請）の必要性を判断し、県災害対策阪神南地方本部（阪神南県民センター）を通じて、県知事に応援の要求（要請）、又は他自治体等への応援を要請する。 ②連絡担当は防災安全課とする。まず下表の電話等によって要請し、必要に応じ後日文書によりあらためて処理する。 ③緊急を要する場合は、各災害対策部において県の各担当部署に直接要請することができる。その場合は、事後において統括部本部班に報告する。
要請時に明らかにすべき事項	①災害の原因及び被害の状況 ②必要とする応援の内容、理由 ③必要とする応援の人員、資機材、期間、場所 ④その他必要な事項

<要請連絡先>

区 分		電 話 番 号
県	（災害対策本部設置時） 災害対策本部事務局 対策局統括班	TEL (078)341-7711（代） (078)362-9861（直）（時間内外とも） TEL 87-151-5579（衛星） FAX (078)362-9911～2 FAX 87-151-6380～1（衛星）
	（災害対策本部未設置時） 災害対策課 防災・危機管理班	
	県災害対策阪神南地方本部 （阪神南県民センター 県民交流室総務防災課）	TEL (06)6481-8072、4519（時間内外とも）
		TEL 89-171-511～2（衛星） FAX (06)6483-3664 FAX 89-171-611（衛星）

2 他自治体への応援要求（要請）

災害時に他の自治体に応援を要請するときは、関係法令及び相互応援協定等に基づいて行う。相互応援協定を締結している近隣の自治体が被災している場合は、県に調整を要請するほか、他の自治体に応援を要請する。

応 援 の 要 請	①災害対策本部長又は各災害対策部長は、概括的被害状況等により応援要請の必要性を判断する。 ②相互応援協定等により応援を要請する場合は、各協定等に定められた所管の各災害対策部長が災害対策本部長に上申し、各協定等に定められた者が要請する。（防災安全課、消防本部、上下水道部、市民生活部、市立芦屋病院） ③相互応援協定等によらない場合は、災害対策本部長が要請する。災害対策本部長が要請できないときは、災害対策副本部長（副市長）が要請する。 ④まず電話等により要請し、後日文書によりあらためて処理する。
相 互 応 援 協 定 等	①本市が災害対策に関連して締結している他自治体との相互応援協定等は、「相互応援協定等の概要と連絡担当」のとおりである。このほか、個別の活動に限定したものについては、各計画中に示す。 ②協定における応援の範囲、応援の方法、費用の負担その他必要な取り決め事項の詳細は、それぞれ各協定書のとおりである。 ③協定自治体は、その相接する地域及び当該地域の周辺部で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、事態が緊急を要するときは、応援の要請の有無にかかわらず、消防、水防、救助その他災害の発生を防ぎよし、又は被害の拡大を防止するため、必要な応急措置について、相互に応援を行う。
連 絡 先	「近隣自治体の連絡先」に示すとおり。

資料編参照

応急-A8-2	相互応援協定等の概要と連絡担当
応急-A1-14	近隣市町の連絡先

3 他自治体への応援

他自治体の災害時に、災害対策基本法及び応援協定による応援を県及び被災自治体から要請された場合は、要請を拒む正当な理由がない限り、県とともに応援計画を作成し、必要な応援又は災害応急対策を行うこととする。

資料編参照

応急-A8-2	相互応援協定等の概要と連絡担当
---------	-----------------

4 職員の派遣要請

(1) 職員の派遣要請

1	前記の応援協力要請系統図に基づき行う。
2	職員の派遣を希望する部長は、派遣希望職員等を、統括部受援班に申し出る。

3	職員の派遣、又は派遣のあっせんを要請する場合は県知事に対し、次に掲げる事項を記載した文書をもって行う。
4	ただし、緊急を要する場合は、電話で要請し、後日文書であらためて処理する。

(2) 職員の派遣を要請する際に明らかにすべき事項

1	派遣を要請する理由
2	派遣を求める職員の職種別人員数
3	派遣を必要とする期間
4	派遣される職員の給与その他の勤務条件
5	前各号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項

資料編参照

応急-6

災害派遣手当の支給に関する条例

5 指定公共機関、防災関係民間団体等への応援要請

指定公共機関、指定地方公共機関、防災関係民間団体等の協力を得て、適切な応急対策活動を実施する。

<防災関係公共機関・民間団体等への連絡担当部局>

団体等名・協定名	連絡担当
大阪ガス株式会社、関西電力株式会社	消防部
鉄道関係機関	統括部電話応対班
西日本電信電話株式会社、 芦有ドライブウェイ株式会社、 日本通運株式会社ほかトラック業者等	統括部本部班、建設部建設総務班
日本放送協会神戸放送局ほか報道関係機関	統括部広報・渉外班
芦屋市医師会等	避難対策部医療班
日本赤十字社兵庫県支部	避難対策部援護班
建設業組合等・造園業組合	建設部

6 応援の受入れ体制

(1) 受入れの担当

受入れ対象	受入れ担当
ア 食料及び生活必需品	支援対策部物資調達班
イ 人的応援（消防部、上下水道部、支援対策部、市立芦屋病院）	応援を要請した各災害対策部
ウ 人的支援（イを除く）	統括部庶務班

(2) 宿泊場所

宿泊場所は、南館4階とする。ただし、宿泊者が多数のときは市内の保養所又は近隣市の宿泊施設の借り上げを、建設部施設管理班及び統括部庶務班が検討する。

第6 ヘリコプター支援要請計画

災害に際し必要な応急対策を実施するため、県消防防災航空隊・神戸市航空機動隊による支援を要請するほか、状況により海上保安庁の機関やドクターヘリ基地病院に対し、ヘリコプター等による支援を要請する。

1 兵庫県消防防災航空隊ヘリコプター支援の原則

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で次の用務に該当するとき、災害対策本部長が要請する。

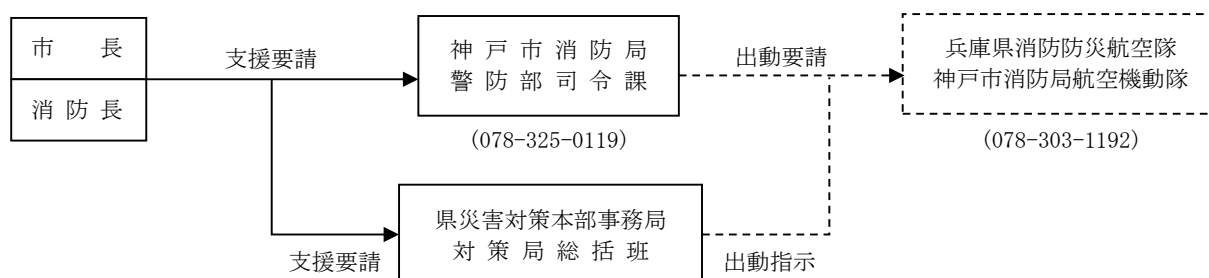
1	緊急に人命救助をする必要があるとき
2	医薬品などの緊急物資を輸送する必要があるとき
3	航空機の運航は原則として日の出から日没までの間とし、県の災害対策用務に支障のないとき

2 支援要請方法

1	各災害対策部長は、県にヘリコプターの支援要請をする必要がある場合は、統括部本部班に「4 要請に際し連絡すべき事項」を明らかにして、災害対策本部長に上申する。
2	兵庫県消防防災ヘリコプター緊急運航要領に基づき要請する。 支援要請は、市長又は消防長名をもって神戸市消防局警防部司令課に対し電話等で手続を行い、事後速やかに消防防災ヘリコプター緊急運航要請書を県(消防課)に提出する。 ただし、県災害対策本部が設置された場合は、県災害対策本部事務局と調整する。
3	他機関(他府県消防本部等)に対するヘリコプター等の支援要請についても、県に対する場合と同様とする。

3 連絡系統

- 神戸市消防局警防部司令課 (昼夜問わず) TEL (078) 330-0119 FAX (078) 325-8529
- 兵庫県消防防災航空隊 (昼間) TEL (078) 303-1192
- 神戸市消防局航空機動隊航空係 FAX (078) 302-8119
- 県災害対策局消防課消防班 TEL (078) 362-9821 (救急救助・ヘリなど)
- FAX (078) 362-9915
- 県災害対策本部事務局対策局総括班 TEL (078) 362-9861
- FAX (078) 362-9911～2



4 要請に際し連絡すべき事項

支援を要請する場合は、次の事項について連絡を行う。

1	支援を求める理由及び目的地
2	現地責任者氏名
3	人命救助、医薬品の緊急輸送等の内容
4	人命救助の場合、救助されるものの性別年齢等
5	着陸場との連絡方法

5 措置する事項

災害対策本部長は、消防部に次の措置をとるよう指示する。

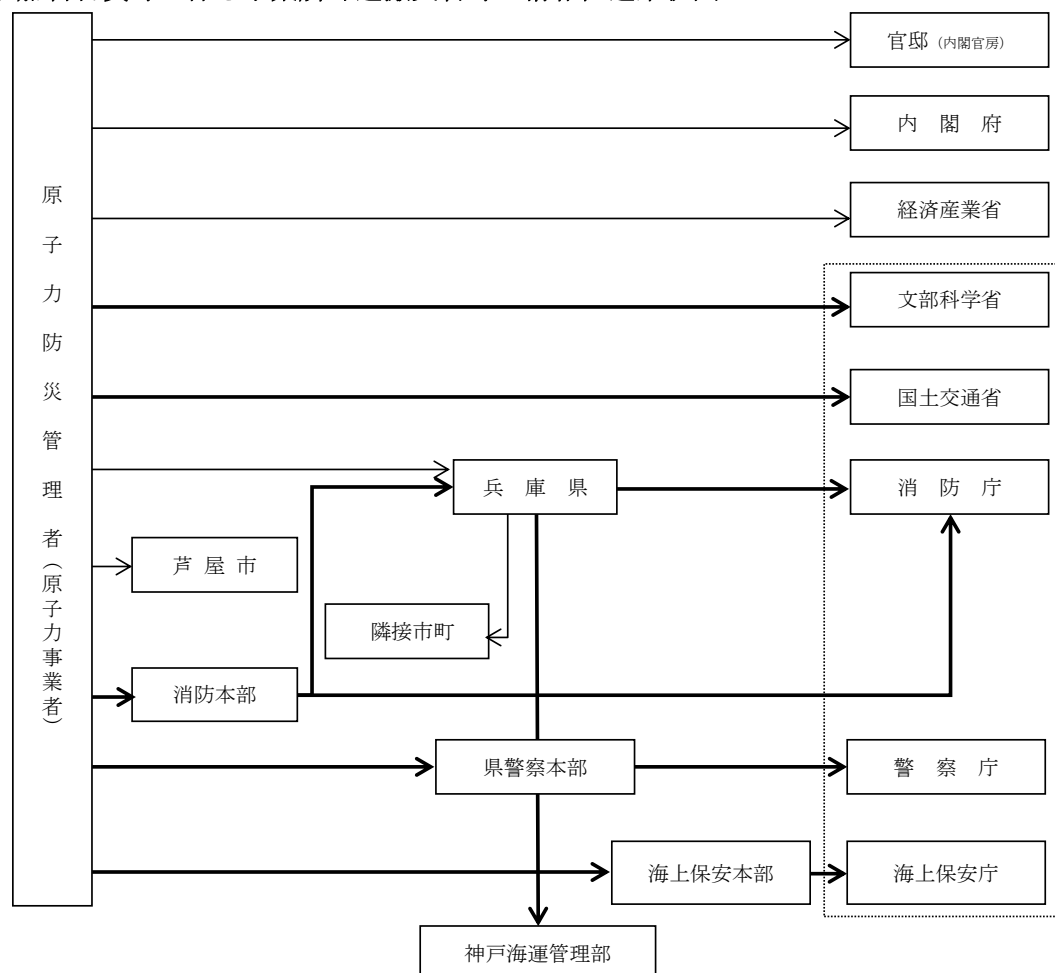
1	着離発着場の選定
2	離発着場における措置（散水、ヘリポート表示、風向表示、ヘリコプターの誘導）

第4節 情報の収集・伝達

第1 事業所外運搬災害等の第一報の情報伝達

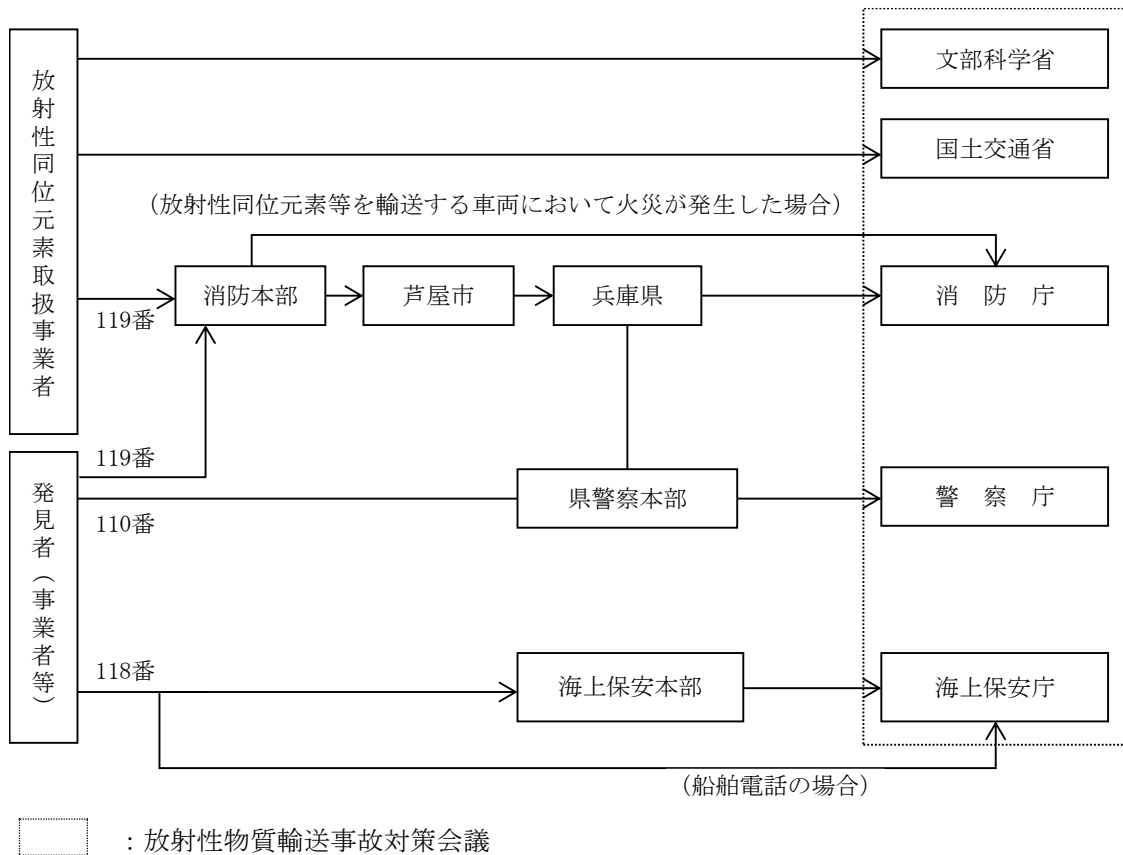
核燃料物質等の事業所外運搬の場合	市は、次に掲げる事態を覚知した場合には、第一報を県及び消防庁に対して、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く分かる範囲で報告するものとする。 ①核燃料物質を輸送する車両において、火災が発生した場合（発生するおそれがあるものを含む。）及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があった場合。 ②原子力災害対策特別措置法第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が消防本部にあった場合。
放射性同位元素等の事業所外運搬の場合	市は、放射線同位元素等を輸送する車両において、火災の発生した場合（発生するおそれがあるものを含む。）を覚知した場合には、第一報を県及び消防庁に対して、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告するものとする。

<核燃料物質等に係る事業所外運搬災害等の情報伝達系統図>



- ：特定事象発生時若しくは災害に至らない場合又は災害に至る前段階の情報伝達系統
———：特定事象発生時の情報伝達系統
□：放射性物質輸送事故対策会議（災害に至らない場合、又は災害に至る前段階で開催される。）

<放射性同位元素等の事業所外運搬災害等の情報伝達系統図>



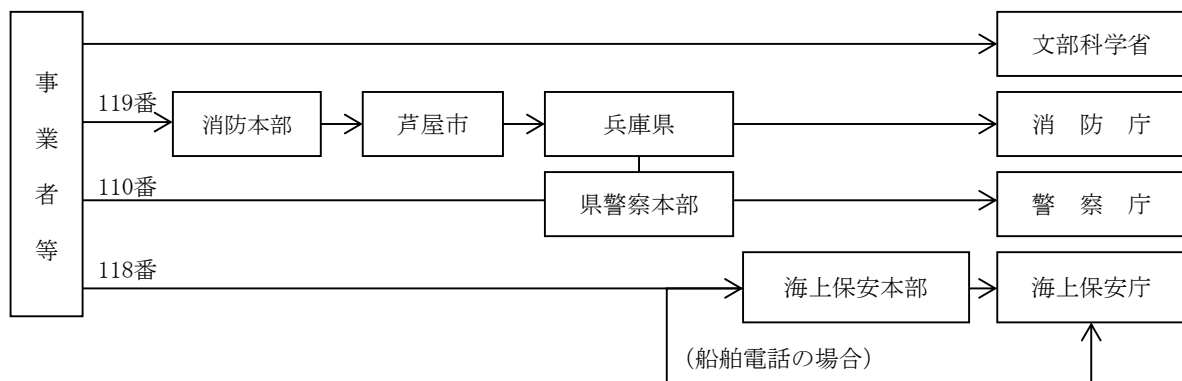
第2 核燃料物質等及び放射性同位元素取扱事業所災害等の第一報の情報伝達

「第1 事業所外運搬災害等の第一報の情報伝達」に準じて対応するものとする（ただし、国土交通省への通報は要しない）。

第3 不法廃棄等事案発生時の情報伝達

「第1 放射性同位元素等の事業所外運搬の場合」に準じて対応するものとする。

<不法廃棄等事案発生時の情報伝達系統図>



第4 災害情報等の収集、報告等

1 収集の方法

市は、対象原子力災害等の状況及びこれに対してとられた措置に関する情報（以下「災害情報」という。）を収集するものとする。

2 報告基準

市は、以下の種類の対象原子力災害等が発生したときは、県に災害情報等を報告するものとする。

1	災害対策本部を設置したもの。
2	対象原子力災害による被害に対して、国の特別の財政的援助を要するもの。
3	対象原子力災害等の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、特に報告の必要があると認められる程度のもの。
4	1に定める災害になるおそれのある対象原子力災害等など。

3 報告系統

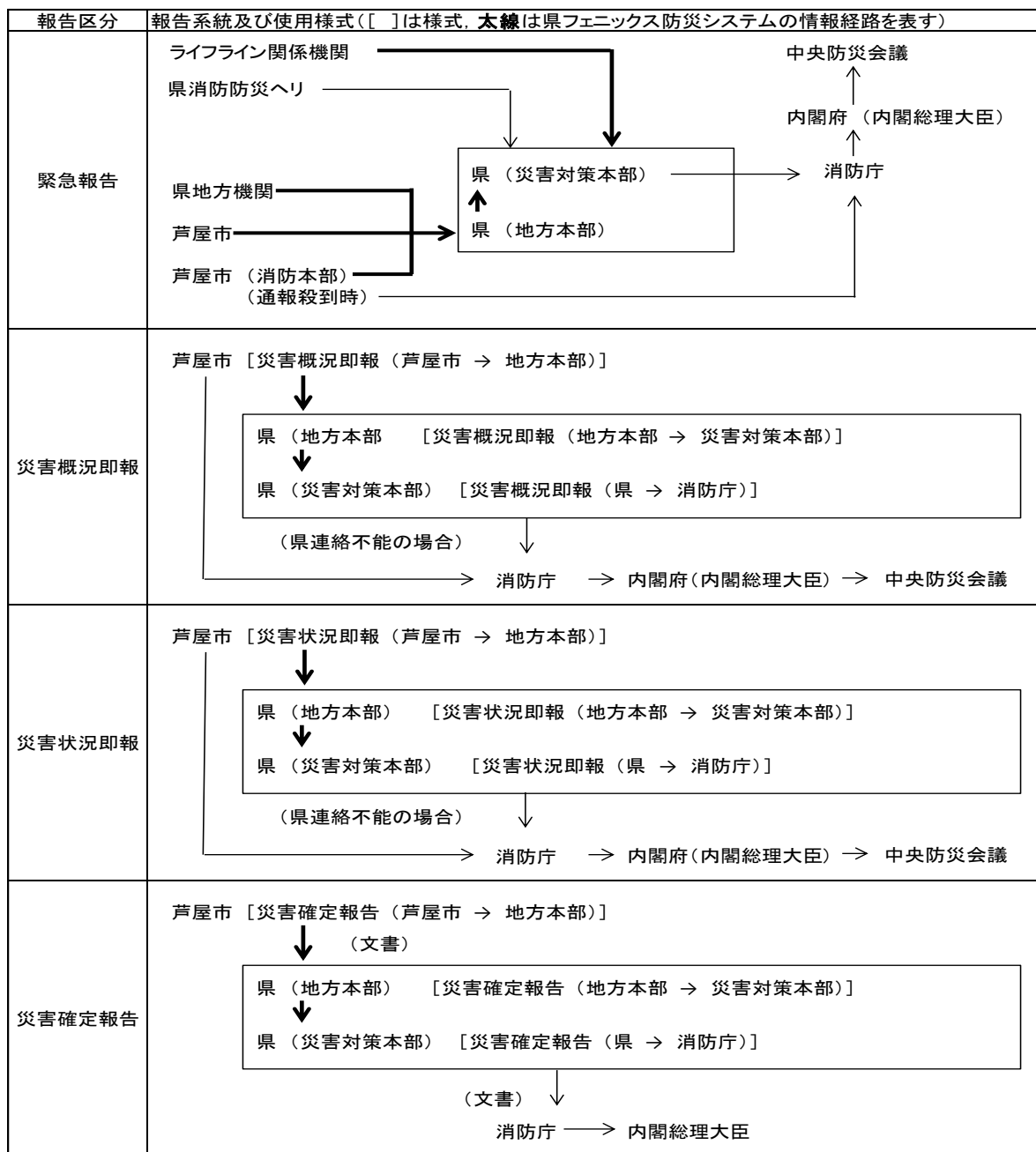
市は、県に災害情報を報告するものとする。

市は、通信の不通等により県に報告できない場合及び緊急報告を要する場合、内閣総理大臣に対して直接災害情報を報告するものとする。ただし、その場合にも市は県との連絡確保に努め、連絡が取れるようになった後は、県に対して報告するものとする。

4 災害情報の伝達手段

市	①対象原子力災害等の発生を覚知したときは、速やかに県フェニックス防災システムに情報を入力するものとする。 ②あらかじめ県が指定する時間ごとに市域の災害情報を取りまとめ、県フェニックス防災システムに入力するものとする。 ③必要に応じて有線若しくは無線電話又はFAXなども活用するものとする。
有線が途絶した場合	兵庫衛星通信ネットワーク（衛星系・地上系）、西日本電信電話株式会社災害対策用無線、警察無線等の無線通信施設等を利用するものとする。必要に応じ、他機関に協力を求め、通信手段を確保するものとする。
全ての通信施設が不通の場合	通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段を尽くして伝達するものとする。

5 報告内容



(1) 緊急報告

1	市は、事務所の周辺の状況を「庁舎緊急報告」の様式により、県（災害対策本部が設置されている場合は災害対策本部、災害対策阪神南地方本部（阪神南県民センター）経由。以下「県（災害対策本部、災害対策阪神南地方本部（阪神南県民センター）経由）」という。）へ衛星電話、FAX 等最も迅速な方法で通報するものとする。また、防災端末設置機関は、原則として防災端末（事務所被害報告の機能を活用）により報告するものとする。
2	市は、多くの死傷者が発生する等消防本部への通報（電話・来庁を問わない。）が殺到した場合、直ちに消防庁、県（災害対策本部、災害対策阪神南地方本部（阪神南県民センター）経由）それぞれに対し報告するものとする。消防庁に対しては、県を経由することなく直接報告し、その旨県にも後で報告するものとする。

(2) 災害概況即報

市は、報告すべき対象原子力災害等を覚知したときは、直ちに第一報を県（災害対策本部、災害対策阪神南地方本部（阪神南県民センター）経由）に報告し、対象原子力災害等の初期段階で被害状況が十分把握できていない場合には、速やかに人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的信息も含め、〔災害概況即報〕の様式により把握できた範囲から、逐次、県（災害対策本部、災害対策阪神南地方本部（阪神南県民センター）経由）へ報告するものとする。特に、対象原子力災害等が自らの対応力のみでは十分な対策を講じることが出来ない規模であると予想される場合は、至急その旨を県（災害対策本部、災害対策阪神南地方本部（阪神南県民センター）経由）へ報告するものとする。

(3) 被害状況即報

市は、被害状況に関する情報を収集し、〔被害状況即報〕の様式により県（災害対策本部、災害対策阪神南地方本部（阪神南県民センター）経由）に報告するものとする。県は、被害状況に関する情報をとりまとめる時間を指定するが、市は内容が重要と判断される情報を入手したときは、随時報告するものとする。

(4) 災害確定報告

市は、応急措置完了後速やかに県（災害対策本部、災害対策阪神南地方本部（阪神南県民センター）経由）に文書で災害確定報告を行うものとする。

6 災害状況等の収集伝達計画

市における被害状況	市における被害状況及び応急対策実施状況の収集並びに応急対策の指示伝達は、「第1章 第2節 体制の整備等」による。
-----------	--

7 支援要請

市は、大規模な被害により単独に応急活動を実施することが困難となった場合の主な応援要請系統をあらかじめ定めておくものとする。

第5節 災害応急活動の実施

第1 緊急時モニタリング等について

核燃料物質等の事業所外運搬災害等の場合及び放射性同位元素等の事業所外運搬災害等の場合に、事故等の通報を受けて出動し、放射線量の測定を実施したときは、その結果を県、市に連絡するものとする。

また、国が公表している空間放射線量率のデータを監視し、市内への影響を調査する。
不法廃棄事案の場合についても同様とする。

第2 飲料水・食品等の放射性物質濃度の測定

市及び水道事業者等は、国からの指示等により、放射性物質の濃度測定を実施するとともに、県が実施する測定が円滑に行われるよう協力することとする。

第3 災害情報等の提供と相談活動の実施

災害広報 の 実 施	①放射性物質事故災害が発生した場合 災害等の状況、安否情報、医療機関などの情報、農林畜水産物の安全性の確認の状況、各機関が講じている施策に関する情報、交通規制等周辺住民に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供するものとする。この場合、市は、被害状況、応急対策の実施状況、市民のとるべき措置等について積極的に広報するものとする。 ②広報の方法 記者発表等による情報提供のほか、あらゆる媒体を活用して広報に努めるものとする。
各種相談 の 実 施	市は、被災者のための相談窓口を設け、市民からの相談又は要望事項を聴取し、その解決を図るものとする。

第4 救援・救護活動の実施

1 避難対策の実施

1	市は、国からの指示があった場合、又は危険情報を把握した場合には、住民等の屋内退避等を実施する。
2	市は、国からの指示があった場合、又は危険情報を把握した場合には、O I L※の基準に基づき、住民の避難・一時移転を実施する。
3	市は、避難、一時移転が必要となった場合は、国、県、専門機関、事業者と連携し、避難退域時検査を実施する。

※O I L：環境への放射性物質の放出後、主に確率的影響の発生を低減するための防護措置を実施する際の判断基準。

その他の場合にあつては、市長は、事業者等が行う緊急時モニタリング結果等に基づき、被害予想地区の市民に対し、勧告・指示の内容、伝達方法、警戒区域の設定、避難誘導、避難

所の開設・運営、屋内退避等の区分に応じた措置をとるものとする。

2 救急・救助対策の実施

現場における負傷者等の救出等	【救出担当機関】 ①救出に当たってモニタリングを行うなど職員の十分な汚染・被ばく管理を行いつつ、救出を行うものとする。 ②災害の規模・内容等を考慮の上、直ちに必要な人員機材等を現場に出動させ、救出に当るものとする。なお、救出に当たっては、事業者側の放射線管理の専門家等と連携を図るものとする。
現場から医療施設への負傷者等の搬送	【搬送担当機関】 ①直ちに職員、搬送車両等を現場に出動させ搬送にあたるものとする。なお、搬送に当たっては、放射能測定等により負傷者の状態把握に努めるとともに、職員の十分な汚染・被ばく管理を行うものとする。 ②放射線に被ばくした者（被ばくしたおそれのある者を含む。）、放射性物質により汚染された者（汚染されたおそれのある者を含む。）（以下「汚染・被ばく者等」という。）等を搬送する場合は、以下の事項に留意するものとする。 ◇職員の二次汚染を防ぐため、搬送に従事する職員は、ゴム手袋、帽子、汚染防止衣、マスク等を着装する。 ◇機材等の二次汚染を防ぐため、担架等に直接触れないようにビニール毛布等を使用する。また、救急車等の床をビニールシート等でカバーする。 ◇過度の被ばく又は汚染を受けたと判断される負傷者の搬送に当たっては、頭部を三角巾で、体幹四肢をビニールシート（濡れているとき）・毛布等で包み、直接身体に触れないよう注意する。なお、負傷者の発汗・過剰保温に留意する。
医療関係者の出動要請並びに搬送中の救急措置	市は、事故等の状況により自ら必要があると認めるとき、又は事業者等から要請があり、必要と認めたときは緊急被ばく医療についての研修・訓練を受けている医療関係者を現場へ出動させるものとする。なお、その際には放射線管理の専門家が同行又は合流するものとする。

3 消火活動の実施

放射性物質の輸送中の事故に伴う火災に対する消火活動	【消防本部の措置】 ①消火に当たっては輸送責任者等関係機関との連携を図るとともに、現場における情報収集活動を行うものとする。 ②国の専門家等が派遣された場合には、その助言を受けて適切に対応するものとする。 ③消防活動の実施に当たっては、防護服、自給式呼吸器等の着装、ポケット線量計、熱蛍光線量計（TLD）等の個人被曝測定用具の所持等により消防隊員の汚染又は被ばくを最小限にとどめるよう配慮するものとする。また、必要に応じ、汚染検査と除染を行うものとする。
放射性同位元素取扱事業所の火災に対する消火	【消防本部の措置】 ①放射性同位元素取扱事業所の火災は、放射線による被ばくや放射性同位元素による汚染のおそれがあることから、消防活動の実施に当たっては

活	動	事業者の協力を求めるとともに、あらかじめ作成した警防計画や次の点に留意するものとする。 ◇火災が放射線施設等に係るものか否か、又は放射線施設等への延焼危険の有無 ◇放射性同位元素の拡散危険の有無 ◇要救助者の有無 ◇放射線量 ②消防警戒区域を設定するに当たっては、風向や放射線レベルに関する施設側の意見を考慮の上、一般の警戒区域より広く設定するものとする。 ③隊員及び団員の安全管理及び汚染の拡大防止を図るため、施設管理者に対して概ね1 mSv/hr 以上の放射線が検出された範囲を基準として、放射線危険区域の設定を求めるものとする。 ④危険区域への進入に当たっては、防護服とともに自給式呼吸器等を着装するとともに、放射線測定器等の個人被ばく測定用具を所持するものとする。危険区域から退出する前に、必ず汚染検査を行うことを原則とし、その結果必要があれば除染を行うものとする。
---	---	---

4 飲食物の摂取制限等

市は、県の指示により飲食物等の摂取制限を実施したときは、万一、市民の備蓄飲料水等では不足すると認められる場合は、「第8節 食料、飲料水及び生活必需品の調達、供給活動」に基づき、関係住民への応急措置を講じるものとする。

第5 放射性物質による汚染の除去

事業所外運搬災害等及び放射性物質取扱事業所災害等の場合	①市は、事業者による速やかに汚染物質の除去及び除染が行われるよう汚染物質の一時保管場の提供等の必要な協力に努めるものとする。 ②市は、国の専門家等の助言をふまえ、事業者による除去及び除染作業の確認を行うものとする。
不法廃棄等事案の場合	①放射性物質が発見された場所の管理者（以下、管理者という。）は、国、県、市その他関係機関と緊密に連携し縄張り、立入禁止措置等危険防止のために必要な措置を講じるものとする。 ②管理者は、当該放射性物質の除去等を行うものとする。この際、国、県、市、その他の関係機関は、必要な協力を行うものとする。

第6 避難行動要支援者支援対策の実施

避難行動要支援者への支援対策は、「第7節 第3 避難行動要支援者への配慮計画」に基づき実施する。

第7 社会秩序の維持対策

市は、県等関係機関と協力し治安の確保、流言飛語、悪質商法等の防止を行うものとする。

第6節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

第1 緊急輸送活動計画

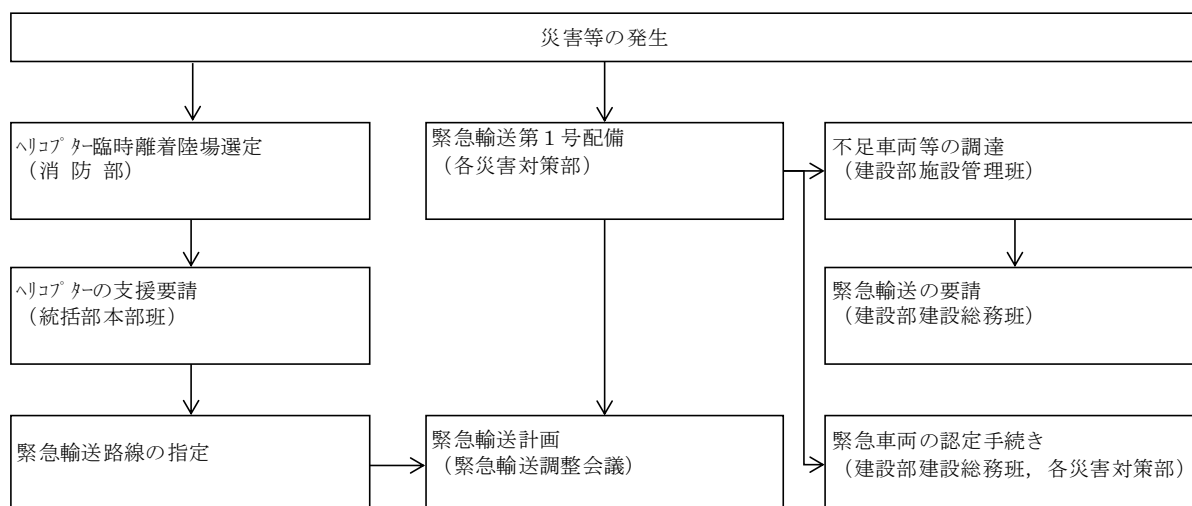
【目的】

被害の状況、緊急度、重要度を考慮しながら交通規制、応急復旧、輸送活動を行う。

【方針】

被災者、災害応急対策要員の移送並びに救助用物資、災害対策用資機材の輸送等は、本計画に基づき実施する。

応急対策の流れ



役割分担

(1) 実施責任

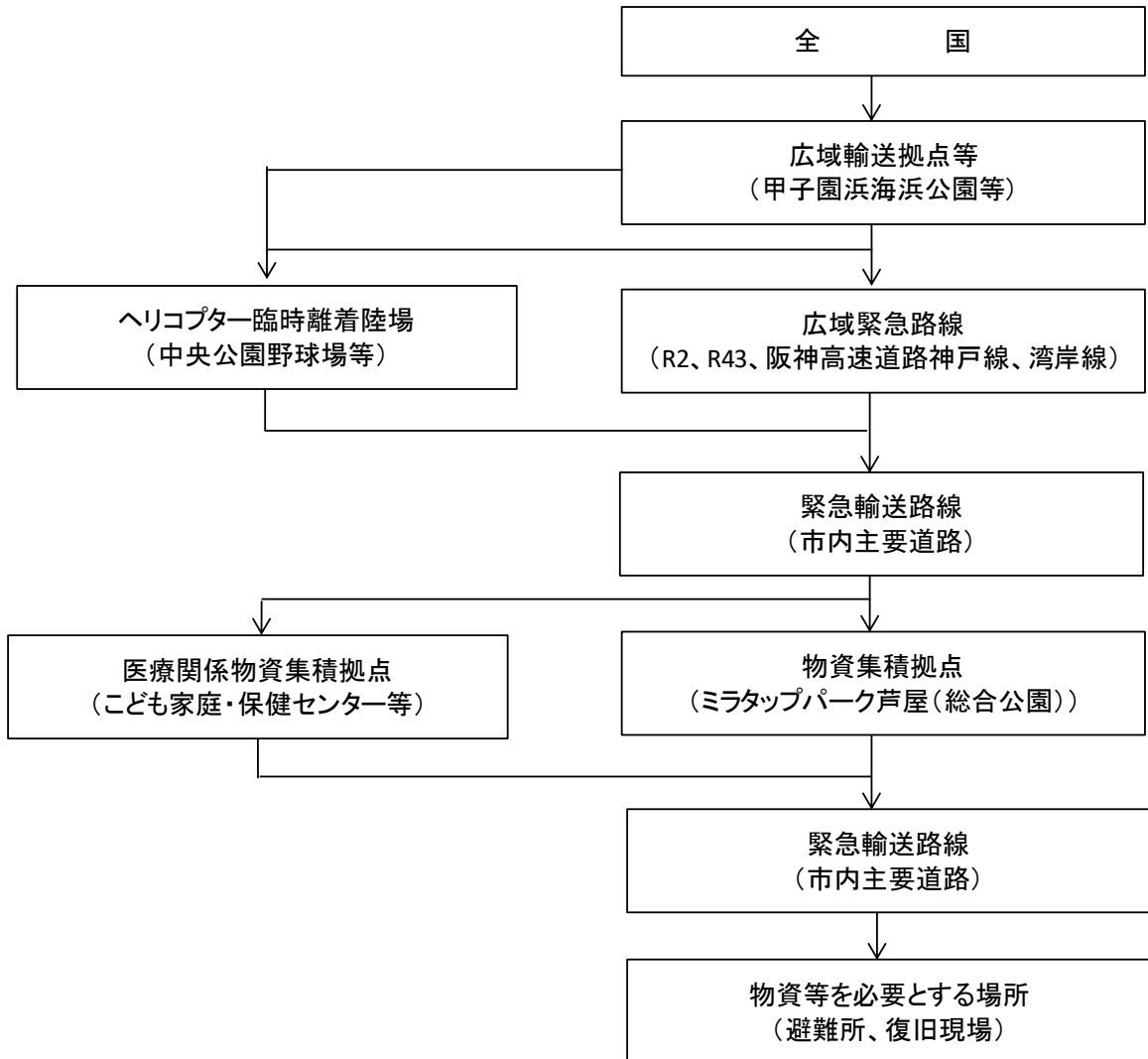
1	輸送、移送の実施は災害対策本部長がこれに当たる。
2	ただし、本市において処理できないときは、災害対策本部長の要請に基づき、県災害対策本部において車両その他の輸送力の確保、調達を行い、輸送移送の応援を実施する。

(2) 役割分担

実施担当		実施内容
災害対策本部	建設部	(1) 運輸業者等との協定に関すること (2) 不足車両等の調達に関すること (3) 公用車の緊急車両の認定手続に関すること (4) 緊急輸送の要請に関すること
	各災害対策部	資材等搬送車の緊急車両の認定手続に関すること
	消防部	ヘリコプターの臨時離着陸場所の設置に関すること
芦屋警察署		緊急輸送車両の認定に関すること
自衛隊		緊急輸送の支援に関すること

協 定 業 者	協定に基づく緊急輸送の協力に関すること
民 間 団 体 等	緊急輸送の協力に関すること

1 緊急輸送システム



※道路寸断等により陸送できず、近隣都市の港湾岸壁等使用可能で、当該岸壁から芦屋市域まで陸送が可能な場合、海上保安庁の機関と協議し、救援物資等の緊急海上輸送を要請する。

※「災害時における施設及び救援物資集積所の利用に関する協定」に基づき、芦屋ベイコート倶楽部内の広場及び道路を利用して、耐震強化護岸からの救援物資輸送を実施するとともに救援物資集積所及び救援物資運搬を実施する。

2 災害救助法による輸送費支出の基準

実 施 責 任	災害救助法が適用された場合は同法による。同法によらない部分及び同法が適用されない場合については、同法に準じて行う。
災害救助法による基準	①救助のため、次に掲げる事項について移送又は輸送を行ったときは、輸送費を支出する。 ◇被災者の避難

	◇医療及び助産 ◇被災者の救出 ◇飲料水の供給 ◇遺体の捜索及び処理 ◇救助用物資の整理配分 ②救助のために支出する輸送費の額は、通常の実費とする。
--	---

3 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

交通の確保・緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行う。

(1) 輸送に当たっての配慮事項

1	人命の安全
2	被害の拡大防止
3	災害応急対策の円滑な実施

(2) 輸送対象の想定

段 階	輸 送 対 象
第1段階	①救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資 ②消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資 ③政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等 ④後方医療機関へ搬送する負傷者等 ⑤緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
第2段階	①第1段階の続行 ②食料、水等生命の維持に必要な物資 ③傷病者及び被災者の被災地外への輸送 ④輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
第3段階	①第2段階の続行 ②災害復旧に必要な人員及び物資 ③生活必需品

4 緊急輸送の実施

(1) 市保有車両等による緊急輸送

ア 市保有車両等の現況

市の保有車両については、下記に示すとおりである。

資料編参照

応急 E4-1

市保有車両一覧表

イ 市保有車両等の緊急輸送第1 配備計画

建設部施設管理班が、予め災害発生直後の第1 配備計画を作成する。

1	各災害対策部所管の車両等は、各災害対策部において使用する。
2	総務課所管の車両等は、施設管理班長が別に定めておく。

ウ 市保有車両等の緊急輸送時使用手続

各災害対策部が、総務課所管の車両が必要な場合は、建設部施設管理班に申し出て、施設管理班長の承認を受ける。

(2) 不足車両の調達等

車 両 の 借 上 げ 等	①市保有車両等で必要な車両を確保することが困難な場合は、建設部施設管理班が災害時の協力協定に基づき、必要な車両等を借り上げ、また必要に応じて運転手を雇い入れる。 ②車両等の調達先は、「輸送業者一覧表」に示す。
---------------	--

資料編参照

応急 E1-1 輸送業者一覧表

(3) 緊急車両の認定

事 前 届 出 済 の 車 両	①緊急通行車両の事前届出制度により届出済証の交付を受けている車両については、他に優先して確認を行い、この場合、確認のための必要な審査は省略される。 ②県災害対策局災害対策課、警察本部（交通規制課、高速道路交通警察隊）、警察署、交通検問所において、届出済証による確認が行われ、票章及び緊急通行車両確認証明書が交付される。
災 害 発 生 後 の 届 出	災害発生後に、車検証等必要書類を芦屋警察署に持参し、建設部施設管理班が正規の手続をとる。ただし、市の行う応急復旧等に係る資機材等の輸送のための民間車両については、建設部が行う。

5 緊急輸送の要請

(1) 緊急輸送の要請手続【建設部建設総務班】

輸 送 関 係 機 関 等	災害時の協力協定に基づき、運輸業者に対して緊急輸送を要請する。緊急輸送の要請は、県が兵庫県トラック協会と締結した「災害時における輸送の協力に関する協定」及び兵庫県倉庫協会と締結した「災害時における救援物資の保管等に関する協定」と、本市が締結した「災害時における物資輸送等に関する協定書」、「災害時の輸送業務についての協定書」及び「災害時における救援物資の輸送等に関する協定書」に基づき、輸送手段の確保を図る。
県	市保有の車両等及び市が調達した車両等だけでは輸送力が不足する場合、県災害対策本部に対して緊急輸送の実施を要請する。要請の方法は「第3 節 第5 広域的な応援体制」による。

(2) 緊急輸送を要請する場合の措置

緊急物資等の受入れ	食料、物資等の受入れは「第8節 食料、飲料水及び生活必需品の調達、供給活動」によるが、その際、緊急物資を搬入・搬出するために必要な人員を確保するよう努める。確保できない場合は、その人員も併せて要請する。
傷病者等の市域外への緊急輸送	傷病者を市域外へ緊急搬送する場合は、輸送車両等のほか、添乗する医師・看護師等についても要請する。

6 ヘリコプターの利用

(1) ヘリコプター利用の基本方針

発災直後の利用	①被害情報の収集 ②重症者の搬送
応急活動時の利用	①重症者の搬送 ②遺体の搬送 ③緊急物資の搬送 ④防災対策要員の搬送

(2) ヘリコプターの離着陸場

市内には、常設のヘリコプター離着陸場はない。下記に示す場所を、兵庫県消防防災航空隊・神戸市航空機動隊ヘリコプター（以後、「消防防災ヘリコプター」という。）の臨時離着陸場として使用する。

資料編参照

応急 A1-16 ヘリコプター臨時離着陸場

(3) 臨時離着陸場の設置

1	消防長は、ヘリコプターを利用する必要がある場合、臨時離着陸場を選定し、統括部本部班に報告する。
2	消防長は、臨時離着陸場に無線通信員を移動無線設備とともに派遣し、必要な連絡調整を行う。

(4) ヘリコプターの支援要請

消防防災ヘリコプター及び海上保安庁のヘリコプター等の支援要請は「第3節 第6ヘリコプター支援要請計画」による。自衛隊ヘリコプターについては「第3節 第4 1自衛隊への派遣要請」による。

第7節 避難收容活動

第1 避難所計画

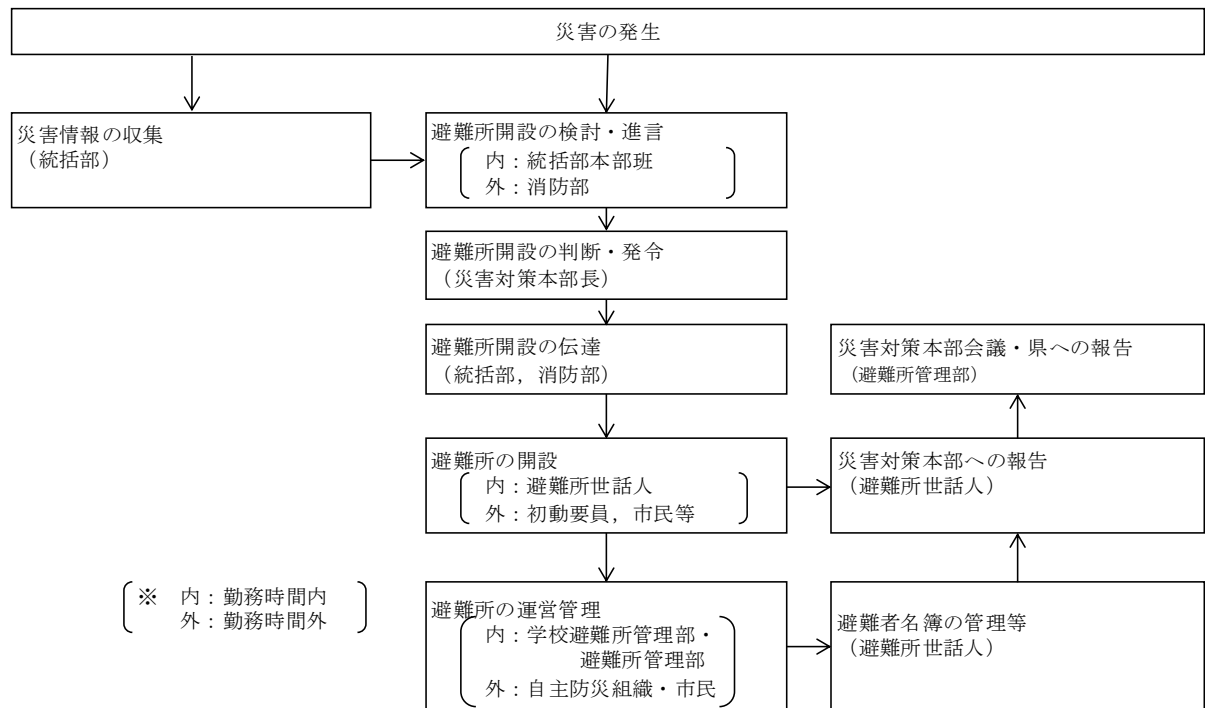
【目的】

災害による避難所の開設並びに避難所への收容保護を実施する。

【方針】

住居が被害を受け、居住の場を失った市民や通常の生活が困難になった市民などに対して早期に住生活の場を提供する。

応急対策の流れ



役割分担

(1) 実施責任

1	災害救助法が適用された場合における「避難所の供与」の実施は、県知事の委任を受けて市長が実施する。
2	同法が適用されない小災害の場合及び同法が適用されない部分は、市長が実施する。

(2) 役割分担

実 施 担 当		実 施 内 容
災害対策本部	本 部 長	避難所開設の決定。
	統 括 部	市民に避難所の位置を広報する。
	避難所管理部	避難所の開設、管理運営に関すること。
	教育委員会 災害対策部	避難所の開設、管理運営に関して、避難所管理部に協力する。
	避難対策部	福祉避難所の運営に関すること。
	各災害対策部	各部所管の避難者援助対策の実施に関すること。
市民及び自主防災組織		避難所担当者とともに、避難所の管理・運営を行う。
ボランティア		避難所の運営を補助する。

1 災害救助法の実施基準

災害救助法を適用する場合は同法による。同法によらない部分及び同法を適用しない場合は、同法に準じて行う。

災害救助法による「避難所の供与」の実施基準は、下記のとおりである。

資料編参照

法令-第 1-2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

2 避難所の開設

(1) 避難所の開設基準

大規模事故発生時	災害対策本部長は、大規模事故が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、下記に示す避難所の全て又は一部を開設することとし、避難所管理部長に避難所の開設を指示する。
----------	---

資料編参照

応急 C1-5 避難所一覧表

(2) 収容対象者

1	住居が被害を受け、居住の場を失った者
---	--------------------

(3) 避難所の開設方法

災害対策本部長の命を受けて、避難所管理部長は教育委員会災害対策部、避難所管理部と協議の上、開設が必要な避難所を避難所担当者が開設する。

なお、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。ただし、開設に急を要する場合は、次の方法をとる。

勤務時間内に避難所を開設する場合	①避難所となる施設管理者に対して開設を要請する。 ②避難者が収容を求めた場合は、災害対策本部からの要請がなくとも施設管理者が開設し、施設管理者が避難所管理部長に避難所担当者の派遣を要請する。
------------------	---

勤務時間外に 避難所を開設 する 場 合	①開設する避難所の優先順位 発災直後は混乱が予想され、すべての避難所を同時に開設することは難しい。そこで、一部の避難所を優先的に開設し、避難者数に応じて開設する避難所を増やすこととする。 ②避難所の開設 ◇避難所担当者は、地震災害発生後直ちに各担当避難所を開設する。 ◇施設管理者は、地震災害発生時は直に対応できる体制を事前に市民と協議する。 ◇学校施設に関しては、教職員も開設する。 ③避難所開設の報告 避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を県に報告する。 ④開設した避難所の周知 避難所を開設した場合、統括部本部班及び広報・渉外班は以下の手段を用いて、開設している避難所を市民に周知する。 ◇防災行政無線（緊急告知ラジオ、J:COM 防災情報サービス、自動応答電話と連動） ◇あしや防災ネット・緊急速報メール ◇広報車 ◇ホームページ ◇SNS
----------------------------	--

(4) 臨時の避難所

指定された避難所だけでは不足する場合	事前に指定された避難所だけでは避難者を収容するのに不足する場合は、避難所管理部は、避難所に指定されていない市の施設を充てるほか、他の公共及び民間の施設管理者に対して、臨時の避難所としての施設の提供を要請する。このとき、防災中枢拠点である市役所本庁舎、東館庁舎、分庁舎、消防庁舎は極力避ける。 なお、避難所での3密（密閉、密集、密接）を回避することにより、指定避難所だけでは、想定収容人員の不足が生じる等の場合には、ホテルや旅館等の避難所としての活用等をあらかじめ検討しておく。
指定された避難所以外の施設に避難者が集結した場合	避難所管理部は、避難者に指定された避難所に避難するよう指示する。ただし、指定された避難所に収容スペースがない場合は、施設管理者の同意を得た上で、避難者が最寄りの指定された避難所に届け出て、臨時の避難所として認定を受けることができる。
臨時の避難所の開設	①臨時の避難所を開設するときは、避難所管理部の要員が不足するため、他の災害対策部からの応援、派遣職員の要請、又は施設管理者へ要請する等により、避難所担当者を配置する。 ②開設後は、指定避難所と同等に扱う。 ③民間の施設等を避難所として借用した場合、避難所の閉鎖後に、市は民間施設等の管理者に対して、必要に応じて費用を支払う。

3 避難所の運営管理

各避難所において適切な運営管理を行う。この際、避難所への情報の提供、食料、水等の配達配布等については市が行い、避難所内での情報の共有や、食料、水等の配布、清掃等の

避難所運営については、避難所担当者とともに、避難者、自主防災組織等が運営する。

なお、避難者の健全な住生活の早期確保のために、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

(1) 避難所の運営における役割

避難所責任者	避難所責任者には、避難所管理部が指名する避難所担当者が当たる。
施設管理者	施設管理者（学校長等）は、施設の避難所利用について避難所担当者及び避難者に対しアドバイスをするなど、避難所運営について協力する。
学校教職員の協力	避難所となった施設の学校教職員は、避難所開設初期7日間を目安として、避難所の運営に協力し、支援業務を行う。ただし、8日目以降については、当該学校施設の児童・生徒の保護並びに応急教育その他の対策実施に支障がない範囲で教育委員会災害対策部長の要請により協力するものとする。
運営主体	避難所の運営は、避難所責任者の権限を明確にし、女性の参画を推進すると共に避難所担当者、避難者、自主防災組織等と連携して円滑な初動対応を図るものとする。
ボランティア	ボランティアは、避難所責任者及び避難者と協議しながら、避難所運営を補助する。
配給	在宅給食困難者への配給を行う。

(2) 避難所の機能

避難所は、都市機能が麻痺した地区の市民生活を支援するため、地域防災拠点又は地区防災拠点として次の機能を持たせる。

1	水、食料品、生活必需品等の配給・要請の拠点
2	医療・救護の拠点（必要により救護所、巡回診療）
3	情報伝達の拠点（掲示板の設置、広報紙の配布窓口）

(3) 避難所のマニュアル

各避難所の責任者は、マニュアルに基づき、適宜見直ししながら管理運営を行う。

また、感染症対策を踏まえた対応の強化に努めるものとする。

避難所運営の留意点及びルールについては、下記のとおりである。

資料編参照

応急 D1-3	避難所運営の留意点
応急 D1-4	避難所運営のルール

4 避難所の環境保護の方針

避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。また、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保等に配慮する。

(1) 避難者情報の管理

1	避難所管理部避難所管理班、学校管理班は、各避難所において作成した避難者名簿を巡回回収し、市内の避難者の情報を統括管理する。
2	避難者情報は、災害応急対策活動、又避難者の自立を支援する施策実施のための基礎資料として、避難所管理部長が本部会議に報告する。
3	各部長は、各部における対策実施に当たって避難者情報を収集する必要がある場合は、避難所管理部長に調査の実施協力を要請する。
4	避難者情報の収集及び避難者名簿の管理に当たっては、個人情報に配慮する。

(2) 医療・保健体制

医療コーディネーター	避難所に収容されている避難者に対する救護活動の体制（常駐・巡回）を計画する。なお、実施においては、自治会・自主防災組織や民生委員・児童委員との連携・協力を計画する。
医療班	避難所生活が長期になる場合は、避難所に保健師・看護師を巡回させ、避難者の健康管理に当たる。なお、必要に応じて、医師、臨床心理士、理学療法士、ホームヘルパー等の専門家による支援を提供する。
こども家庭・保健センター	芦屋健康福祉事務所とともに、「心のケア」を行うための救護班の避難所巡回派遣について調整を行う。

(3) 避難生活の長期化への対応とプライバシー保護

避難所管理部は、避難対策部の協力を得て、避難所生活が3日以上長期となる場合は、生活機器、入浴支援、洗濯支援、宿泊施設・社会福祉施設等の活用等を、マニュアルに基づき避難者の生活を支援する。また、プライバシー保護にも配慮する。

入浴支援	避難所管理部避難所管理班、学校管理班は、避難生活の長期化に対応して、「入浴施設」に示す施設が利用できるよう検討する。また、避難所管理部が指定した場所において、シャワールーム、仮設浴場等の施設を設置する。施設の設置に当たっては、支援対策部衛生班、県又は自衛隊に支援を要請する。
雑用水の活用	避難所管理部避難所管理班、学校管理班は、避難生活の長期化に対応して、井戸水等の雑用水を仮設トイレ等に活用する。
洗濯の支援	必要に応じて、各避難所に洗濯機及び乾燥機の準備に努める。施設の設置に当たっては、建設部施設管理班及び県に支援を要請する。
宿泊施設、社会福祉施設等の活用	①避難所管理部学校管理班・避難所管理班は、避難生活が長期化する場合、必要に応じて、希望者に、公的宿泊施設等の二次避難所、ホームステイ等の紹介、あっせんの実施について県に協力を要請する。 ②避難対策部援護班は、避難行動要支援者のうち、援護の必要性の高い者について、医療機関への入院、社会福祉施設への緊急入所、福祉避難所への移送あるいは被災地外への避難等を調整する。

資料編参照

応急 B4-3	入浴施設
応急 D1-7	生活機器等一覧表

(4) プライバシー保護

間仕切りの導入	避難所管理部は、避難生活の長期化に対応して、パネル等で避難者の世帯間を区切る等、避難者相互のプライバシー確保を図る。
被災者の個人情報収集	避難所において、避難者の生活再建に向けた施策を展開するためにも個人情報収集を収集する必要がある、避難者は、これに協力するものとする。

(5) 女性や子ども、性的少数者等に対する対応

ア 平常時における男女共同参画及び多様性への配慮の視点に基づく防災対策

防災知識の普及・訓練を実施する際は、男女共同参画の視点に基づく防災意識の向上を図る。また、女性や子ども、性的少数者等に配慮した環境整備として、防災安全課は必要と考えられる物資の備蓄に努める。また、人権・男女共生課は啓発紙やセミナー等の開催を通じて、男女共同参画及び多様性への配慮の視点に基づく防災意識の向上を図るよう努める。

イ 関係機関との連携

平常時より、人権・男女共生課が中心となり、市内で活動する子育て支援団体や女性団体、全国の男女共同参画センター等との連携体制を整え、正確な情報の発信や有用な情報の共有、大規模災害時における各種団体の役割や機能の把握に努める。

5 要配慮者等への支援

(1) 高齢者、障がい者等への対応

ア 寝たきり等施設での生活が必要な者

避難対策部は、寝たきり等により施設での生活が必要なものを事前に把握し、福祉施設に収容する。

イ 要配慮者利用施設への対応

避難対策部は、大規模事故等による危険性のある区域内の社会福祉施設、学校、医療施設その他の防災上の配慮を要する者が利用する施設について、事前から状況を把握し、当該施設の所有者又は管理者が作成している避難確保計画等に基づき、要配慮者の円滑な避難のための避難支援体制の充実・強化等の対応を行う。

ウ 福祉避難所の設置

避難所での生活を行うことが困難な高齢者、障がい者等に対して、安心して生活できる環境を提供するため、福祉避難所の指定を行う。避難対策部は、要介護等により自ら避難できない者を福祉避難所に搬送する。

通院及び入所している介護者には、芦屋市訪問看護ステーションの看護師及び社会福祉協議会を通じて手配したホームヘルパーを充てる。なお、福祉避難所の指定要件は、以下のとおりとする。

1	施設自体の安全性が確保されていること。 ①原則として、耐震、耐火構造の建築物であること。【地震、火災】 ②原則として、土砂災害危険箇所区域外であること。【土砂災害】 ③浸水履歴や浸水予測等を踏まえ、浸水した場合であっても、一定期間、要配慮者の避難生活のための空間を確保できること。【水害】
---	--

	④近隣に危険物を取り扱う施設等がないこと。
2	施設内における要配慮者の安全性が確保されていること。 ①原則として、バリアフリー化されていること。 ②障がい者用トイレやスロープ等設備の設置、物資・機材の備蓄を図ること。
3	要配慮者の避難スペースが確保されていること。 ①要配慮者の特性を踏まえ、避難生活に必要な空間を確保すること。

資料編参照

応急 C1-6

福祉避難所

エ 避難行動要支援者等の把握

避難所 担当者	避難所を開設したとき、自主防災組織やボランティア等の協力を得て高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者を把握し、これらの者に対して健康状態等について聞き取り調査を行う。 この結果に基づき、これらの者が必要とする食料、生活必需品等を物資調達班に要請するほか、避難所内でも比較的落ち着いた場所を提供する等の配慮を行う。 また、必要に応じて、老人福祉施設、病院等への入所、被災地外への避難等が行えるよう、避難所管理部と相談する。
------------	---

(2) 避難所、福祉避難所での情報伝達体制の整備

避難所や福祉避難所において、要配慮者の不安を取り除くとともに、ニーズを把握するため、情報を確実に伝達し、コミュニケーションの確保を図る。

6 大災害時における特別措置

他自治体等への避難	大災害が発生し、予定した避難所が使用できなくなり、市内において避難所を開設することができず、又は適当でない場合においては、市長は近隣自治体等の施設使用について、県知事に要請報告をする。 なお、事態が急進し、県知事に要請報告をするいとまのないときは、市長は近隣自治体長に対して直接要請し、その応援を得て開設するものとする。
避難の方法	①原則として市長が避難者を搬送する必要があるが、大災害時にはその能力を失っているおそれがあるため、その場合は避難者の搬送も併せて相手先自治体に要請する。 ②道路寸断等により陸行で避難することができず、近隣都市の港湾岸壁等が使用可能な場合は海上保安庁等の機関に要請し、巡視艇等による人員輸送等を行う。 ③要請の方法は、「第3節 第5 広域的な応援体制」による。
情報共有	広域一時滞在を受け入れた自治体の協力を得て、広域一時滞在を行っている被災住民の状況を把握するとともに、被災住民が必要とする情報を確実に伝達する体制を整備する。

7 避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮

避難所に滞在しない在宅の被災者の情報を把握し、それらの被災者に対し、食料等、必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保に努める。

8 愛玩動物の収容対策

災害で被災放置された愛玩動物の収容対策や、飼い主とともに避難所へ避難してきた愛玩動物についてはマニュアルに基づき対応する。

資料編参照

応急 D1-5	愛玩動物の収容対策
応急 D1-6	愛玩動物飼育ルール

第2 応急住宅対策計画

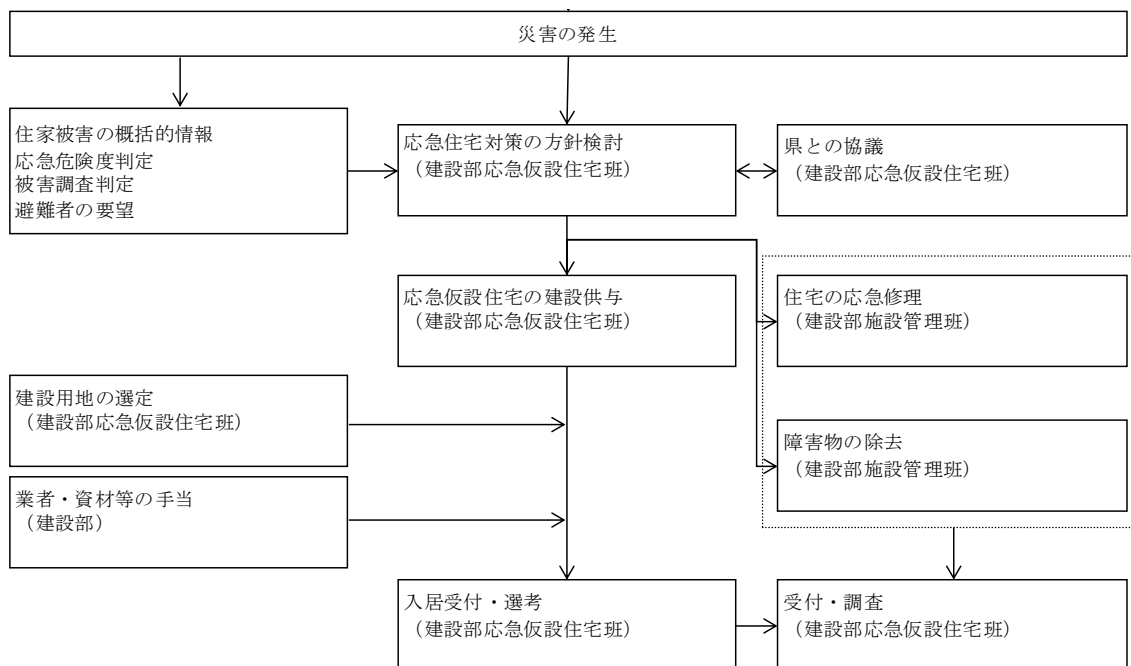
【目的】

災害により住宅を失い、又は破損等のために居住することができなくなった者及びそのままでは当面日常生活を営むことができない者に対する住宅の対策を行う。

【方針】

応急仮設住宅を早期に供与できるように、住宅対策の準備を迅速に行う。

応急対策の流れ



役割分担

実施担当		実施内容
災害対策本部	統括部	(1) 広報・渉外班は、応急住宅対策に関する広報を実施 (2) 応急仮設住宅建設用地のための市有財産の資料提供
	建設部	(1) 対象者の判定のための資料作成 (2) 応急住宅対策の実施に関すること
建設業者等		応急住宅対策の実施協力に関すること

1 住宅対策の種類と順序

(1) 災害直後直ちに行う必要のあるもの

1	避難所の設置による被災者の応急収容（「本章 第7節 第1 避難所計画」による）
2	空家のあつせん
3	緊急時復旧工事のための建築基準法を適用しない区域の指定
4	応急仮設住宅の建設、障害物の除去
5	建築基準法による被災市街地の建築制限又は禁止区域の指定
6	住宅復旧資材の値上がり防止及び資材の手当て、あつせん

(2) (1)の対策に引き続き、できるだけ早く検討、実施すべきもの

1	住宅金融支援機構による災害復興住宅の復興融資及びマイホーム新築資金貸付（特別貸付）
2	公営住宅法による災害公営住宅等の建設
3	公営住宅法による既設公営住宅等の復旧
4	罹災都市借地借家臨時処理法に基づく地区指定
5	都市再開発法による市街地再開発事業の計画及び実施
6	民間住宅の復興に対する支援

2 応急仮設住宅の供与

(1) 実施責任

1	災害救助法が適用された場合は、応急仮設住宅の建設は県で実施する。適用市が1つのみなどの場合は、市による建設を検討することとする。
2	同法が適用されない小災害の場合及び同法が適用されない部分は、市長が実施する。

(2) 災害救助法が適用された場合の実施基準

災害救助法を適用した場合は同法による。同法によらない部分及び同法を適用しない場合については、同法に準じて行う。

災害救助法による「応急仮設住宅の供与」の実施基準は、下記のとおりである。

資料編参照

応急 E2-3 災害救助法による「応急仮設住宅の供与」の実施基準

(3) 入居基準

入居基準は、下記のとおりである。

資料編参照

基準 E2-1 入居基準

(4) 応急仮設住宅建設予定地

阪神・淡路大震災時に、設置した応急仮設住宅用地で、現在も建設可能な応急仮設住宅建設予定地は、下記のとおりである。

資料編参照

応急 E2-1 応急仮設住宅 住宅名、建設場所一覧表

(5) 供与期間

災害救助法及び建築基準法では応急仮設住宅の供与期間は2年間とされるが、災害復興住宅等の整備や自己再建により自立退去が見込めるまでの間、応急仮設住宅を利用することが考えられる。(特定非常災害の場合は、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成8年6月14日法律第85号)」による存続期間の特例が定められている。)

(6) 入居選考

入居選考は、下記のとおりである。

資料編参照

基準 E2-3

入居選考

(7) 応急仮設住宅の建設上の留意点

1	住宅の構造は、高齢者、障がい者向けの福祉仮設住宅等、可能な限り、介護等を利用しやすい構造及び設備となるよう配慮する。
2	設置戸数の決定に当たっては、災害救助法の設置基準によるほか、避難所等の存続状況などを考慮に入れて最終の戸数を決める必要がある。
3	仮設住宅の整備と併せて、集会施設(ふれあいセンター)等を整備するとともに、地域の自主的な組織作りを促進する。
4	地域の状況により、商業施設や医療施設等生活環境を整備するとともに、避難対策部と協力して、福祉や医療サービスが必要な要介護高齢者や障がい者等に対して、ケースワーカーの配置や手話通訳者、ホームヘルパーの派遣等、実情に応じたきめ細かな対応に努める。

(8) 応急仮設住宅の管理

県知事が設置した応急仮設住宅は、管理委託契約を結び、市長が管理を行う。市長が設置した応急仮設住宅は、市長の責任において管理を行う。

(9) ケア付き仮設住宅

日常生活等を地域の中で自主的に営むのに支障がある高齢者等に対し、介護員及び看護師を常駐させ、身体介助サービス等を提供するとともに、保健福祉ニーズの早期発見に努め、適切なサービスが受けられるように援助するために、必要に応じて、ケア付き仮設住宅を設置する。

運 営 形 態	介護員は昼間又は夜間の交代勤務とし、昼夜とも各棟に配置する。看護師についても配置し、サービスを提供する。
対 象 者	入浴、炊事、衣服の着脱等の一部介助を要する程度の高齢者等
サ ー ビ ス 内 容	①身体介助(食事、入浴、排泄、更衣、身体の清拭等の介助) ②家事援助(掃除、洗濯、調理、買物等の介助) ③夜間における臨時的対応 ④生活相談

(10) 設置戸数引き上げ等の要請

災害の状況等やむを得ない事情により、設置戸数の引き上げ、供与期間の延長、着工時期の延長等が必要となる場合は、県知事と協議要請する。

(11) 大規模災害時の県への供給の要請

大規模な災害により市で対応することが困難な場合は、次の事項を明らかにして、県に要請する。

1	被害戸数
2	設置を必要とする戸数
3	調達を必要とする建設業者数
4	連絡責任者
5	その他参考となる事項

3 空家住宅の確保

空家住宅の確保は、下記のとおりである。

資料編参照	応急 E2-2 空家住宅の確保
-------	-----------------

4 住宅の応急修理及び障害物の除去

(1) 実施責任

1	災害救助法が適用された場合における「障害物の除去」の実施は、県知事の委任を受けて市長が実施する。
2	同法が適用されない小災害の場合及び同法が適用されない部分は、市長が実施する。

(2) 災害救助法が適用された場合の実施基準

災害救助法による「障害物の除去」の実施基準は、下記のとおりである。

資料編参照	応急 E3-2 災害救助法による「障害物の除去」の実施基準
-------	-------------------------------

(3) 災害救助法が適用されない場合の実施基準

災害救助法が適用されない場合の「障害物の除去」の実施基準は、下記のとおりである。

資料編参照	応急-E3-3 災害救助法が適用されない場合の「障害物の除去」の実施基準
	応急-E3-4 国の支援制度の選定フロー
	応急-E3-5 撤去に向けての実施項目

(4) 実施方法

住宅の応急処理	建設部現地情報班は、住宅の応急修理を希望する市民を受付け、調査を実施した上で、災害救助法による実施基準等を満たす者に対して、建築業者等を派遣する。
障害物の除去	建設部倒壊家屋解体撤去班は、住宅等に流入した土石等障害物のため、日常生活に著しい支障を及ぼしている者に対し、障害物の除去を実施する。実施の方法は、上記に準じる。

(5) 県に対する依頼

建築業者が不足したり、建築資機材等を調達することが困難な場合は、県に対して可能な限り次の事項を示してあつせん、調達を依頼する。

また、対応が困難な場合は、県に対して可能な限り次の事項を示して応援を求める。

住宅の応急処理	①被害戸数（半焼・半壊） ②修理を必要とする戸数 ③調達を必要とする資機材の品目及び数量 ④派遣を必要とする建築業者数 ⑤連絡責任者 ⑥その他参考となる事項
障害物の除去	①除去を必要とする戸数 ②除去に必要な人員 ③除去に必要な期間 ④除去に必要な機械器具の品目別数量 ⑤除去した障害物の集積場所の有無 ⑥その他参考となる事項

第3 避難行動要支援者への配慮計画

【目的】

災害時に自力で避難することが難しい人（避難行動要支援者）の人命の安全確保を図る。

【方針】

高齢者、障がい者や乳幼児等の避難行動要支援者に対し、地域住民と連携し、迅速、的確な対応を図る。

役割分担

実施担当		実施内容
災害対策本部	避難対策部	(1) 高齢者、障がい者の発災直後の安否確認 (2) 避難行動要支援者の避難所等への誘導 (3) 視聴覚障がい者に対する情報提供（手話通訳者、要約筆記者等） (4) 介護付き避難所の運営 (5) 在宅の避難行動要支援者の訪問等
	避難所管理部	避難行動要支援者に配慮した避難所の運営

	統 括 部	避難行動要支援者に対する情報提供
	建 設 部	高齢者、障がい者等に配慮した応急仮設住宅の供給
市 民 及 び 自 主 防 災 組 織		避難行動要支援者の安否確認、避難誘導、避難所の運営等において、地域の中で避難行動要支援者に配慮する。
ボ ラ ン テ ィ ア		災害対策本部及び市民等の活動に協力する。

1 避難行動要支援者への配慮の基本方針

(1) 避難行動要支援者の定義

1	介護が必要な人
2	障がいのある人で、災害時の行動に支援が必要な人
3	高齢者のみの世帯でスムーズな避難ができない世帯に属する人
4	その他、災害時に自力で避難することが困難な人

(2) 近隣住民の助け合い

自主防災組織、自治会、老人会、婦人会等の地域の住民組織は、平常時から災害に関する各種の情報や地域の特性を把握して、発災時の防災活動指針を計画しておくよう努める。

地震発生直後は、公的な救援活動には制約があるため、地域住民自らが助け合い、特に高齢者や障がい者等の避難行動要支援者の安否を確認することを基本とする。

(3) 福祉行政と地域組織との連携

避難行動要支援者への配慮は、福祉行政と、民生委員、福祉推進委員、自主防災組織、自治会、市社会福祉協議会、地域の介護・看護事業者等で構成する避難行動要支援者支援チームと連携し、実施する。

2 発災直後の避難行動要支援者への配慮

(1) 在宅避難行動要支援者の安否確認

地域福祉課、障がい福祉課、高齢介護課は、平素より避難行動要支援者の把握に努める。災害発生時において、避難対策部は、市社会福祉協議会とともに、事前に作成した緊急・災害時要援護者台帳を活用し、在宅の避難行動要支援者の安否確認を行う。

(2) 在宅避難行動要支援者の避難所等への収容

避 難 対 策 部 援 護 班	災害発生時には福祉施設等とともに、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者を福祉避難所等から他の設備の整った施設へ搬送する。
--------------------	--

福祉避難所の計画は、「第1 避難所計画」による。

(3) 視聴覚障がい者に対する情報提供

避 難 対 策 部 援 護 班	手話通訳者、要約筆記者等のボランティアを要請し、聴覚障がい者に対する支援体制を確立する。
統 括 部 広 報 ・ 渉 外 班	テレビ・ラジオ放送、広報紙、広報車等の様々な媒体を利用することにより、また障がい者等の支援団体に情報を提供することにより、視聴覚障が

	い者に確実に情報が伝達されるよう配慮する。
--	-----------------------

3 その後の避難行動要支援者への配慮

避難所における 配 慮	避難所における避難行動要支援者への配慮は、「第1 避難所計画」による。
応急仮設住宅に お け る 配 慮	応急仮設住宅における避難行動要支援者への配慮は、「第2 応急住宅対策 計画」による。
在宅者への配慮	避難対策部援護班は、市社会福祉協議会とともに在宅の避難行動要支援者 を訪問し、必要な援護措置を実施する。

第8節 食料、飲料水及び生活必需品の調達、供給活動

第1 応急物資等の調達・搬送活動

【目的】

被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水及び毛布等生活必需品等を調達し、避難所のニーズに応じて供給・分配を行えるよう活動する。

【方針】

発災後約3日間は、備蓄物資や協定企業からの調達物資により、避難生活のための必要な物資を供給する。

4日目以降については、協定企業からの調達物資に加え、市外からの大量の救援物資の送付が予想されるため、大量の応急物資の処理が必要となる。

そこで、物流事業者等との協力の下、応急物資を一元管理することにより、効率化を図り、円滑な調達・搬送を確保する。

役割分担

部	班	事務分掌	構成
建設部	建設総務班	輸送車両の確保	芦屋市
支援対策部	物資調達班	(1) 救援物資の配分計画作成 (2) 関係部局等との連絡調整 (3) 班の編成 (4) 班運営の統括、指揮 (5) 仕分け作業人員の確保	芦屋市 物流事業者
		(1) 道路、施設の被害状況や規制状況の把握 (2) 物資ルートの確保、選定	芦屋市
		(1) 避難所ごとの必要物資の把握 (2) 必要物資リストの作成 (3) 物資の調達、管理 (4) 品目ごとの在庫物資の数量管理	芦屋市
		(1) 荷捌き作業の統括 (2) 輸送車両からの荷卸、検品 (3) 品目ごとに仕分、数量管理 (4) 避難所ごとに物資を分配 (5) 輸送車両への物資の積み込み (6) 輸送車両の配置等、配送管理 (7) 輸送車両の誘導 (8) 荷捌きの実作業	物流事業者 ボランティア
		トラックによる物資の輸送	物流事業者 トラック協会 自衛隊

1 応急物資等の調達

応急物資等の調達方法は、主に以下の3つの方法が想定される。

備蓄物資	災害時の救助用として市が備蓄した食料、生活必需品を被災者に供給する。
協定事業者からの購入	災害発生後に必要な応急物資を調達する場合は、「災害救助に必要な生活物資の調達に関する協定書」に示す大規模店舗等に協力を要請する。又必要に応じ、市内の他の大規模店舗等から調達する。
義援物資の募集	他の自治体等からの被災者に対する救援物資を募集する。

資料編参照

応急-A8-2	相互応援協定等の概要と連絡担当
6 協定等一覧	締結協定一覧

2 救援物資の要請

1	支援対策部物資調達班は、避難所等において不足している物資のリストを作成し、災害対策本部会議に提出する。
2	災害対策本部会議は、救援物資の受入れについて決定し、その結果に基づき、統括部広報・渉外班に募集の呼び掛けを指示する。
3	統括部広報・渉外班は、報道機関等に対し救援物資募集の報道を依頼する。
4	統括部本部班は、兵庫県及び他自治体などの関係機関に電話、FAX又は衛星通信を利用して、被災地外から救援物資の要請を行う。
5	【大口物資の申し出】 企業等から大口物資の提供の申し出があった場合は、次のことにも配慮し、物資集配センター（ミラトップパーク芦屋（総合公園）、南芦屋浜下水処理場等）へ送付するよう依頼する。なお、申し出があった物資と、必要な物資のニーズが一致しない場合は、他の物資若しくは義援金等による支援を依頼する。 ①救援物資は荷物を開封するまでもなく物資名、数量が判るように表示すること。 ②複数の品目を混載しないこと。 ③食料は腐敗のおそれがあるので、可能な限り義援金としてお願いする。
6	【小口物資の申し出】 発災直後において食糧や生活物資の一部が不足している状況が報道されると、個人を中心に全国から救援物資の送付が予想される。しかし、不特定多数からの小口の救援物資を分類・仕分し被災者に配布することは、きわめて難しいと考えられる。 このようなことから、全国からの善意を無駄にしない観点からも、当面は個人等からの小口物資の受入れは断ることとし、義援金による支援を依頼する。 なお、義援金の配分計画については、「共通編 第3部 第3章 第1節 災害義援金募集配分計画」を参照のこと。

資料編参照

応急 E4-3	応急物資等の調達方法イメージ
---------	----------------

3 物資集配センターの運営

(1) 物資集配センターの設置

設 置 場 所	応急物資の搬送拠点として、物資集配センター（ミラトップパーク芦屋（総合公園）、南芦屋浜下水処理場等）を開設する。
設 置 運 営	支援対策部物資調達班は、あらかじめ検討した物資集配センターのレイアウトを基に、協定を結んでいる物流事業者等と協力し、物資集配センターを設営する。
運 営 時 間	原則として午前8時から午後8時とし、物資の搬入・搬出については、午前9時から午後6時までとする。

資料編参照

応急 E4-2 応急物資等の受入れ・搬送手順

(2) 避難所等のニーズ把握・物資調達

避 難 所 ニーズの把握	学校管理班・避難所管理班は、不足している物資について「避難所収容状況調書」を用いて、物資管理担当に1日1回報告する。
必要物資の調達	報告を受けた物資管理担当は、物資集配センター内の在庫数量を確認し、不足している場合は調達する。
荷捌き担当への指示	①物資管理担当は、在庫や各避難所のニーズを勘案し、各避難所へ分配する物資名と数量を荷捌き担当へ指示する。 ②指示を受けた荷捌き担当は、配送管理スペースに必要物資を避難所ごとに配置する。
物資集配センター内の在庫管理	荷捌き担当は、荷卸・出荷時に物品ごとの数量を記録し、物資集配センター内の在庫数を把握する。把握した在庫数は、毎日夕方に物資管理担当に報告する。

資料編参照

様式 D1-1 避難所収容状況調書

(3) 運搬ルートの決定

施設・搬路担当は、建設部現地情報班からの情報を参考に、各避難所を効率的に巡回する運搬ルートを決める。

(4) 物資の入庫・検品

荷 卸	入庫した車両から、救援物資と調達物資を分けて荷卸をする。企業から救援物資等で品目が明確なものは、直接物資管理スペースに配置する。
検 品	救援物資については必ず中身の確認を行い、不要物資は破棄スペースに移動する。不要物資以外は、品名・数量等を記入し、外見から中身が分かるようにし、物資管理スペースの所定の位置へ移動する。

(5) 物資の仕分

品 目 別 仕 分	荷捌き担当は、検品した物品について品目別に配置する。
品目別数量の管理	荷捌き担当は、品目別の在庫数量を仕分・分配ごとに管理し、定期的に物資管理担当に報告する。

(6) 物資の分配

荷捌き担当は、物資管理担当から指示を受け、必要な物品・数量を配送管理スペースに避難所ごとに配置する。

(7) 物品の出庫・搬送

輸 送 車 両 の 確 保	建設部建設総務班は、必要な輸送車両を確保する。
物資の積み込み・配送	①荷捌き担当は、配送管理スペースに置かれた避難所別の物資を輸送車両に積み込む。 ②輸送担当は、施設・搬路担当から指示を受けた輸送ルートを使い避難所へ物資を配送する。

第2 食料の供給計画

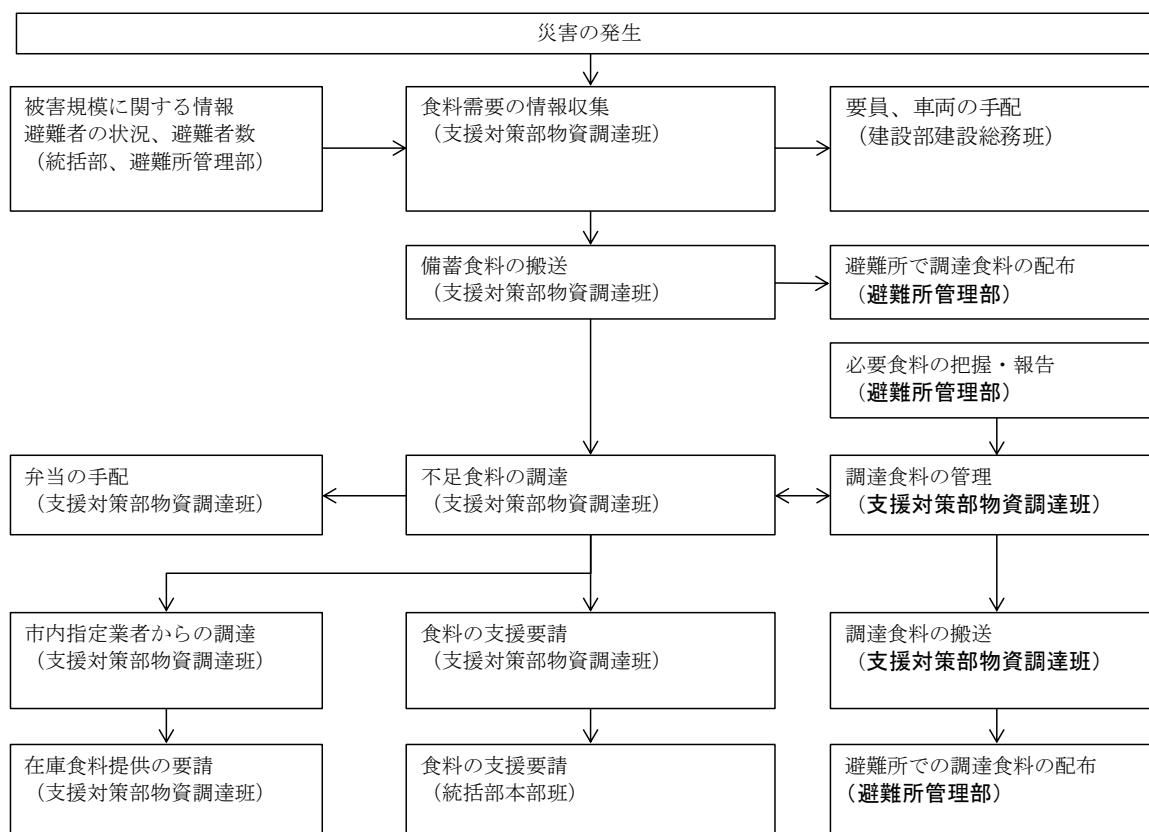
【目的】

被災者に対して、生命維持に必要最低限の食料を供給する。

【方針】

災害時における被災者及び救助作業従事者等に対して、迅速に食料を供給する。

応急対策の流れ



役割分担

1 実施責任

実施責任機関	対 象 者	備 考
市長	被災者（被災者になるおそれのある者を含む。以下同じ。）	- 災害救助法が適用された場合は、県知事が市長に委任する。 - 特殊な災害（ガス施設の爆発、船舶の沈没、列車の転覆等）の発生に伴う被災者への供給は、市長と災害発生機関が協議する。
作業実施機関、 災害発生機関又は市長	災害救助従事者	

2 役割分担

実 施 担 当		実 施 内 容
災害対策本部	統 括 部	(1) 救援食料品の要請 (2) 要員、車両の要請
	支 援 対 策 部	(1) 非常用食料の備蓄及び管理 (2) 備蓄食料の避難所までの搬送 (3) 食料の調達、集積拠点における管理及び避難所までの搬送 (4) 救援食料の要請に関する庶務
	避難所管理部	(1) 避難所における食料の配布 (2) 必要食料の把握及び報告
市 民 、 事 業 者		(1) 非常持ち出し食料の備蓄 (2) 食料の配布
指 定 販 売 業 者		(1) 在庫食料の提供 (2) 食料の調達に関する協力 (3) 営業の早期再開
運 送 業 者 等		食料の搬送に関する協力
ボ ラ ン テ ィ ア		食料の搬送、調達、配布に関する協力

1 災害救助法の実施基準

災害救助法が適用された場合は同法による。同法によらない部分及び同法が適用されない場合については、同法に準じて行う。

災害救助法による「炊出し、その他による食品の給与」の実施基準は、下記のとおりである。

資料編参照

法令-第 1-2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

2 食料供給の方針

(1) 食料供給の対象者

1	避難所に収容された者
---	------------

2	事故により被害を受け、炊事ができない者
3	病院、ホテル等の滞在者及び縁故先への一時避難者
4	応急対策活動に従事する者で、食料供給の必要のある者

(2) 備蓄、調達の方針

災害時における救助用として、食料を次のとおり備蓄し、調達する。なお、被災者 2 日分相当量（うち 1 日は現物備蓄）を備蓄目標とする。

1	食料は、弁当又はパンを基本とし、地震発生直後はおにぎり又は保存パン等を供給する。なお、高齢者、妊産婦、乳幼児、食事制限のある方等のニーズに配慮した食料の供給を行う。
2	事故発生直後に市が当面の食料を確保するために、市内小売業者と協定を締結し、在庫食料を調達する。
3	弁当業者との協定に基づき、可能な限り早い段階で、衛生的に安定した食事を供給する。
4	災害発生後、地元弁当業者の体制が整うまでの間は、他の自治体等に対して、計画的に安定した食料供給の支援を要請する。
5	市内の一部に被害が発生した場合又は大災害であっても避難所内の組織体制等が整ってきた段階において、炊き出しの実施を検討する。
6	食中毒の防止等の衛生面に十分に配慮する。
7	避難者の自立を支援する配給方法に配慮する。

資料編参照

応急-A8-2	相互応援協定等の概要と連絡担当
6 協定等一覧	締結協定一覧

<食料の確保>

確保の方法	食 料 の 内 容
備 蓄	アルファ化米、保存パン等
調 達	パン、おにぎり、お茶、弁当、育児用調製粉乳等

3 備蓄食料の供給

発災当日は、食料の調達が困難なため 1 日分の応急食料を現物備蓄する。「応急物資備蓄場所一覧表」「食料調達の業務」は下記のとおりである。

資料編参照

応急 B2-4	応急物資備蓄場所一覧表
応急 B2-6	食料調達の業務

4 食料の調達・搬送

(1) 弁当の調達

1	弁当を調達する場合は、物資調達班が事前に協定を締結した業者に要請する。協定締結業者及び要請の方法は、「災害救助に必要な給食の調達に関する協定書」に示すとおりである。
---	--

2	弁当業者の選定、委託に当たっては、次の点を考慮する。 ①衛生的に安定した食事を提供できること。 ②冷却装置を設置していること。（設置していない業者は、温食の供給に限る。） ③自ら配送体制を用意できること。 ④調理能力に応じて市内業者を優先し、経済復興に資する。
---	---

資料編参照

応急 B2-7

食料の調達・搬送

5 食料の配給

(1) 避難所での配給

1	各避難所に届けられた応急食料は、避難所担当者が避難者に配給する。
2	避難者が落ち着いた段階で、避難者にも配給の協力を要請する。

(2) 在宅給食困難者への配給

在宅の給食困難者は、必要な食料（高齢者用等特別の品目を含む。）の数を最寄りの避難所の避難所管理部避難所管理班、学校管理班に連絡し、同避難所で配給を受ける。

(3) 必要人数・内容の把握

各避難所の避難所管理部避難所管理班、学校管理班は、避難所収容者及び届出のあった在宅給食困難者に必要な食料の品目及び数量を把握し、巡回搬送してくる支援対策部物資調達班に報告する。

5 炊き出しの実施

(1) 炊き出しの目的

1	阪神・淡路大震災のように市内全域に及ぶ大災害の場合は、対象人数が多いため、必要な設備や器具の準備だけでも時間を要するため、早期の実施は不可能である。
2	災害対策本部からの食料供給としては、弁当を主とし、災害がやや落ち着いた段階から、これを補う温かい副食、又は被災者の自立の応援を目的として炊き出しを実施する。
3	市内の一部において被害が発生した場合は、他地区の市民の協力を得て、早い段階から炊き出しによる支援を行うこともある。

第3 飲料水の供給計画

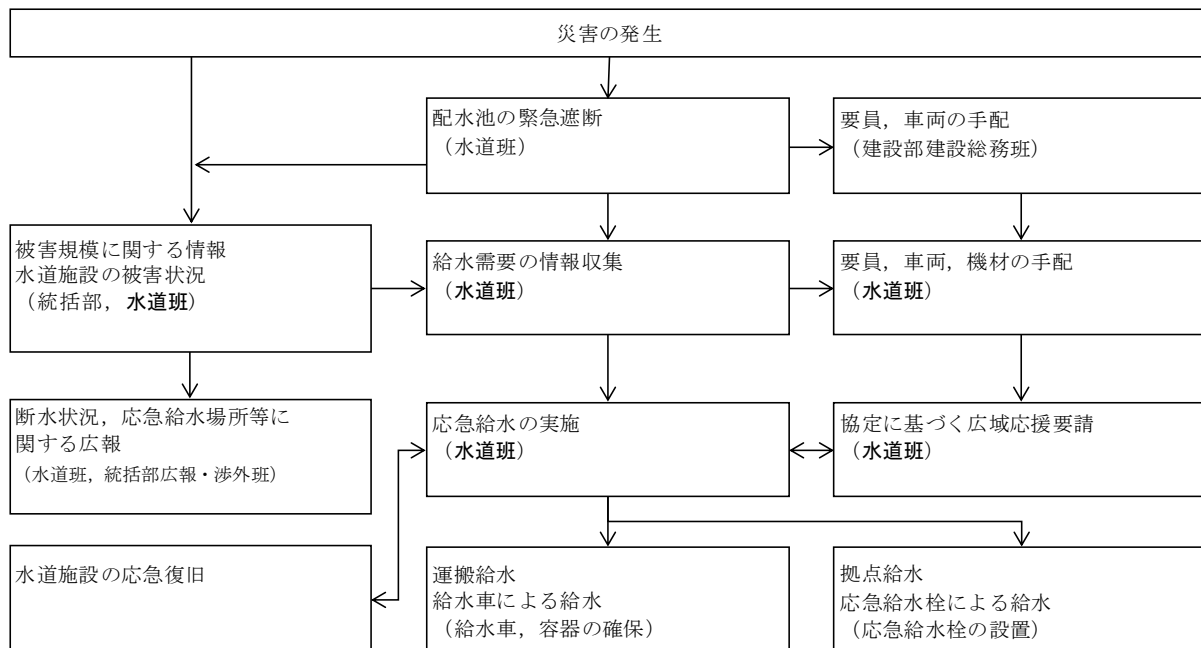
【目的】

被災者に対して、生命維持に必要な飲料水を供給する。

【方針】

災害のため飲料水が枯渇し、又は汚染して現に飲料に適する水を得ることができないものに対して、迅速に飲料水を供給する。

応急対策の流れ



役割分担

(1) 実施責任

1	災害救助法が適用された場合における飲料水供給の実施は県知事の委任を受けて市長が実施する。
2	同法が適用されない小災害の場合及び同法が適用されない部分は、市長が実施する。

(2) 役割分担

実 施 担 当		実 施 内 容
災害対策本部	統 括 部	断水状況及び給水場所等応急給水の実施に関する広報
	水 道 班	(1) 水道施設の被害状況の把握に関すること (2) 応急給水に係る人員、資機材等の応援要請に関すること (3) 応急給水の実施に関すること (4) 断水状況及び給水場所等応急給水の実施に関する広報
市民、事業所		(1) 発災後3日分（できれば7日分）の非常用飲料水及び容器の備蓄 (2) 風呂の残り水、井戸水等による雑用水の確保
ボランティア		応急給水の協力に関すること

1 災害救助法の実施基準

災害救助法が適用された場合は同法により、同法が適用されない場合については、同法に準じて、感染症予防事業その他として実施する。

災害救助法による「飲料水の供給」の実施基準は、下記のとおりである。

資料編参照

応急 F1-1

災害救助法による「飲料水の供給」の実施基準

2 発災直後の応急給水の実施

(1) 発災直後の情報の収集

発災直後は、以下の情報を集約・整理して、被害の範囲・規模を把握し応急給水対策を立てる。

1	災害発生直後は、浄水場に設置した計器で浄水池、配水池等の状況を確認し、配水量の把握を行う。
2	用水供給事業者（阪神水道企業団）へ連絡を取り、双方の被害状況と供給量の確認を行う。
3	各給水区域の断水状況の収集・把握を行う。

(2) 飲料水兼用耐震性貯水槽の利用による応急給水

1	各小学校等に設置されている飲料水兼用耐震性貯水槽の利用は、避難所管理部学校管理班・避難所管理部避難所管理班・上下水道部水道班が応急給水を実施する。
2	緊急停止システムが正常に機能していることを確認したのち、上下水道部水道班から避難所管理部学校管理班・避難所管理部避難所管理班へ連絡する。

(3) 広報

1	応急給水を実施するに当たり、給水車による給水場所、給水時間を防災行政無線や広報車等で行う。
2	災害時には、時間的な余裕がなく市民への情報伝達効率も低下するため、報道機関に協力依頼し、テレビ・ラジオによる情報提供を行う。

(4) 応援要請

市内民間給水装置工事事業者	上下水道部水道班は、必要に応じて、芦屋市水道災害応援協定に基づき、芦屋市水道工事業協同組合に応援要請を行う。
他の市町村水道事業者	上下水道部水道班は、独自で応急給水が不可能な場合は、兵庫県水道災害相互応援協定に基づき、阪神ブロックの代表者を通じて、兵庫県水道災害対策本部（兵庫県企業庁）又は、日水協兵庫県支部に必要な応援要請を行う。
自衛隊	自衛隊には、「第3節 第4 1 自衛隊への派遣要請」により、災害対策本部を通じて要請を行う。

(5) 目標水量と応急給水の目標

応急給水の目標は、施設の復旧が進捗するにつれ、段階的に増加していくことにする。段階が進むにつれて応急給水所を増やし、市民が近い場所から給水を得られるようにする。

災害発生からの日数	目標水量	市民の運搬距離
災害発生～ 3 日間	3ℓ / 人・日	概ね 1 km 以内
～10 日間	3ℓ～20ℓ / 人・日	概ね 250m 以内
～15 日間	20ℓ～100ℓ / 人・日	概ね 100m 以内
～21 日間	被災前の供給量	各戸給水

① 給水の方法

1	飲料水兼用耐震性貯水槽からの拠点給水と、給水タンク車による運搬給水を実施する。 なお、飲料水兼用耐震性貯水槽（100t）の設置場所は、以下のとおり。 ①宮川小学校 ②朝日ヶ丘小学校 ③浜風小学校 ④山手小学校 ⑤潮見小学校 ⑥山手中学校（＊60t） ⑦岩園小学校 ⑧ミラトップパーク芦屋（総合公園） ⑨精道小学校 ⑩西芦屋町ポケットパーク（＊60t） ⑪打出浜小学校
2	配水管の消火栓に設置する応急給水栓による給水と給水車による運搬給水を実施する。
3	各戸への給水仮管からの給水や、宅内仮設給水栓による給水を実施する。

(6) 応急給水実施の優先順位

病院等の緊急を要する施設を最優先に給水車による応急給水を実施し応急給水栓をそれらの近くに設置する。次に、福祉避難所や避難所へ応急給水を実施する。

(7) 給水拠点の確保

給 水 拠 点	給水拠点は、被災直後は浄水池、配水池で行い、その後、配水管の復旧に伴い応急給水栓を設置し、給水拠点を増やしていく。
給 水 拠 点 が 被 災 し た 場 合	浄水場、配水池が被災した場合は、給水タンク車を給水拠点とする。

(8) 応急給水用資機材の備蓄・調達

応急給水用資機材	災害時の交通遮断や渋滞等による輸送効率の極端な低下に備えて、資機材は分散して管理し、速やかに応急給水ができるようにする。
応急給水用資機材 の 調 達	被災時に必要なすべての資機材を備蓄するのは不可能なので、民間資材メーカーと備蓄協定を結び調達が容易となるようにする。

< 応急給水用資機材備蓄状況 >

(令和6年4月1日時点)

種 類	容 量	数 量	保 管 場 所
加圧式給水タンク車	1.7t	1 台	東館地下駐車場
給水タンク	1t	1 台	潮見町浜倉庫
ポリタンク	20ℓ	60 個	潮見町浜倉庫
		170 個	第一中区配水池
非常用飲料水袋	6ℓ	960 枚	東館書庫
応急給水槽（車両搭載用）	1t	4 袋	潮見町浜倉庫
	0.25t	5 袋	潮見町浜倉庫

第4 生活必需品の供給計画

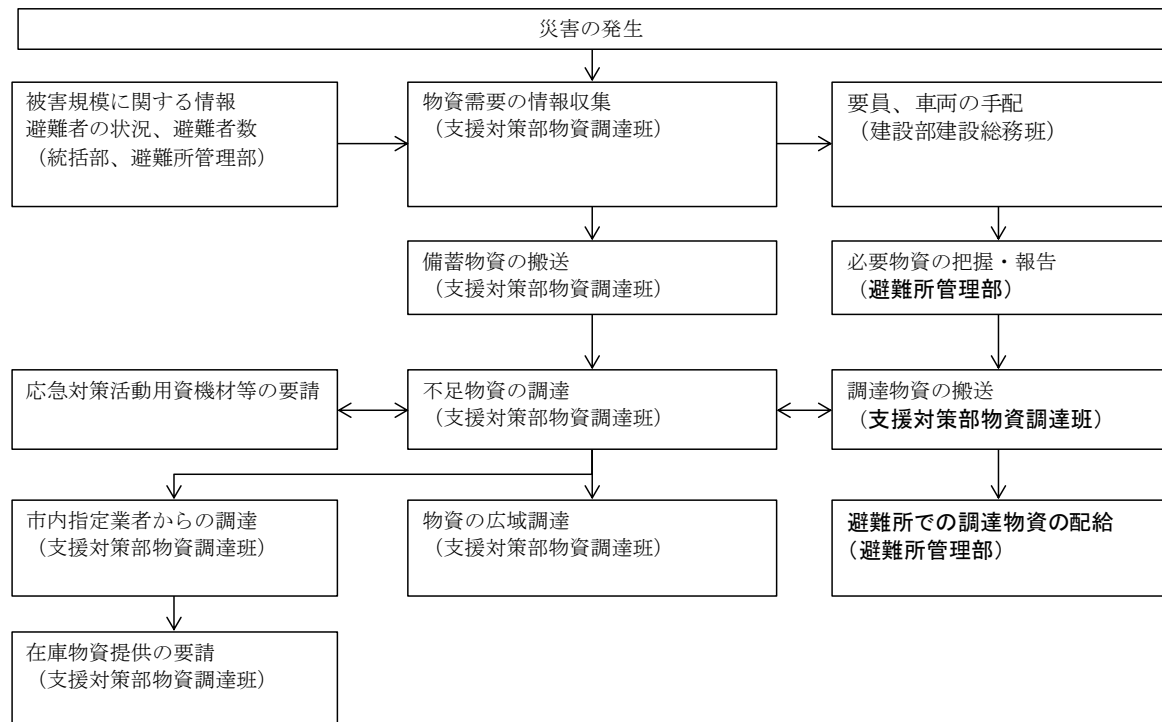
【目的】

被災者に対して、当面の生活に必要な物品を供給する。

【方針】

災害時における被災者に対する被服、寝具その他生活必需品を迅速に供給する。

応急対策の流れ



役割分担

1 実施責任

1	災害救助法が適用された場合における、被災者に対する給付の実施は、市長が県知事の委任を受けて行う。
2	災害救助法が適用されない小災害の場合における被災者に対する物資供給計画の実施は市長が行う。 なお、災害時における災害救助用物資並びに復旧資材等については、県知事は市長の要請に基づきあっせん及び調達等を行う。

2 役割分担

実 施 担 当		実 施 内 容
災害対策本部	統 括 部	(1) 救援物資の要請 (2) 要員、車両の要請
	支 援 対 策 部	(1) 物資の備蓄及び管理 (2) 備蓄物資の避難所までの搬送 (3) 物資の調達、集積拠点における管理及び避難所までの搬送 (4) 救援物資の要請に関する庶務
	避難所管理部	(1) 避難所における物資の配布 (2) 必要物資の把握及び報告
市 民 、 事 業 者		(1) 発災後3日分程度の非常持ち出し品の備蓄 (2) 物資の配布
指 定 販 売 業 者		(1) 在庫物資の提供 (2) 物資の調達に関する協力 (3) 営業の早期再開
運 送 業 者 等		物資の搬送に関する協力
ボ ラ ン テ ィ ア		物資の搬送、調達、配布に関する協力

3 災害救助法の実施基準

災害救助法が適用された場合は同法による。同法によらない部分及び同法が適用されない場合については、同法に準じて行う。

災害救助法による「被服、寝具その他生活必需品の給付又は貸与」の実施基準は、下記のとおりである。

資料編参照

応急 B2-8

災害救助法による「被服、寝具その他生活必需品の給付又は貸与」の実施基準

4 生活必需品供給の方針

(1) 応急物資供給の対象者

1	避難所に収容された者
2	災害により被害を受け、日常生活を営むことが困難な者（自宅等）

(2) 応急物資の内容

最低限確保すべき生活必需品等は、以下に示すものとするが、季節等の状況を考慮し、臨機に必要な調達物資を定めて対応する。

確保の方法	応 急 物 資 の 内 容
備 蓄	毛布、ブルーシート
調 達	敷物、下着、衣類、タオル、石鹼、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、ほ乳瓶、乾電池、テント、紙おむつ（大人・幼児）、生理用品、毛布、ブルーシート 冬季用……カイロ 物資集積拠点用……ベルトコンベア、フォークリフト （仮設トイレその他は、他の計画による。）

5 備蓄物資の供給

備蓄物資の内容	発災当日は物資の調達が困難なため、応急物資を備蓄するように努める。応急物資の備蓄場所及び内容は下記に示すとおりである。
備蓄物資の搬送	「本節 第2 食料の供給計画」に準じる。

資料編参

応急 B2-4

応急物資備蓄場所一覧表

6 物資の配給

避難所での配給	①各避難所に届けられた応急物資は、各避難所の学校管理班・避難所管理班が避難者に配給する。 ②避難者が落ち着いた段階で、避難者にも配給の協力を依頼する。
在宅生活困難者への配給	①在宅生活困難者は、必要な物資の品目及び数を最寄りの避難所の学校管理班・避難所管理班に連絡し、同避難所で配給を受ける。 ②各避難所の学校管理班・避難所管理班は、避難所収容者及び届出のあった在宅生活困難者に必要な物資の品目及び数量を届出に基づいて把握し、巡回搬送してくる支援対策部物資調達班に報告する。

第9節 自発的支援の受入れ

第1 災害ボランティア受入れ計画

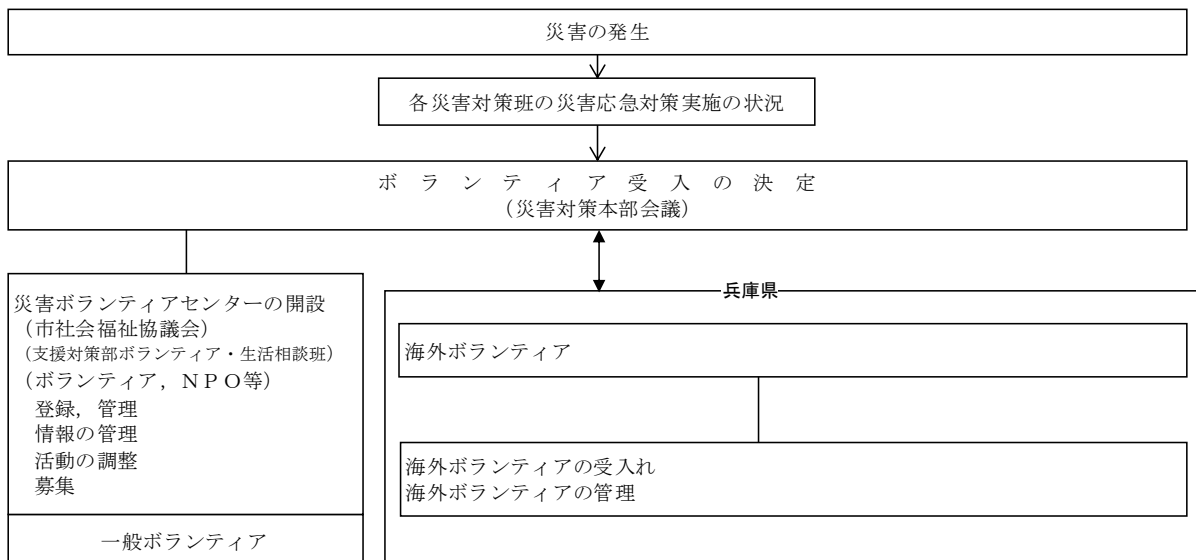
【目的】

大規模災害時において災害ボランティアの受け入れ態勢を整備し、被災者に対する効果的な救援活動を実現する。

【方針】

発災後に災害応急対策を実施するうえで、効果的なボランティアの支援活動を受入れるため、ボランティア活動の調整に関する事項について定める。

応急対策の流れ



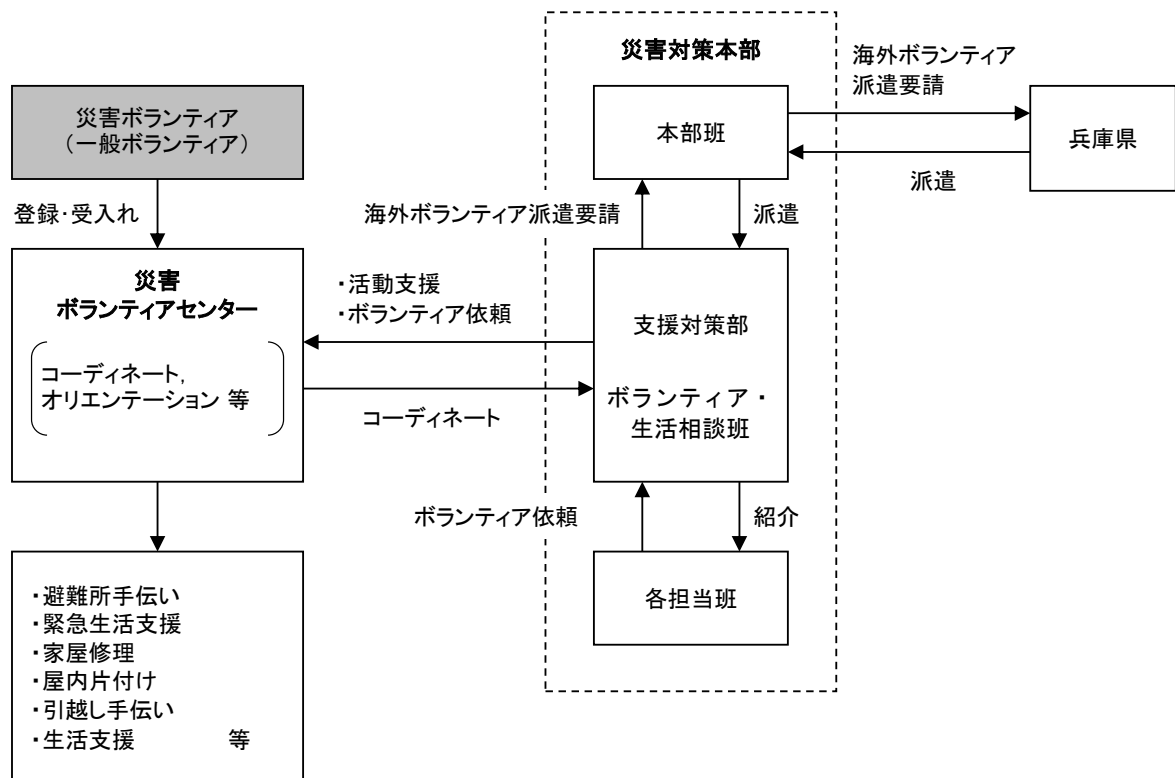
役割分担

実施担当		実施内容
災害対策本部	本 部 長	ボランティア受入れの指示
	支 援 対 策 部	(1) 災害ボランティアセンター運営への支援と協働 (2) 窓口へのボランティア需要や活動状況の報告 (3) 国、県を通じての海外からのボランティア受入れの調整 (4) ボランティア・生活相談班は、市社会福祉協議会に災害ボランティアセンター開設を要請
	統 括 部	広報・渉外班は、災害ボランティアセンター等のボランティア募集について協力
	各災害対策部	各部におけるボランティア需要や活動状況のボランティア・生活相談班への報告
市民、事業所、自主防災組織		市民等は、自ら地域の応急対策活動に協力する。

1 災害ボランティアセンター

開 設	① 災害発生後、支援対策部ボランティア・生活相談班は速やかに、市社会福祉協議会にボランティア調整機関としての災害ボランティアセンターの開設を要請する。 ② ボランティア団体及びNPO等の活動については、その自主性を尊重し、災害ボランティアセンターのボランティアコーディネーターがコーディネートし、市と協議する。 ③ 支援対策部ボランティア・生活相談班は、災害ボランティアセンターの運営に協力するとともに、災害対策本部との連絡・調整に当たる。
業 務	① ボランティアの登録を行う。なお、居住地等で前日までにボランティア活動保険災害特例型に加入し、なるべく研修を受けた上での登録が望ましい。 ② 自らの判断及び市民並びに災害対策本部からのボランティアニーズ情報に基づき、ボランティア団体及びNPO等の活動の調整を行う。 ③ ボランティア団体及びNPO等の情報収集及び調整を行う。 ④ ボランティア団体及びNPO等の募集について、市広報紙、報道機関等を通じて行う。 ⑤ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の感染拡大の懸念がある状況においては、定期的な健康管理の実施やマスクの着用など感染予防措置を徹底する。

<災害ボランティア活動支援体制>



2 ボランティア受入れ

(1) ボランティア

海外からの ボランティア	海外からの救援物資の提供や救援隊派遣などの支援（在日米軍からの支援を含む。以下同じ）ボランティアの受入れについては、県、国と協議の上、市災害対策本部でその対応を協議する。
兵庫県 防災エキスパート	兵庫県防災エキスパート登録制度を活用し、地震・風水害などの大規模災害時に、公共土木施設等を迅速かつ的確で効果的に災害復旧を図るための被災情報の収集などを支援するボランティア活動を行う。

(2) 一般ボランティア

ボランティアの協力に当たっては、各災害対策部がボランティア・生活相談班に要請する。要請を受けたボランティア・生活相談班は、災害ボランティアセンター等に依頼する。

1	災害情報、生活情報等の収集、伝達
2	避難所等における炊き出し、清掃等の被災者支援活動
3	救援物資、資機材の配分、輸送
4	軽易な応急・復旧作業

3 ボランティア活動への支援

1	ボランティア活動が効果的に行えるように、市社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターとつなぐ市の窓口を設置し、情報共有を図ることで連携のとれた支援活動を展開するよう努める。
2	安全にボランティア活動を行えるように災害の状況及び災害応急対策の実施状況等の情報を提供し、ボランティアコーディネーター等がボランティアを希望する人の情報を災害ボランティアセンターに伝え、ボランティアを求める人とつなぎ、ボランティア活動を支援する。
3	ボランティア活動は、あらかじめ活動の前日までに居住地等の市社会福祉協議会でボランティア保険災害特例型への加入手続を行うように呼びかける。

第10節 施設・設備及びライフラインの応急復旧活動

第1 ライフライン応急復旧活動計画

【目的】

市民が健全な生活を維持していくために、ライフラインの早期復旧を図る。

【方針】

災害発生後ライフラインの被害を早急に調査し、迅速に復旧活動に取り組む。

役割分担

実 施 担 当		実 施 内 容
災害対策本部	統 括 部	(1) ライフラインの被害状況の把握と復旧情報の収集に関すること。 (2) ライフラインの被害状況の把握と復旧情報の広報に関すること。 (3) ライフライン事業者との復旧方針の調整に関すること。 (4) ライフライン復旧拠点の選定に関すること。
	上 下 水 道 部	(1) 上水道施設の応急復旧に関すること。 (2) 公共下水道の応急復旧に関すること。 (3) 下水処理場の応急復旧に関すること。
大 阪 ガ ス ネットワーク（株）		ガス施設の応急復旧に関すること。
関西電力（株）及び関 西電力送配電（株）		電力施設の応急復旧に関すること。
西日本電信電話（株）		公衆電気通信設備の応急復旧に関すること。

1 ライフライン応急復旧の調整

(1) ライフライン情報の収集・提供

ライフライン被害情報の 収集のための体制の確保	各ライフライン関係機関は、「第4節 情報の収集・伝達」により、災害対策本部に各所管施設の被害状況、応急対策の実施状況及び復旧の見込み等に関する情報を連絡する。 統括部情報記録班は、収集した情報を整理し、広報及び調整会議等の資料とする。
市民へのライフライン情 報の提供のための広報の 実 施	統括部広報・渉外班は、情報記録班が整理した資料に基づき、市民に広報紙等によりライフライン情報を提供する。
報道機関へのライフライン 情 報 の 提 供	統括部広報・渉外班は、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に対して、ライフライン情報を提供し、報道することを要請する。
各ライフライン関係機関 へ の 情 報 提 供	情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設の被害状況の早期把握のため、ライフライン関係機関の要望に応じて、情報提供に努める。

(2) ライフライン復旧の調整

ライフラインの総合的 復旧のための調整会議 の開催	「第3節 第4 応援要請」及び「第3節 第5 広域的な応援体制」に基づき、建設部現地情報班は、必要に応じてライフライン連絡調整会議を招集する。
ライフライン復旧調整 会議での協議事項	①被害状況等の報告 ②工事のスケジュール調整 ③資機材置き場、駐車場等復旧拠点確保の調整 ④その他必要な事項

(3) ライフライン復旧拠点の選定

1	復旧基地適地の事前調査の実施とオープンスペースの確保
2	発災後の空地利用状況調査の手順の策定
3	ライフライン復旧拠点の選定
4	ライフライン復旧拠点運用のための調整事項の整理

2 水道施設の復旧計画

(1) 初動体制

上下水道部における初動体制によるが、災害発生後は応急給水を優先する。

(2) 発災直後の情報の収集・提供

発災直後は、以下の情報を集約・整理して、被害の範囲・規模を把握し応急復旧対策を立てる。

1	災害発生直後は、浄水場に設置した計器で浄水池、配水池等の状況を確認し、配水量の把握を行う。
2	用水供給事業体（阪神水道企業団）へ連絡をとり、双方の被害状況と供給量の確認を行う。
3	各給水区域の断水状況の収集・把握を行う。
4	情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設の被害状況の早期把握のため、ライフライン関係機関の要望に応じて、情報提供に努める。

(3) 広報

1	応急復旧を実施するに当たり、復旧見込みが判明次第、広報を行う。
2	災害時には、時間的な余裕がなく市民への情報伝達効率も低下するため、報道機関に協力を依頼し、テレビ、ラジオによる情報提供を行う。

(4) 応援要請

独自で応急給水が不可能な場合は、兵庫県水道災害相互応援協定に基づき、阪神ブロックの代表者を通じて兵庫県水道災害対策本部（兵庫県企業庁）又は日水協兵庫県支部に必要な応援要請を行う。民間事業の応援が必要な場合は、芦屋市水道災害応援協定に基づき、芦屋市水道工事業協同組合へ応援要請をする。

(5) 応急復旧の基本方針

ア 取水・導水施設の復旧活動

取水・導水施設の被害は、浄水機能に大きな支障を来すため、復旧は最優先で行う。

イ 浄水施設の復旧活動

浄水施設の被害のうち、施設の機能に重要な影響を及ぼすものについては、速やかに復旧活動を行う。

ウ 管路の復旧計画

復 旧 計 画	復旧に当たっては、随時、配水系統などの変更等を行いながら、予め定めた順位をもとに、被害の程度及び復旧の難易度、被害箇所の重要度、浄水場・給水所の運用状況等を考慮して、給水拡大のために最も有効な管路から順次行う。 なお、資機材の調達、復旧体制及び復旧の緊急度等を勘案し、必要に応じて仮配管、路上配管等の仮復旧を実施する。
給 水 装 置 の 復 旧 活 動	公道内の給水装置の復旧は、配水管の復旧及び通水と並行して実施する。 一般住宅等の給水装置の復旧は、その所有者等から修繕申し込みがあったものについて行う。その際、緊急度の高い医療施設、人工透析治療施設等は優先して行う。 なお、給水に支障を来すものについては、申し込みの有無に関わらず応急措置を実施する。

本市水道の貯水池、配水池、送配水管の破損、停電その他の事故による断水等の事故発生に際し、迅速な復旧によって被害の拡大を防止し、配水の円滑を図るため、復旧班の編成連絡等の事項を定める。

(6) 応急復旧の目標

阪神・淡路大震災においては、応急復旧に6週間を要したが、同規模の災害においても3週間で完了することを目標として対策を講ずる。

(7) 応急復旧用資機材の備蓄・調達

応急復旧用資機材	災害時の交通遮断や渋滞等による輸送効率の極端な低下に備えて、資機材は分散して管理し、速やかに応急復旧ができるようにする。応急復旧用資機材設置場所は、上下水道部芦屋浜資材倉庫とする。
応急復旧用資機材 の 調 達	被災時に必要なすべての資機材を備蓄するのは不可能なので、民間資材メーカーとの備蓄協定により、調達を行う。

3 下水道施設の復旧計画

(1) 初動体制

ア 下水道班及び下水処理場班の設置

災害発生後は、迅速かつ効果的な応急対策を実施するために、上下水道部に下水道班及び下水処理場班を設置する。

イ 動員体制

非常配備体制の確立	災害時には、各班において次の対応が必要となるため、これらに必要な要員を確保できる体制を確立する。 ①市民への対応 ②被害状況の把握 ③その他関連機関との情報交換等
勤務時間外動員体制	勤務時間外に災害が発生した場合、下水道課では、あらかじめ数人の職員を指定しておき、これらの職員を中心として初動体制を確立する。 さらに、被害状況に応じ、定められた災害時集合場所に参集し、応急対策に従事する。 また、下水処理場では、緊急連絡網により、職員の初動体制を確立し、勤務時間外を業務委託している業者と協同し、下水処理場班が設置されるまでの間、対応する。

ウ 情報収集

マニュアルに基づき、下水道施設及び関連施設からの情報収集を行う。

下水道施設の 情報収集	災害発生後、迅速かつ効果的に被害状況の情報を収集するためには、下水道施設資料の確保が重要な役割を果たす。これらの資料確保を踏まえた上で、以下に示す項目について情報収集する。 ①処理場施設の被害状況 ②管渠施設の被害状況 ③排水設備の被害状況
関連施設からの 情報収集	災害の状況において、他のライフライン、構造物の状況、道路等の状況が下水道施設の状況を把握するのに有効な手段となることがある。 したがって、以下に示す項目を災害の状況に併せて情報収集する。 ①河川施設の被害状況 ②水道施設の被害状況 ③ガス施設の被害状況 ④道路被害状況及び交通情報 ⑤電気通信障害に関する情報 ⑥関連業者の稼働状況
各ライフライン 関係機関への 情報提供	情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設の被害状況の早期把握のため、ライフライン関係機関の要望に応じて、情報提供に努める。

エ 伝達体制

上記被害情報の収集とともに、的確に被害状況等を職員に伝達するため、あらゆる手段を講じて必要な情報を的確かつ迅速に提供する。

(2) 応急対策

災害復旧資機材の整備・調達	災害発生時必要とされる復旧資機材は分割・保管し、災害発生後直ちに使用可能な状況であるようにしておく。しかし、災害復旧時に資機材等が不足した場合は、他の自治体、業者等から調達する。
下水道施設被害調査	処理場及び主要幹線管渠等重要性の高い施設から調査を行い、市職員で対応できないと判断される場合は、他の自治体職員及び施工業者等の支援を求め、緊急に施設調査を行う。
応急復旧の基本方針	下水道は、市民生活に必要不可欠なものであり、応急復旧については、緊急性・重要性の高いものから復旧にかかる。 また、復旧に当たっては、二次災害が発生しないよう十分に注意を払う。
応急復旧方法	①処理場・ポンプ場 運転が停止した場合、施設機器の被害状況調査を行い、早期に処理能力が回復するよう復旧を行う。 ②管渠 流水能力の確保、道路の陥没や雨水による浸水など二次災害発生防止が最優先であり、危険箇所の早期把握と緊急度の評価を行い、施工業者の手配と割振り等を行い、現場作業を行う。 ③排水設備 市民からの修理相談を受け付ける窓口を設置し、修理の対応可能な施工業者を紹介する。

(3) 関連機関への応援要請

災害が発生した場合において、本市の体制では万全な応急対策が不可能と判断されるときは、兵庫県、他の自治体、関連機関、建設業組合等及び芦屋市排水設備指定工事店等への応援要請を行い、復旧に際しての機材・人員の協力を得る。

4 ガス施設の復旧計画

【大阪ガスネットワーク株式会社】

名 称	所 在 地	連絡電話番号
大阪ガスネットワーク株式会社 兵庫事業部	神戸市中央区港島中町 4丁目5-3	TEL 078-303-8600【自治体専用】 FAX 078-303-7864【自治体専用】 TEL 0120-719-424【ガス漏れ専用電話】

(1) 応急対策

災害が発生した場合、「災害対策規程」に基づき災害対策本部を設置し、社内各部門の連絡協力のもとに災害応急対策を実施する。

ア 災害対策本部の設置

兵庫事業部の供給エリア内で風水害による災害の発生あるいは災害の発生が予想される場合は、兵庫事業部内に災害対策本部を設置する。

イ 応急対策要員の確保

災害時は「災害対策規定」に基づき、緊急呼出し装置等により要員を呼び出す。

必要に応じて、工事会社、サービスチェーン等の協力会社を含めた全社的な活動がで

きるように動員体制を確立し、呼出しをする。

ウ 情報の収集伝達

情 報 の 収 集	地震時は供給エリア内に設置している地震計が一定以上の加速度を感知した場合には、直ちに本社へ無線、テレメーターにより震度情報が集約される。また、風水害時は気象情報の収集に努める。 本社で集約した情報は、一斉無線連絡装置により、直ちに製造所、各事業所へ伝達され、必要な措置を講ずるシステムになっている。
関係機関との 情 報 交 換	災害対策本部は、担当エリアのガス施設、お客様施設の被害状況を調査するとともに、その状況と応急対策実施状況等を、専用線等により防災関係機関に対して伝達する。 ①被害状況として、製造設備、貯蔵設備及び人的被害等 ②支援可能状況として、保安員の確保、入出荷及び周辺の道路状況等並びに在庫量 また、必要に応じて大阪ガスより連絡要員を防災関係機関へ派遣する。

エ 復旧資機材の確保

普段から必要な資機材（導管材料、導管以外の材料、工具類、車両、機械、漏洩調査機器、道路工事保安用具、携帯無線等）について必要な数量を確保する。

オ 災害広報

災害時における混乱を防止し、被害を最小限に食い止めるため、必要に応じてお客様に対し、テレビ・ラジオ等の情報機関及び工作車に装備したスピーカーにより、ガス施設の災害及び安全装置に関する各種の情報を広報する。

カ 危険防止対策

都市ガスが生活に欠くことのできない重要なエネルギーであることから、災害時においても可能な限りガス供給を継続する必要がある。

このために、被災箇所の緊急修繕に努めるが、都市ガスにより二次災害のおそれがある場合には、本社災害対策本部の指令に基づいて、事前に確立されているスーパーブロック、ミドルブロック等によりガス供給を停止する等の適切な危険防止措置を講ずる。

この場合も、被害のない地域についてはガスの供給を継続する。

(2) 復旧対策

復 旧 計 画	災害復旧計画の策定及び実施に当たっては、人命に関わる箇所及び救急救助活動の拠点となる場所を原則として優先するなど、災害状況、各施設の被害状況及び被害復旧の難易を勘案して、供給上復旧効果の高いものから行う。
復 旧 要 員 の 確 保	社員、協力会社による全社的な動員体制の他に、大阪ガスネットワーク単独で復旧を図ることが困難である場合には、日本ガス協会の「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき、他のガス事業者からの協力を得る。
他 機 関 と の 協 力 体 制	復旧を促進するため、地域防災機関、防災機関、道路管理者、交通管理者、埋設物管理者、地域団体と緊密な連携をとり、各機関との協力体制のもとに災害対策を推進する。また、復旧用地（ガス供給設備の復旧活動に資するための前線基地等の用地）については、自社用地を活用しつつ、被害状況を勘案し、

	必要となった場合は、市災害対策本部に復旧用地の確保について要請を行う。
--	-------------------------------------

5 電力施設の復旧計画

【関西電力株式会社及び関西電力送配電株式会社】

関西電力及び関西電力送配電の各機関は、災害により機能が停止した電力の早期復旧のため、次のとおり応急対策を実施することとする。

名 称	所 在 地	連絡電話番号【自治体専用ダイヤル】
神戸本部 阪神配電営業所	尼崎市西長洲町2丁目33番60号	(平日・休日・夜間) 0800-777-3081

(1) 災害応急対策に関する事項

ア 対策要員の確保

1	夜間、休日に災害発生のおそれがある場合には、あらかじめ定められた対策組織要員は、気象、地震情報その他の情報に留意し、対策組織の設置に備える。
2	対策組織が設置された場合、対策要員は、速やかに所属する対策組織に出勤する。 なお、供給区域内において震度6弱以上の地震が発生した場合は、関係所属の社員は、あらかじめ定められた基準に基づき、所属する事業所へ出社する。ただし、津波により避難が必要となる地域の事業所については、津波のおそれなくなった後に出社するものとする。

イ 復旧要員の広域運営

関西電力及び関西電力送配電は、他電力会社、他一般送配電事業者、電源開発株式会社、電源開発送変電ネットワーク株式会社及び電力広域的運営推進機関（以下「広域機関」という。）広域機関等と復旧要員の相互応援体制を整えておく。

ウ 災害時における情報の収集、連絡

地域の対策組織の長は、次に掲げる各号の情報を迅速かつ的確に把握し、速やかに本店の対策組織の長に報告する。

(ア) 情報の収集報告

a 一般情報

1	気象、地象情報
2	一般被害情報（一般公衆の家屋被害情報及び人身災害発生情報並びに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等の公共施設を始めとする当該管内全般の被害情報）
3	社外対応状況（地方公共団体の災害対策本部、官公署、報道機関、お客さま等への対応状況）
4	その他災害に関する情報（交通状況等）

b 関西電力及び関西電力送配電被害情報

1	電力施設等の被害状況および復旧状況
2	停電による主な影響状況
3	復旧用資機材、復旧要員、食糧等に関する事項
4	従業員等の被災状況

5 その他災害に関する情報

(イ) 情報の集約

本店の対策組織の長は、地域の対策組織の長からの被害情報等の報告および国、地方公共団体、警察、消防等の防災関係機関、協力会社等から独自に収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。

(ウ) 通話制限

対策組織の長は、災害時の保安通信回線を確保するために必要と認めたときは、通話制限その他必要な措置を講ずる。また、対策組織の設置前であっても、保安通信回線を確保するために必要と認めたときは、本店にあっては関西電力の総務室長、地域にあっては関西電力送配電の本部長の判断により通話制限その他必要な措置を講ずる。

エ 災害時における復旧用資機材等の確保

対策組織の長は、災害時における復旧用資機材等の確保を、次のとおり実施する。

調 達	予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする復旧用資機材は、次のいずれかの方法により、可及的速やかに確保する。 ①現地調達 ②対策組織相互の流用 ③他電力会社等からの融通
輸 送	復旧用資機材の輸送は、原則として、あらかじめ関西電力及び関西電力送配電と調達契約をしている協力会社の車両、舟艇、ヘリコプター等により行う。
復旧用資機材置場等の確保	災害時において、復旧用資機材置場及び仮設用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼するなど、迅速な確保に努める。

オ 災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても、原則として、供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、対策組織の長は、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

カ 災害時における電力の融通

災害の発生により、電力需給に著しい不均衡が生じ、需給状況を速やかに改善する必要がある場合には、本店非常災害対策総本部の流通チーム長は、広域機関の指示等に基づく電力の緊急融通により需給状況の改善を図る。

キ 災害時における広報

対策組織の長は、災害時における広報を、次のとおり実施する。

(ア) 広報活動

災害が発生した場合または発生することが予想される場合において、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況についての広報を行う。また、公衆感電事故や電気火災を防止するため、広報活動を行う。

(イ) 広報の方法

広報については、事実に基づく正確な情報をテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関及び、ホームページ、停電情報アプリ、SNS及びLアラート等を通じて行うほか、状況に応じて、広報車等により直接当該地域へ周知する。

ク 災害時における応急工事

対策組織の長は、災害時における応急工事を、次のとおり実施する。

(ア) 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連および情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。

(イ) 応急工事基準

災害時における具体的な応急工事については、次の基準により実施する。

送電設備	ヘリコプター、車両等の機動力および貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。
変電設備	機器損壊事故に対し、系統の一部変更または移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。
配電設備	非常災害仮復旧標準工法による迅速確実な復旧を行う。
通信設備	共通機器、貯蔵品を活用した通信回線の応急復旧措置および可搬型電源、衛星通信設備、移動無線機等の活用により通信手段を確保する。

(ウ) 災害時における安全衛生

応急工事の作業に当たっては、通常作業に比べ、悪条件のもとで行われるので、安全衛生については、十分配慮して実施する。

(2) 災害復旧に関する事項

ア 復旧計画

(ア) 地域の対策組織の長は、設備ごとに被害状況を把握し、次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画を策定するとともに、本店の対策組織の長に速やかに報告する。

1	復旧応援要員の必要の有無
2	復旧要員の配置状況
3	復旧用資機材の調達
4	復旧作業の日程
5	仮復旧の完了見込
6	宿泊施設、食糧等の手配
7	その他必要な対策

(イ) 本店の対策組織の長は、前項の報告に基づき、地域の対策組織の長に対し復旧対策について必要な指示を行う。

イ 復旧順位

対策組織の長は、復旧計画の策定および実施に当たり、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案し、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧することを基本とする。なお、必要に応じ自治体と連携し、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設の復旧を優先する。

6 電気通信施設の復旧計画

【西日本電信電話株式会社】

災害時における電気通信設備の維持並びに被害を迅速かつ的確に復旧を行い、通信の確保を図るための災害応急対策に関する計画は、西日本電信電話株式会社災害対策規定の定めるところに従い対処するものとする。

(1) 担当機関

芦屋市地域における電気通信設備の災害予防、準備警戒、情報伝達、復旧活動等の応急対策については、西日本電信電話株式会社兵庫支店が担当する。

(2) 電気通信施設の所在地、名称

名 称	所 在 地	連絡電話番号
西日本電信電話株式会社 兵庫支店	神戸市中央区海岸通 11 番 NTT 神戸中央ビル 16 階	設備部災害対策室 TEL 078-393-9440 FAX 078-326-7363

(3) 災害時の活動体制

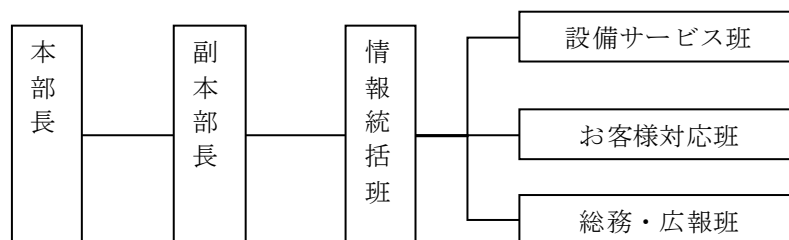
災害時により、電気通信施設が被災発生した場合、又は被災するおそれがある場合は、西日本電信電話(株)が、次のとおり応急対策及び復旧活動を実施する。

(4) 災害対策本部の設置

災害が発生し、また発生するおそれがある場合において、当該災害の規模その他状況により、災害応急対策及び、災害復旧を実施する。

名 称	所 在 地	連絡電話番号
西日本電信電話株式会社 兵庫支店	神戸市中央区海岸通 11 番 NTT 神戸中央ビル 4 階	災害対策本部室 (設備部災害対策室) TEL 078-393-9440 FAX 078-326-7363

(5) 災害対策本部の組織及び所掌事項



所 掌 事 項	①情報統括班
---------	--------

	災害対策本部の各班を掌握し、災害対策業務全般の運営を行う。 また、情報連絡室及び災害対策室の設置、運営及び調整 ②設備サービス班 被災状況調査、サービス復旧方法の検討及び復旧等の実施 ③お客様対応班 ユーザへの対応 ④総務・広報班 社員の安否確認及び避難指示、労務対応、健康管理、後方支援、 兵站活動、報道対応
--	---

(6) 電気通信サービスの確保

災害により、電話線等の通信施設に被害が発生した場合、又は被災するおそれのある場合は、西日本電信電話㈱が、次のとおり応急対策及び復旧活動を実施する。

(7) 応急復旧

ア 通信混乱防止

災害発生に伴い、重要通信の疎通ができなくなるのを防止するため、一般からの通信を規制し、110番、119番、災害救助活動に関する国又は地方公共団体等の重要通信及び街頭公衆電話の疎通を確保する。

イ 設備の被害状況の把握と防護措置

災害による設備の被害状況を把握し、復旧に必要な資材、要員を確保するとともに、設備被害の拡大を防止するため、これに必要な防護措置を講じる。

ウ 通信途絶の解消と通信の確保

通信途絶の解消と重要通信を確保するため、次の措置を講ずる。

1	自家発電装置、移動電源車等による通信用電源の確保
2	衛星通信・各種無線機による伝送路及び回線の作成
3	電話回線網に対する切替措置、伝送路切替措置等の実施
4	応急復旧ケーブル等による臨時伝送路、臨時回線の作成
5	非常用可搬形デジタル交換装置の運用
6	臨時・特設公衆電話の設置
7	停電時における公衆電話の無料化

エ 通信の利用と広報

災害により地域全域にわたって通信が途絶した場合、応急措置により最小限の通信を確保するとともに、通信の疎通調整と通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、広報活動を実施する。

1	通信の利用状況を監視し、利用制限、通話時分の制限を実施して疎通を図る。
2	非常、緊急電話及び非常、緊急電報の疎通ルートを確保し他の通話に優先して取扱う。
3	被害の状況に応じた案内トーキーを挿入する。

4	「災害用伝言ダイヤル(171)」及び「災害用伝言板(web171)」でのふくそう緩和を実施する。
5	一般利用者に対するわかりやすい広報活動を実施する。 (ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等)
6	N T T 西日本兵庫支店は、必要な情報を地方公共団体等の災害対策機関へ連絡する。

災害時において被災地への通信が輻輳した場合には、被災地内の安否の確認が困難になる。

そのような状況下でも、安否確認できるシステムを確立する。

提 供 の 開 始	①災害の発生により、被災地へ向かう安否確認のため通話等が増加し被災地への通話がつながりにくい状況（輻輳）になっている場合開始する。 ②被災地の方は、本人、家族等の安否情報等を「災害用伝言ダイヤル」及び「災害用伝言板(web171)」へ登録し、被災者の家族・親戚・知人の方等はその内容を聴取して安否等を確認する。
伝 言 の 条 件 等	①災害用伝言ダイヤル(171) ◇登録できる電話番号(被災地電話番号) ……加入電話・ISDN・ひかり電話番号及び携帯番号の電話番号 ◇伝言録音時間 …… 1 伝言あたり 30 秒間録音 ◇伝言保存期間 …… 提供終了まで ◇伝言蓄積数 …… 1 電話番号あたりの伝言数は 1～20 伝言で、提供時知らせる。 ②災害用伝言板(web171) ◇登録可能な伝言…… 定型文及びテキスト情報(伝言 1 件あたり 100 文字) ◇伝言登録数 …… 伝言板(伝言メッセージボックス)あたり 20 件まで(20 件を超える場合は、古い伝言から削除され、新しい伝言が保存される) ◇伝言板(伝言メッセージボックス)数…●利用者情報なしの場合：1 件 ●利用者情報ありの場合：最大 20 件※利用者情報は事前に登録が必要 ◇伝言保存期間 ……提供終了まで(ただし最大で 6 ヶ月) ◇伝言のセキュリティ……伝言板への登録・閲覧ができる対象者を限定する場合、利用者情報の事前登録により、設定が可能 ◇伝言通知機能……利用者情報を登録することにより、通知を希望した場合、利用者が指定したメールアドレス、電話番号宛に伝言メッセージの通知を行うことができる。
提供時の通知方法	①テレビ、ラジオを通じて利用方法、伝言登録エリア等を知らせる。 ②電話がかかりにくくなっている場合は、「ふくそうメッセージ」の中で「災害用伝言ダイヤル」をご利用して頂きたい旨の案内を流す。 ③避難所や特設公衆電話設置場所へ操作説明リーフレット等を配備する。 ④防災行政無線等により、利用方法を知らせてもらうよう依頼する。

オ 復旧順位

災害により電気通信施設に被害が発生し、回線に故障が生じた場合は、通信の途絶の解消及び重要通信の確保に努めるとともに、被害状況に応じて下記の復旧順位を参考として、適切な措置により回線の復旧を図る。

＜電気通信サービスの復旧順位＞

	重要通信を確保する機関（契約約款に基づく）
第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係がある機関、通信の確保に直接関係がある機関、電力の供給の確保に直接関係がある機関
第2順位	ガス、水道の供給の確保に直接関係がある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、（別表）新聞社、通信社、放送事業者及び第1順位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位及び第2順位に該当しないもの。

第 1 1 節 二次災害の防止活動

第 1 危険物等による二次災害対策計画

本市には、大規模な危険物施設はないが、隣接地域の危険物施設等に被害が生じた場合や海上の危険物積載船舶等が事故を起こした場合、その影響が本市にも及ぶおそれがある。

有害物質の漏洩による二次災害を防止するため、各章の計画及び各施設の防災計画等により対策を行う。

役割分担

実 施 担 当		実 施 内 容
災 害 対 策 本 部	建 設 部	避難誘導の実施に関すること。
	消 防 部	(1) 危険物等の調査に関すること。 (2) 避難誘導の実施に関すること。 (3) 関係機関との連絡調整に関すること。
芦 屋 警 察 署		避難誘導の実施に関すること。
西 宮 海 上 保 安 署		(1) 被害状況の把握、警報伝達に関すること。 (2) 遭難船の救助（消火活動、人命救助）に関すること。 (3) 危険物の保安及び防除措置に関すること。

第3章 災害復旧計画

第1節 災害復旧計画の作成

被災地の復旧は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図る。

被災の状況等を勘案しつつ、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図る計画的復興について早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。必要な場合には、これに基づき復興計画を作成する。

第1 公共施設の災害復旧

災害復旧計画は、災害発生後被災した各施設の原形復旧に併せて、再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行う等、将来の災害に備える事業の対策についての計画とする。

1 災害復旧の種類

【各機関】

この計画は災害応急対策計画に基づく応急復旧の終了後、被害の程度を十分検討のうえ、次の事項について作成する。

1	公共土木施設災害復旧事業計画
2	農林水産業施設事業復旧計画
3	都市災害復旧事業計画
4	上水道施設、廃棄物処理施設災害復旧事業計画
5	住宅災害復旧事業計画
6	社会福祉施設災害復旧事業計画
7	公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
8	学校教育施設災害復旧事業計画
9	社会教育施設災害復旧事業計画
10	中小企業の振興に関する事業計画
11	その他の災害復旧事業

2 事業実施に伴う国の財政援助等

【各機関】

災害復旧事業の実施に当たって、法律等により国が負担又は補助する事業は、概ね下記のとおりである。

資料編参照

復旧-1

補助を受ける災害復旧事業

3 大規模事故災害対策計画

第1章 災害応急対策計画106

第1章 災害応急対策計画

第1節 基本方針

本計画は、主に「航空災害」、「鉄道災害」、「道路災害等」、「海上災害」等、大規模事故災害についての応急対策を定めるものである。

大規模事故災害による被害は、局地的に発生するため、基本的には事業者等及び市が中心となって対応することとする。

防災関係機関は、災害の規模・態様に応じて本項に定める応急対策のうち、必要な対策を実施することとする。

役割分担

実 施 担 当		実 施 内 容
災害対策本部	統 括 部	(1) 防災関係機関との連絡調整に関すること (2) 災害対策本部の設置に関すること (3) 災害状況広報に関すること (4) 要員、資機材、搬送車両の調達及び要請に関すること
	避難対策部	(1) 被災者の医療に関すること (2) 医療機関との連絡及び出動要請に関すること
	建 設 部	(1) 道路の被害状況の把握に関すること (2) 道路啓開の実施に関すること (3) 海上汚染排除及び環境対策に関すること (4) 避難誘導の実施に関すること (5) 必要資機材の調達に関すること (6) 消防部への応援に関すること
	消 防 部	(1) 消防活動対策に関すること (2) 現地災害対策本部に関すること (3) 被害状況の把握と情報の収集に関すること (4) 必要資機材の調達に関すること (5) 被害の軽減措置に関すること (6) 避難誘導の実施に関すること (7) 関係機関との連絡調整に関すること
阪神南県民センター		(1) 被害状況の把握に関すること (2) 県災害対策本部との連絡調整に関すること
芦 屋 警 察 署		(1) 交通規制の実施に関すること (2) 県警本部との連絡調整に関すること (3) 避難誘導の実施に関すること
西 宮 海 上 保 安 署		(1) 被害状況の把握、警報伝達に関すること (2) 消火活動、人命救助、遭難船の救助に関すること (3) 危険物の保安及び流出油等の防除措置に関すること

第2節 応急対策の主な流れ

第1 航空災害

事項	航空運送事業者・発見者	国	県	県警	芦屋市(消防)	医療機関等
事故等の発生	- 事故等発生の通報 - 乗客名簿の関係機関への提出[航空運送事業者]	- 事故等発生の通報の受領・伝達 - 関係省庁連絡会議の開催	- 事故等発生の通報の受領・伝達 - 県消防防災ヘリ等による情報収集活動	- 事故等発生の通報の受理 - 事故発生地を管轄する警察署員等を派遣し、情報収集	- 事故等発生の通報の受領・伝達 - 消防職員等を事故発生現場に派遣し、情報収集	事故等発生の通報の受領
組織の設置		- 非常災害対策本部の設置 - 現地災害対策本部の設置 - 調査団の派遣	- 現地調査班の派遣 - 現地支援本部等の設置	兵庫県警察大規模事故災害対策本部(対策室)の設置	現場指揮所等の設置	
関係機関等との連携促進	関係機関の密接な連携	- 関係機関の密接な連携 - 広域緊急援助隊派遣 - 緊急消防援助隊派遣 - 自衛隊派遣 - 海上保安本部の活動	- 関係機関の密接な連携 - 必要に応じ、国、他の都道府県、市町への応援要請等 - 必要により自衛隊派遣要請	関係機関の密接な連携	- 関係機関の密接な連携 - 必要に応じて県等へ応援要請	関係機関の密接な連携
(捜索)		- 東京救難調整本部を通じ、相互に連携した捜索活動の実施 - 海上保安本部、自衛隊の捜索活動	県消防防災ヘリ等による捜索活動	- 交番、駐在所、パトカー、白バイ等の勤務員による捜索活動等 - 警察用航空機・船舶等を活用した捜索活動	消防職員、消防団員等による捜索活動	
救助	- 旅客の救助 - 地上又は水上の人又は物件に対する危難の防止活動[機長]	海上における海上保安本部等の救助活動		- 事故現場等の警戒警備 - 救助活動	- 負傷者数及び搭乗者数の把握 - 現地救護所の設置 - 搭乗者の救助活動	
消火					- 消火救難活動 - 必要に応じて、警戒区域の設定	

事項	航空運送事業者・発見者	国	県	県 警	芦屋市 (消防)	医療機関等
避難誘導・二次災害防止				・ 航空機が人家密集地域へ墜落した場合等被害が拡大する場合には、迅速に立入禁止区域を設定し、地域住民等の避難誘導を実施	・ 航空機が人家密集地域へ墜落した場合等被害が拡大する場合には、迅速に立入禁止区域を設定し、地域住民等の避難誘導を実施	
医療		・ 近畿厚生局、国立大学病院からの救護班の派遣 ・ 陸上自衛隊による医療救護活動、負傷者の搬送等の実施	・ 市からの要請を受け、県立病院の救護班の派遣や医療機関に救護班の派遣を要請等 ・ 必要に応じた県消防防災ヘリによる搬送及び他機関ヘリへの出動要請等 ・ 必要に応じ、多発外傷、広範囲熱傷等特殊な医療への対応可能病院を消防、医療機関に紹介		・ 現地救護所で重傷度に応じた分類及び必要な応急手当の実施 ・ 医療機関と連携をとった医師、救護班の派遣及び搬送先医療機関の確保 ・ 対応可能な医療機関等への分散収容	・ 要請に基づく医師、救護班の派遣 ・ 事故現場でのトリアージ・医療活動 ・ 災害拠点病院（災害医療コーディネーター）による、消防機関からの問い合わせに応じた医療上の助言
緊急輸送危険物等への対策	・ 航空危険物輸送の有無を関係機関に連絡[航空運送事業者]		・ 消防と連携した物質の特定等 ・ 必要に応じて、危険物等の専門家・専門機関等を消防本部等に紹介等	・ 消防と連携した物質の特定等	・ 危険物等の漏洩の場合、物質の特定、現場の安全確認、負傷者等の移動、除染等必要な措置を実施	
関係者への情報伝達	・ 関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供	・ 関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供	・ 関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供	・ 関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供	・ 関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供	
その他				・ 遺体の検分 ・ 遺体の身元確認		・ 医師による死亡確認

第2 鉄道災害

事項	鉄道事業者・ 発見者	国	県	県 警	芦屋市 (消防)	医療機関 等
の 事 故 等 発 生	・ 事故等発生 の通報	・ 事故等発生 の通報の受領・ 伝達 ・ 関係省庁連絡 会議の開催	・ 事故等発生 の通報の受 領・伝達	・ 事故等発生 の通報の受 理	・ 事故等発生 の通報の受 領・伝達 ・ 災害状況の 早急な把握	・ 事故等発生 の通報の受 領
組 織 の 設 置		・ 非常災害対策 本部の設置 ・ 現地災害対策 本部の設置 ・ 調査団の派遣	・ 現地調査班 の派遣 ・ 現地支援本 部等の設置	・ 兵庫県警察大規模 事故災害対策本部 (対策室)の設置	・ 現地指揮所 等の設置	
関 係 機 関 等 の 連 携 促 進	・ 関係機関の 密接な連携 ・ 鉄道事業者 の必要に応 じた県、市 町への応援 要請	・ 関係機関の密 接な連携 ・ 広域緊急援助 隊派遣 ・ 緊急消防援助 隊派遣 ・ 自衛隊の派遣	・ 関係機関の 密接な連携 ・ 必要に応じ、 国、他の都 道府県、市 町への応援 要請等 ・ 必要に応じ、 自衛隊派遣 要請	・ 関係機関の密接な 連携	・ 関係機関の 密接な連携 ・ 消防相互応 援協定締結 先への応援 要請	・ 関係機関 の密接 な連携
救 助	・ 鉄道事業者 による救助 活動			・ 事故現場等の警戒 警備 ・ 救助活動	・ 現地救護所 の設置 ・ 救助活動 ・ 必要により 列車切断	
消 火	・ 鉄道事業者 による消火 活動				・ 消火活動	
避 難 誘 導 二 次 災 害 防 止	・ 後続車両の 衝突等の二 次災害の防 止措置の実 施 ・ 鉄道上の落 石、土砂崩 れ等に起因 する災害現 場における 監視員の設 置〔以上鉄 道事業者〕			・ 脱線した鉄道車両 が高架から人家 密集地域や道路 に転落するおそ れがある場合等 被害の拡大防止 のため、立入禁止 区域の設定、地域 住民等の避難誘 導を実施 ・ 鉄道事業者と連 携し、後続列車 の衝突等の二 次災害の防止 措置の実施 ・ 鉄道上の落石、 土砂崩れ等に 起因する災害 現場における 監視員の設置	・ 脱線した鉄 道車両が高 架から人家 密集地域や 道路に転落 するおそれ がある場合 等被害の拡 大防止のた め、立入禁 止区域の設 定、地域住 民等の避難 誘導を実施	

第3部 大規模事故災害対策計画

第1章 災害応急対策計画

第2節 応急対策の主な流れ

事項	鉄道事業者・ 発見者	国	県	県 警	芦屋市 (消防)	医療機関等
医 療		- 近畿厚生局、国立大学病院からの救護班の派遣 - 陸上自衛隊による医療救護活動、負傷者の搬送等の実施	- 市からの要請を受け県立病院の救護班の派遣や医療機関に救護班の派遣を要請 - 必要に応じた県消防防災ヘリによる搬送の実施及び他機関のヘリの出動要請等 - 多発外傷など特殊な医療について対応可能医療機関の消防本部、医療機関等への紹介		- 応急救護所で重傷度に応じた分類及び必要な応急手当の実施 - 対応可能な医療機関等への分散収容 - 医療機関と連携をとった医師、救護班の派遣及び搬送先医療機関の確保 - 重傷の負傷者を遠方の医療機関に搬送する場合の必要に応じた県へのヘリコプターの派遣要請	- 要請に基づく医師、救護班の派遣 - 事故現場でのトリアージ・医療活動 - 災害拠点病院（災害医療コーディネーター）の消防機関からの照会に応じた医療上の助言
輸 送 緊 急				交通状況の把握、交通規制の実施		
危 険 物 等 へ の 対 策	危険物等の積載の有無を消防本部、県警等に報告〔鉄道車両の運転手・鉄道事業者又は荷主〕		- 消防と連携した物質の特定等 - 必要に応じて、危険物等に関する専門家、専門機関等を消防機関等に紹介等	- 消防と連携した物質の特定等 - 危険物の漏洩等の場合、必要に応じ、消防と協力し、付近住民の避難誘導を実施	- 危険物の漏洩等の場合、現場の安全確認、物質の特定、負傷者等の移動、除染等必要な措置の実施 - 危険物の漏洩等の場合、必要に応じ、芦屋警察署の協力を得て、付近住民の避難誘導を実施 - 必要に応じ、県に専門家の紹介を要請	
関 係 者 へ の 情 報 の 伝 達	関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供	関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供	関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供	関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供	関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供	

第3部 大規模事故災害対策計画
第1章 災害応急対策計画
第2節 応急対策の主な流れ

事項	鉄道事業者・ 発見者	国	県	県 警	芦屋市 (消防)	医療機関等
その他	・ 遺体の身元確認・遺体仮収容所の選定、被災者及び被災者の家族に対する必要な手配 ・ 死傷者名簿の作成 ・ 他の路線への振り替え輸送、バス代行輸送等の実施 ・ 鉄道車両が道路を塞いでいる場合等の車両の撤去[以上鉄道事業者]		・ 鉄道車両が道路を塞ぎ、交通上支障がある場合には、必要に応じて、建設業界へ重機出動依頼	・ 遺体の検分 ・ 遺体の身元確認		・ 医師による死亡確認

第3 道路災害等

1 一般的な道路災害の場合（高速道路での危険物流出は除く）

事項	運転手・道路管理者・発見者	国	県	県 警	芦屋市 (消防)	医療機関等
事故等の発生	・ 事故等の発生の通報	・ 事故等の発生の通報の受領・伝達 ・ 関係省庁連絡会議の開催	・ 事故等の発生の通報の受領・伝達	・ 事故等の発生の通報の受理 ・ 事故発生地を管轄する警察署員等を現場に派遣し情報収集	・ 事故等の発生の通報の受領・伝達 ・ 被災状況の早急な把握	・ 事故等の発生の通報の受領
組織の設置		・ 非常災害対策本部の設置 ・ 現地災害対策本部の設置 ・ 調査団の派遣	・ 現地調査班の派遣 ・ 現地支援本部等の設置	・ 兵庫県警察大規模事故災害対策本部（対策室）の設置	・ 現地指揮所等の設置	
関係機関等との連携促進	・ 関係機関の密接な連携	・ 関係機関の密接な連携 ・ 広域緊急援助隊派遣 ・ 緊急消防援助隊派遣 ・ 自衛隊の派遣	・ 関係機関の密接な連携 ・ 必要に応じ、国、他の都道府県、市町への応援要請等 ・ 必要により自衛隊派遣要請	・ 関係機関の密接な連携	・ 関係機関の密接な連携 ・ 消防相互応援協定締結先への応援要請	・ 関係機関の密接な連携
救助	・ 車両の運転手等による負傷者救護 ・ 道路管理者による救助活動への協力			・ 事故現場等の警戒警備 ・ 救助活動	・ 応急救護所の設置 ・ 救助活動	
消火	・ 道路管理者による消防機関と連携協力した消火活動				・ 消火活動（消防）	

第3部 大規模事故災害対策計画
第1章 災害応急対策計画
第2節 応急対策の主な流れ

事項	運転手・道路管理者・発見者	国	県	県 警	芦屋市 (消防)	医療機関等
避難誘導・二次災害防止	・車両の運転手等による危険防止措置 ・警察と連携した迅速な立入禁止区域の設定・交通規制の実施 ・救出活動にあたり、山崩れ等による二次災害防止のための監視員の配置 〔以上管理者〕			・道路災害が通行量の多い道路で発生した場合その他被害が拡大するおそれがある場合、迅速な立入禁止区域の設定、通行者・通行車両等に対する交通規制・避難誘導の実施 ・山崩れ等による二次災害防止のため、監視員等を配置		
医療		・近畿厚生局、国立大学病院からの救護班の派遣 ・陸上自衛隊による医療救護活動、負傷者の搬送の実施	・市から要請を受け県立病院の救護班の派遣。また、医療機関に救護班の派遣を要請等 ・必要に応じて県消防防災ヘリ等による搬送の実施 ・必要に応じて、多発外傷、広範囲熱傷、化学熱傷、化学物質の中毒等に対応可能な医療機関の消防、医療機関等への紹介		・現地救護所で重傷度に応じた分類及び必要な応急手当の実施 ・対応可能な医療機関等への分散収容 ・医療機関と連携をとった、医師、救護班の派遣及び搬送先医療機関の確保	・要請に基づく医師、救護班の派遣 ・事故現場でのトリアージ・医療活動 ・災害拠点病院（災害医療コーディネーター）の消防機関からの照会に対する医療上の助言

第3部 大規模事故災害対策計画

第1章 災害応急対策計画

第2節 応急対策の主な流れ

事項	運転手・道路管理者・発見者	国	県	県 警	芦屋市 (消防)	医療 機関等
(高速道路での危険物等の流出の場合は別紙)	危険物等の積載の有無を報告 [自動車の運転手]		- 消防と連携した物質の特定等 - 必要に応じて、危険物等の専門家、専門機関等を消防機関等に紹介等	- 消防と連携した物質の特定等 - 危険物の漏洩等の場合に、地域住民等の避難誘導等の実施	- 危険物の漏洩等の場合、現場の安全確認、物質の特定、負傷者等の移動、除染等を実施 - 危険物の漏洩等の場合、必要に応じ、芦屋警察署の協力を得て付近住民の避難誘導を実施 - 必要に応じ、県に専門家の紹介を要請	
関係者への情報伝達	関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供	関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供	関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供	関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供	関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供	
その他	- 道路管理者による迅速・的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧活動 - 迂回路の設定 [管理者]		必要に応じた道路啓開のための建設業協会への重機出動依頼	被災現場及び周辺地域並びにその他の地域における交通安全施設の緊急点検の実施		

2 高速道路での危険物流出の場合

事項	事業者・道路管理者・発見者	国	県	県 警	芦屋市 (消防)	医療機関等
事故等の発生	・事故等の発生の通報 ・事故状況確認 ・関係機関が必要とする情報の提供[以上事業者]	・事故等発生の通報の受領・伝達 ・関係省庁連絡会議の開催	・事故等の発生の通報の受領・伝達 ・現場の状況により、関係物質に関する情報を入手し関係機関に情報提供	・事故等の発生時の通報の受理 ・事故状況確認、消防への通報	・事故等の発生の通報の受領・伝達 ・事故状況確認、警察への通報	・事故等の発生の通報受領
組織の設置		・非常災害対策本部の設置 ・現地災害対策本部の設置 ・調査団の派遣	・現地調査班の派遣 ・現地支援本部等の設置	・兵庫県警察大規模事故災害対策本部(対策室)の設置	・現地指揮所等の設置	
関係機関等との連携促進	・関係機関の密接な連携	・関係機関の密接な連携	・関係機関の密接な連携 ・必要に応じ、国、他の都道府県、市町等への応援要請等 ・必要により自衛隊派遣要請	・関係機関の密接な連携 ・現場指揮所等での連携 ・消防等関係機関と調整して、任務分担を行い、連携して現場活動に当たる	・関係機関の密接な連携 ・消防相互応援協定締結先への応援要請 ・現場指揮(出動した各機関は、原則として、警察又は消防の指揮の下に活動。また、状況に応じて協議を実施)	・関係機関の密接な連携 ・県、消防、警察からの要請を受けて応援実施[関係団体] ・消防本部等からの要請に基づく応援[高圧ガス地域防災協議会加入防災事業所]
救助				・救助活動	・救助活動 ・多数の負傷者が発生した場合、安全な場所に現地救護所を設置	
消火					・火災・爆発鎮圧	

第3部 大規模事故災害対策計画

第1章 災害応急対策計画

第2節 応急対策の主な流れ

事項	事業者・道路管理者・発見者	国	県	県 警	芦屋市 (消防)	医療機関等
避難誘導・二次災害防止	- 警戒区域の設定 (積載物質の毒性等の性状、また火災の状況等を考慮して設定) - 周辺広報の実施[以上管理者]			- 警戒区域の設定 - 避難指示 (避難指示を市町長等が措置できないとき又は市町長から要求があったときに実施) - 周辺広報の実施	- 警戒区域の設定 - 避難指示 (避難指示は、毒性ガスの発生、火災の拡大等付近住民に被害が発生する場合に実施) - 周辺広報の実施	
医療		- 近畿厚生局、国立大学病院からの救護班の派遣 - 自衛隊の救護班の派遣	市町からの要請を受け県立病院の救護班を派遣。また、医療機関に救護班の派遣を要請等		- 現地救護所で重傷度に応じた分類及び必要な応急手当の実施 - 対応可能な医療機関等への分散収容 - 医療機関と連携をとった医師、救護班の派遣及び搬送先医療機関の確保	- 要請に基づく医師、救護班の派遣 - 事故現場でのトリアージ・医療活動 - 災害拠点病院（災害医療コーディネーター）による、消防機関からの問い合わせに応じた医療上の助言
交通規制	交通規制の実施[管理者]			交通規制の実施 (現場の状況により、交通遮断及びインターチェンジ閉鎖を実施)		

事項	事業者・道路管理者・発見者	国	県	県 警	芦屋市 (消防)	医療機関等
危険物等への対策 (防除) (物質特定)	・物質の特定 ・処理方法の確認 ・拡大防止 [以上事業者、管理者]		・物質の特定 ・処理方法の確認 (物質の特定は、標識、イエローカード、発送元等の確認で実施)	・物質の特定 ・処理方法の確認 ・拡大防止 (漏洩箇所の密閉等)	・物質の特定 ・処理方法の確認 ・拡大防止	・物質の特定応援 ・処理方法の確認応援 ・拡大防止の応援 [以上関係団体(日本中毒情報センター等)]
	・資機材所在確認 ・資機材手配・運搬 ・処理人員手配派遣 (処理に特殊技能を有する人材が必要な時には発送元、製造メーカー等に依頼) ・回収車両の手配・派遣 ・処理実施 ・事故車両撤去 ・水質汚染等を考慮した路面清掃等事後処理 [以上事業者、管理者]		・資機材所在地確認 (特殊な処理材等が必要なときは、発送元、製造メーカー等に確認) ・必要に応じ、資機材の搬送に県消防防災ヘリ等を活用 (高速道路上での事故のため、車両による搬送が困難な場合等)	・資機材運搬の誘導 ・処理人員の誘導 ・回収車両の誘導 (回収車両は、積載物質を積み替える必要がある場合に、事業者・管理者が運送業者等を通じて手配)	・資機材所在確認 ・処理実施 (積載物質の毒性等の性状、また火災の発生等を考慮しながら、回収等の作業を実施)	・資機材所在確認応援 ・資機材手配・運搬応援 ・処理人員手配・派遣応援 ・回収車両の手配・搬送応援 ・処理実施応援 [以上関係団体]

3 雑踏事故の場合

事項	行事等の主催者・発見者	国	県	県 警	芦屋市 (消防)	医療機関等
事故の発生	・事故の発生の通報	・事故発生の通報の受領・伝達	・事故発生の通報の受領・伝達	・事故発生の通報の受理	・事故発生の通報の受領・伝達 ・早急な状況把握	・事故発生の通報受領
組織の設置			・現地調査班の派遣 ・現地支援本部等の設置	・兵庫県警察大規模事故災害対策本部(対策室)の設置	・現地指揮所等の設置	
関係機関等との連携	・関係機関の緊密な連携 [主催者]		・関係機関の緊密な連携 ・必要に応じ国、他の都道府県、市町への応援要請等	・関係機関の緊密な連携	・関係機関の緊密な連携 ・消防相互応援協定締結先への応援要請	・関係機関の緊密な連携
救助	・緊急車両の進入路の確保 [主催者]			・事故現場等の警戒警備 ・救助活動	・現地救護所の設置 ・救助活動	
被害の拡大防止	・事故の拡大防止 [主催者]			・効果的な広報の実施等による事故の拡大防止		
医療	・救護活動に必要な場の確保 ・負傷者の搬出 [以上主催者]		・市町からの要請を受け県立病院の救護班を派遣。また、医療機関に救護班の派遣を要請等		・応急救護所で重傷度に応じた分類及び必要な応急手当の実施 ・対応可能な医療機関等への分散収容 ・医療機関と連携をとった医師、救護班の派遣要請及び搬送先医療機関の確保	・要請に基づく医師、救護班の派遣 ・事故現場でのトリアージ・医療活動 ・災害拠点病院(災害医療コーディネーター)による、消防機関からの照会に応じた助言
交通規制				・交通規制の実施		
関係者への情報伝達	・関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供		・関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供	・関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供	・関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供	

第4 海上災害

1 海難による人身事故（遭難者・行方不明者・死傷者等の数が多く、通常の体制では対応不可能な場合）

本市沿岸地域において海上災害が発生したとき又はおそれのあるときは、救助・救急活動を実施するほか、海上保安本部等と連携して、消火活動、負傷者等の救急医療活動を行うものとする。

事項	船長等	国	県	市
海難の発生	・最寄りの海上保安本部の事務所、警察署への通報	・海上保安本部による被害規模等の情報収集 ・海上保安本部から県等への情報連絡	・県海上災害対策本部、地方本部設置	・情報の収集 ・災害対策本部の設置
搜索活動		・海上保安本部のヘリ等による搜索活動	・海上保安本部と連携をとった県、県警、ヘリ等による搜索活動	・沿岸海域を中心とする搜索活動
救助・救急活動	・救助・救急活動	・海上保安本部は県、沿岸市町等と連携をとり、救助救急活動を行う	・海上保安本部と連携をとった救助救急のための県、県警ヘリ等の出動	・沿岸海域を中心とする救助・救急活動
医療活動		・海上保安本部から沿岸の関係市町への医療活動要請	・沿岸の関係市町からの要請を受け、県立病院の救護班を派遣又は医療機関に救護班の派遣を要請	・医師を確保して救護班を編成し負傷者等の医療救護措置を行う ・必要に応じて県に対して県医師会、日本赤十字等の派遣要請を行う ・要請に基づく医療機関の医療・救護活動
消火活動		・海上保安本部は沿岸の関係市町の消防機関と連携をとり、消火活動を行う ・消防庁による緊急消防救助隊の派遣	・消防庁を通じての他の都道府県の消防機関への応援要請	・消火活動 ・必要に応じ消防相互応援協定に基づく出動要請を依頼 ・必要に応じ県に県外の消防機関の派遣要請

第3部 大規模事故災害対策計画

第1章 災害応急対策計画

第2節 応急対策の主な流れ

緊急輸送活動		・海上保安本部は緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じて船舶交通を制限又は禁止する ・神戸運輸管理部は県からの要請に基づく緊急輸送車両又は船舶の調達又は斡旋	・県警察本部は、緊急度、重要度を考慮して、交通規制を行い、迅速に負傷者や救援物資の緊急輸送活動を展開 ・県は、沿岸の関係市町とともに必要に応じて、航空機の臨着場及び緊急物資の搬入、搬出等に関する職員の手配を行う	・被害の状況に応じて、車両等の確保配置を行う（困難な場合は県に調達の斡旋を依頼）
--------	--	---	---	--

2 重油等の大量流出油事故（通常の防除体制で回収不可能な場合）

海難等が発生して重油等が流出し、沿岸地域の陸岸に漂着した場合又は漂着するおそれがある場合は、法令・市地域防災計画等に定めるところにより、海上保安本部や兵庫県等と連携をとり、必要に応じて防除措置のための応急対策の実施に努めることとする。

事 項		船長等防除義務者 (原因行為者)	国	県	市
大規模な重油等の流出事故の発生		- 防除措置の実施 - 最寄りの海上保安本部、警察署への通報	- 海上保安本部から県等へ事故の情報連絡 - 海上保安部、署は防除義務者に防除作業を指導	- 情報収集 - 海上災害警戒本部設置の準備 - 防除関係者への情報提供	- 情報の収集 - 防除関係者は出動準備
発災海域における防除措置			海上保安本部は緊急に防除措置をとる必要がある場合は、指定海上防災機関に指示又は自ら防除を行うとともに、関係機関等に協力要請等を行う		指定海上防災機関は、海上保安庁長官の指示を受けた場合又は船舶所有者の委託を受けた場合に、防除措置を実施
流出油等の警戒	漂着する可能性がある場合		ヘリ等による航空監視	- 海上災害警戒本部及び地方本部の設置 - 防除資機材の調達	- 災害対策警戒本部設置・防除資機材の調達 - 陸岸のパトロール
	漂着する可能性が大			- 海上災害対策本部及び地方本部設置 - 県民センターによる陸岸パトロール	- 災害対策本部の設置 - 防除資機材の調達 - 陸岸のパトロール - 回収流出油の一時保管場所の選定
沿岸海域における防除対策			沿岸海域における防除作業	海上保安本部から要請を受けた場合、又は県知事が必要と認めた場合、必要な対応を行う	沿岸海域における必要な防除作業の実施
陸岸における回収作業			- 海上保安本部は県等からの要請に基づき、海上での防除作業に支障をきたさない範囲で陸岸での防除作業を実施 - 県知事の派遣要請を受けた自衛隊の陸岸に置ける回収作業や資機材の無償貸与又は譲渡	- 回収方針策定 - 沿岸市町の回収作業計画の総合調整 - 災害救援専門ボランティアの派遣 - ボランティア紹介窓口設置 - 必要により自衛隊に派遣要請 - 必要がある場合、国の機関や近隣府県に資機材の提供要請や民間からの買い上げ、斡旋を行う	- 回収作業計画の策定 - 回収作業の実施 - ボランティアの受入れ窓口の設置
回収後の処理		産業廃棄物の場合、船舶所有者は県の指導を受け収集、運搬、処分を行う		産業廃棄物の場合、県が収集、運搬、処分につき、船舶所有者を指導	- 回収流出油の一時保管場所の確保 - 環境調査、広報の実施 - 補償請求

第3節 活動体制の確立

第1 災害対策本部の設置基準

市長は、次の場合、災害対策本部を設置するものとする。また、災害対策本部を設置した場合は、県へ報告する。

1	航空災害、鉄道災害、道路災害又は海上災害等が発生した場合において、その状況を勘案して応急対策を実施するため必要があると認められるとき。
2	海難事故が発生し、多数の死傷者が生じ、又は重油等が沿岸部又は陸岸に漂着し多大な被害が生じた場合又はそのおそれがある場合において、災害応急措置を実施し、又は災害応急対策に備えるため、必要があると認められるとき。
3	火災事故、爆発事故、毒物・劇物事故等「多数の死傷者を伴う社会的反響の大きい事案、又は多数の死傷者を伴うおそれがあり、大きな社会的反響」が予想される突発事案と認められるとき。 ①毒物及び劇物取締法別表第一、第二に掲げる物 （例）水銀、ヒ素、硫酸 等 ②毒物及び劇物指定令第1条、第2条に規定する毒物、劇物 （例）フッ化水素含有製剤 等 ③毒物及び劇物取締法施行令第38条第1項に規定する物 （例）無機シアン化合物たる毒物を含有する液体状の物（一部除外規定あり） 等
4	その他不測の事態が生じ又は生じるおそれがあるため、必要があると認められるとき

第2 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、東館3階中会議室に設置する。

第3 現地災害対策本部の設置

1	市長は、突発重大事故と認定された場合、原則として、現地又は適当な場所に現地災害対策本部を設置することとする。
2	現地災害対策本部の構成は、市、防災機関、県とし、必要により事故原因者の参加を求めることとする。

第4 現地災害対策本部の設置場所

1	市長は、事故現場付近で防災関係機関の連絡責任者が集合しやすい場所を選んで現地災害対策本部を設置し、表示することとする。
2	各防災関係機関の連絡責任者は、現地災害対策本部において、必要な連絡調整に当たることとする。

第5 職員の動員

1 職員の動員配備指令

(1) 防災指令

災害対策本部長	災害の規模等により、必要な活動体制を確立するために、各災害対策部長に防災指令を発令する。
統括部長	次の基準に従って災害対策本部長に防災指令の発令について進言する。

<防災指令の種類と基準>

防災指令の種類	防災指令の発令基準 大規模事故等
防災指令第1号	事故等により、小規模かつ局地的な災害が発生し、又はそのおそれがあるとき
防災指令第2号	事故等により、市内広域にわたる災害や甚大な局地的災害が発生し、被害の拡大が予想されるとき
防災指令第3号	事故等により、市内広域にわたる災害や甚大な局地的災害が発生し、更に被害の拡大が予想されるとき

(2) 配備体制

勤務時間内に災害が発生した場合	各部は通常の業務を一時停止、又は縮小し、定められた配備につく。
勤務時間外に災害が発生した場合	防災指令の基準により配備体制を判断し、配備対象となる職員は直ちに参集し、定められた配備につく。なお、突発性重大事故等の発生を知った場合等については、職員は自主参集するものとする。
災害発生直後に第1号又は第2号配備体制とした場合	被害の拡大状況等により、配備体制を強化する必要があると判断される場合は、各災害対策（警戒）部長は各災害対策（警戒）部毎に配備体制を強化するとともに、直ちに災害対策本部長に報告する。
災害対策本部長が、各災害対策（警戒）部長から配備体制強化の報告を受けた場合	災害の状況、職員の対応状況等から総合的に判断し、必要と認められる場合は、防災指令を強化発令し、応急活動に万全を期する。

第6 応援要請

1 自衛隊への派遣要請

市長は、県知事に対して自衛隊の派遣要請の要求を実施する場合は、阪神南県民センター長及び芦屋警察署長等と十分連絡をとるものとする。

(1) 災害派遣要請基準

1	災害対策本部長は、災害に際し、市職員の動員だけでは人命又は財産を保護するための応急対策の実施が不可能又は困難であると認められる場合に派遣要請の要求を行う。この際、災害派遣の基準となる三要件（緊急性、公共性、非代替性）の適合に留意する。
2	各災害対策部長は、災害に際し、各災害対策部において実施すべき応急対策の実施が困難な場合に、自衛隊派遣要請の要求を災害対策本部長に上申する。
3	特に大規模の災害が発生した場合は、概括的情報に基づき判断する。

(2) 災害派遣時に支援を受ける救援活動内容

ア 派遣部隊の活動

被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動
避難者の援助	避難者の誘導、輸送等
遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等の捜索救助（通常他の救援作業等に優先して実施）
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のう作成、運搬、積み込み等
消防活動	利用可能な消防車等その他防火用具（必要な場合は航空機等）による消防機関への協力（消火剤等は、通常関係機関が提供）
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合の啓開除去
応急医療、救護及び感染症対策	被災者に対する応急医療、救護及び感染症対策（薬剤等は、通常派遣要請者が提供）
通信支援	災害派遣部隊の通信連絡に支障を来たさない限度で実施
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は特に緊急を要する場合に限る。）
炊飯及び給水	炊飯及び給水の支援
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛省の所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」に基づき、被災者に対し生活必需品等の無償貸与又は救じゅつ品の譲与
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の処置をとることとする。

イ 支援ニーズの具体化

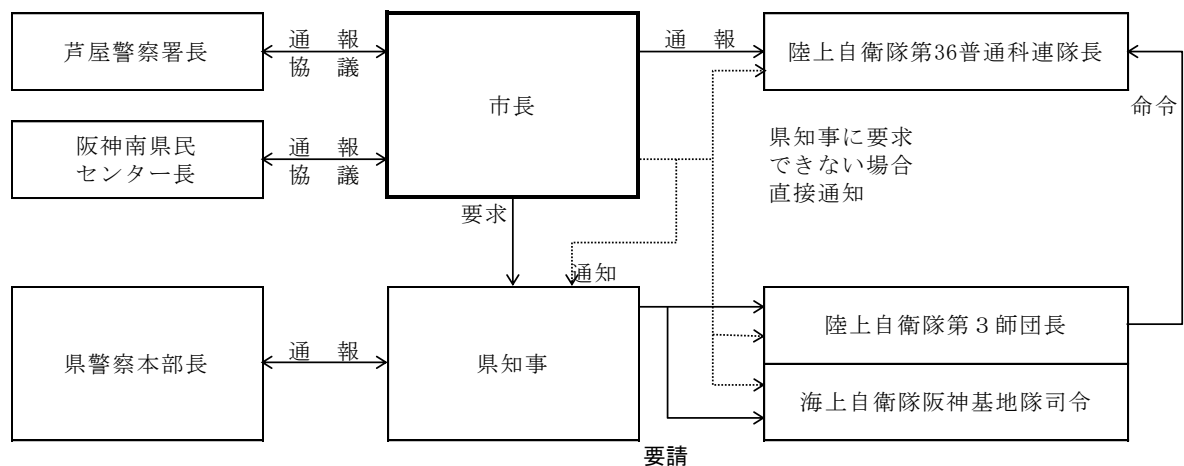
大規模災害発生時の状況不明化においては、人命救助活動を最優先とし、その他の活動は、自衛隊側からの自発的な提案も受けつつ、派遣部隊への支援ニーズを具体化する。

(3) 災害派遣要請要領

1	災害対策本部長（市長）又は副本部長（副市長）は、自衛隊の支援が必要と判断したときは、次の事項を明らかにして芦屋警察署長及び県災害対策阪神南地方本部（阪神南県民セ
---	--

	ンター）長と連絡調整し、県知事に要求するとともに自衛隊に通報する。 要請の要求は原則として文書が必要であるが、先に電話で連絡し、後日文書であらためて処理する。 ①災害の状況及び派遣を必要とする理由 ②派遣を希望する期間 ③希望する派遣区域及び活動内容 ④要請責任者の職氏名 ⑤災害派遣時における特殊携行装備又は作業種類 ⑥派遣地への最適経路 ⑦連絡場所及び現場責任者氏名並びに標識又は誘導地点及びその標示
2	災害対策本部長（市長）又は副本部長（副市長）は、通信等の途絶により、県知事に対して災害派遣の要求ができない場合、その旨及び災害の状況を直接自衛隊に通知することができる。この場合は、その旨を速やかに所定の手続により県知事に通知しなければならない。
3	災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、都道府県知事等の要請を待ついとまがないときは、要請を待つことなく以下の判断基準により、自衛隊が派遣される場合がある。 ① 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合 ② 災害に際し、府・県知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められ、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合 ③ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合 ④ その他、災害に際し、上記に準じ、特に緊急を要し、府・県知事等からの要請を待ついとまがないと認められる場合

<派遣及び撤収要請手続経路図>



災害対策本部及び自衛隊は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、各種情報を迅速かつ、的確に把握するとともに、相互に連絡し情報を共有する。

<要請時の連絡先>

区 分		電 話 番 号	
		勤務時間内	勤務時間外
県	(災害対策本部設置時) 災害対策本部事務局 対策局統括班	TEL (078)341-7711 (代) (078)362-9861 (直) (時間内外とも) TEL 87-151-5579 (衛星) FAX (078)362-9911~2 FAX 87-151-6380~1 (衛星)	
	(災害対策本部未設置時) 災害対策課 防災・危機管理班	TEL (06)6481-8072、4519 (時間内外とも) TEL 89-171-511~2 (衛星) FAX (06)6483-3664 FAX 89-171-611 (衛星)	
	県災害対策阪神南地方本部 (阪神南県民センター 県民交流室総務防災課)	TEL 23-0110 FAX22-8660	
	芦屋警察署	TEL (072)781-0021 (時間内外とも)	
自衛隊※	陸上自衛隊 第3師団 (第3部防衛班) (伊丹市広畑1-1)	内線 3735、3737 FAX 3724 TEL 7-985-32 (衛星) FAX 7-985-61 (衛星)	内線 3301 (司令部当直) FAX 3301 TEL 7-985-32 (衛星) FAX 7-985-61 (衛星)
	陸上自衛隊 第36普通科連隊 (第3科) (伊丹市緑ヶ丘7丁目1-1)	TEL (072)782-0001 (時間内外とも) 内線 4037・4038 FAX 4034	内線 4004 (部隊当直) FAX 4034
	海上自衛隊 阪神基地隊 (警備科) (神戸市東灘区魚崎浜町37)	TEL (078)441-1001 (時間内外とも) 内線 230 FAX 239	内線 220 (当直士官) FAX 389

※FAX する場合は、事前に先方へ連絡すること。

資料編参照

様式 A1-12	自衛隊の災害派遣要請について (陸上自衛隊)
様式 A1-13	自衛隊の災害派遣要請について (兵庫県知事)

(4) 自衛隊の受入れ

自衛隊派遣が決定した場合、次の点に留意して派遣部隊の活動が十分行えるよう努める。

自衛隊の受入れ担当	自衛隊の受入れ、災害対策本部と自衛隊との間における総合調整は、統括部本部班が当たる。
災害対策本部への自衛隊連絡班の参加	自衛隊連絡所を、災害対策本部オペレーションルーム (東館3階大会議室) に設ける。また、必要に応じて災害対策本部会議に参加を要請する。
ヘリポートの確保	ヘリコプター臨時離着陸場から最適地を決定する。 「応急-A1-16 ヘリコプター臨時離着陸場」参照
派遣部隊の誘導処置	市内への進入経路及び集結地点又は救援物資の受取場所等を選定し、派遣部隊を誘導する。
作業実施期間中の現場責任者の設定	作業実施期間中は、応援を受ける各災害対策担当部長が現場に責任者をおき自衛隊現地指揮官と協議し、作業の推進を図る。
派遣部隊の作業に必要な資機材の準備	派遣部隊の行う応急復旧に必要な資機材等については、できる限り市で準備し速やかに活動が開始できるよう留意する。

派遣部隊の宿泊施設 又は設営適地の準備	自衛隊の野営適地として、ミラタップパーク芦屋（総合公園）を充てる。
------------------------	-----------------------------------

(5) 経費負担区分

災害派遣を受けた機関は、原則として自衛隊の救援活動に要した次の経費を負担することとする。

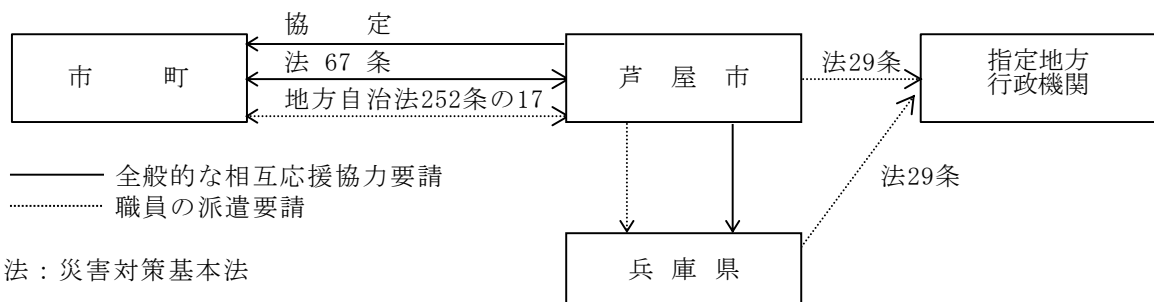
1	派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材等（自衛隊装備に係るものを除く。）の購入費、借上料及び修繕費
2	派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
3	派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水道費及び電話料等
4	派遣部隊の救援活動中発生した損害に対する補償費（自衛隊の装備に係るものを除く。）
5	派遣部隊の救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義がある場合は、自衛隊と派遣を受けた機関が協議する。

(6) 撤収要請

災害対策本部長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したとき、又は必要がなくなったとき、又は作業が復旧の段階に入った場合、災害対策本部長は速やかに芦屋警察署及び県災害対策阪神南地方本部（阪神南県民センター）と連絡調整し、県知事あてに自衛隊の撤収要請の連絡をとる。

第7 広域的な応援体制

<応援協力要請系統図>



1 県への応援の要求（要請）

災害時に県又は他自治体への応援若しくは応急措置の実施を要請するときは、関係法令に基づいて行う。

応援の要求（要請）	①災害対策本部長は、概括的被害状況等により応援の要求（要請）の必要性を判断し、県災害対策阪神南地方本部（阪神南県民センター）を通じて、県知事に応援の要求（要請）、又は他自治体等への応援を要請する。 ②連絡担当は防災安全課とする。まず下表の電話等によって要請し、必要に応じ後日文書によりあらためて処理する。 ③緊急を要する場合は、各災害対策部において県の各担当部署に直接要請
-----------	---

	することができる。その場合は、事後において統括部本部班に報告する。
要請時に明らかにすべき事項	①災害の原因及び被害の状況 ②必要とする応援の内容、理由 ③必要とする応援の人員、資機材、期間、場所 ④その他必要な事項

<要請連絡先>

区 分		電 話 番 号
県	(災害対策本部設置時) 災害対策本部事務局 対策局統括班	TEL (078)341-7711 (代) (078)362-9861 (直) (時間内外とも) TEL 87-151-5579 (衛星)
	(災害対策本部未設置時) 災害対策課 防災・危機管理班	FAX (078)362-9911～2 FAX 87-151-6380～1 (衛星)
	県災害対策阪神南地方本部 (阪神南県民センター 県民交流室総務防災課)	TEL (06)6481-8072、4519 (時間内外とも)
		TEL 89-171-511～2 (衛星) FAX (06)6483-3664 FAX 89-171-611 (衛星)

2 他自治体への応援要求（要請）

災害時に他の自治体に応援を要請する際は、関係法令及び相互応援協定等に基づいて行う。
相互応援協定を締結している近隣の自治体が被災している場合は、県にあつせんを要請するほか、他の自治体に応援を要請する。

応 援 の 要 請	①災害対策本部長又は各災害対策部長は、概括的被害状況等により応援要請の必要性を判断する。 ②相互応援協定等により応援を要請する場合は、各協定等に定められた所管の各災害対策部長が災害対策本部長に上申し、各協定等に定められた者が要請する。(統括部本部班、消防部、上下水道部、支援対策部、市立芦屋病院) ③相互応援協定等によらない場合は、災害対策本部長が要請する。災害対策本部長が要請できないときは、災害対策副本部長(副市長)が要請する。 ④まず電話等により要請し、後日文書によりあらためて処理する。
相互応援協 定 等	①本市が災害対策に関連して締結している他自治体との相互応援協定等は、「相互応援協定等の概要と連絡担当」のとおりである。このほか、個別の活動に限定したものについては、各計画中に示す。 ②協定における応援の範囲、応援の方法、費用の負担その他必要な取り決め事項の詳細は、それぞれ各協定書のとおりである。 ③協定自治体は、その相接する地域及び当該地域の周辺部で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、事態が緊急を要するときは、応援の要請の有無にかかわらず、消防、水防、救助その他災害の発生を防ぎ、又は被害の拡大を防止するため、必要な応急措置について、相互に応援を行う。
連 絡 先	「近隣自治体の連絡先」に示すとおり。

資料編参照

応急-A8-2	相互応援協定等の概要と連絡担当
応急-A1-14	近隣市町の連絡先

3 他自治体への応援

他自治体の災害時に、災害対策基本法及び応援協定による応援を県及び被災自治体から要請された場合は、要請を拒む正当な理由がない限り、県とともに応援計画を作成し、必要な応援又は災害応急対策を行うこととする。

資料編参照

応急-A8-2	相互応援協定等の概要と連絡担当
---------	-----------------

4 職員の派遣要請

(1) 職員の派遣要請

1	前記の応援協力要請系統図に基づき行う。
2	職員の派遣を希望する災害対策部長は、派遣希望職員等を、統括部受援班に申し出る。
3	職員の派遣、又は派遣のあっせんを要請する場合は県知事に対し、次に掲げる事項を記載した文書をもって行う。
4	ただし、緊急を要する場合は、電話で要請し、後日文書であらためて処理する。

(2) 職員の派遣を要請する際に明らかにすべき事項

1	派遣を要請する理由
2	派遣を求める職員の職種別人員数
3	派遣を必要とする期間
4	派遣される職員の給与その他の勤務条件
5	前各号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項

資料編参照

応急-6	災害派遣手当の支給に関する条例
------	-----------------

5 指定公共機関、防災関係民間団体等への応援要請

指定公共機関、指定地方公共機関、防災関係民間団体等の協力を得て、適切な応急対策活動を実施する。

<防災関係公共機関・民間団体等への連絡担当部局>

団体等名・協定名	連絡担当
大阪ガス株式会社、関西電力株式会社	消防部
鉄道関係機関	統括部電話応対班
西日本電信電話株式会社、 芦有ドライブウェイ株式会社、 日本通運株式会社ほかトラック業者等	統括部本部班、建設部建設総務班
日本放送協会神戸放送局ほか報道関係機関	統括部広報・渉外班
芦屋市医師会等	避難対策部医療班

日本赤十字社兵庫県支部	避難対策部援護班
建設業組合等・造園業組合	建設部

6 応援の受入れ体制

(1) 受入れの担当

受入れ対象	受入れ担当
ア 食料及び生活必需品	支援対策部物資調達班
イ 人的応援（消防部、上下水道部、支援対策部、市立芦屋病院）	応援を要請した各災害対策部
ウ 人的支援（イを除く）	統括部庶務班

第8 ヘリコプター支援要請計画

災害に際し必要な応急対策を実施するため、県消防防災航空隊・神戸市航空機機動隊による支援を要請するほか、状況により海上保安庁の機関やドクターヘリ基地病院に対し、ヘリコプター等による支援を要請する。

1 県消防防災航空隊ヘリコプター支援の原則

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で次の用務に該当するとき、大規模事故災害対策本部長が要請する。

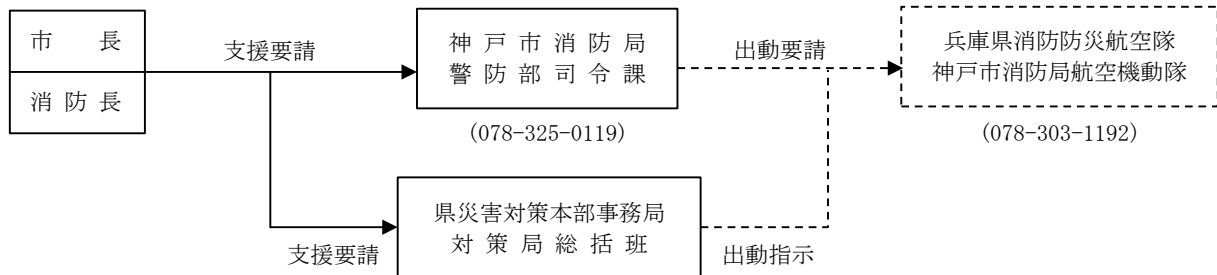
1	救急活動
2	救助活動
3	火災防御活動
4	情報収集活動
5	災害応急対策活動

2 支援要請方法

1	各大規模事故災害対策部長は、県にヘリコプターの支援要請をする必要がある場合は、統括部本部班に「4 要請に際し連絡すべき事項」を明らかにして、大規模事故災害対策本部長に上申する。
2	県消防防災ヘリコプター緊急運航要領に基づき要請する。 支援要請は、市長又は消防長名をもって神戸市消防局警防部司令課に対し電話等で手続を行い、事後速やかに消防防災ヘリコプター緊急運航要請書を県（消防課）に提出する。 ただし、県災害対策本部が設置された場合は、県災害対策本部事務局と調整する。
3	他機関（他府県消防本部等）に対するヘリコプター等の支援要請についても、県に対する場合と同様とする。

3 連絡系統

○神戸市消防局警防部司令課	(昼夜問わず) TEL (078) 333-0119 FAX (078) 325-8529
○兵庫県消防防災航空隊	(昼間) TEL (078) 303-1192
神戸市消防局航空機動隊	FAX (078) 302-8119
○県災害対策局消防課消防班	TEL (078) 362-9831 (救急救助・ヘリなど)
	FAX (078) 362-9915
○県災害対策本部事務局対策局総括班	TEL (078) 362-9900
	FAX (078) 362-9911



4 要請に際し連絡すべき事項

支援を要請する場合は、次の事項について連絡を行う。

1	支援を求める理由及び目的地
2	現地責任者氏名
3	人命救助、医薬品の緊急輸送等の内容
4	人命救助の場合、救助されるものの性別年齢等
5	着陸場との連絡方法

5 措置する事項

災害対策本部長は、消防部に次の措置をとるよう指示する。

1	着離発着場の選定
2	離発着場における措置（散水、ヘリポート表示、風向表示、ヘリコプターの誘導）

第9 災害放送の要請

1 災害時における放送要請

放送要請方法	①災害対策本部長は、災害対策基本法第56条に基づき、災害に関する通知、要請、連絡又は警告等を市民に対し周知する必要がある場合に放送局を利用することが適切と考えられるときは、やむを得ない場合を除き、県知事を通じて放送を要請する。 ②放送機関に対する要請及び連絡は、統括部広報・渉外班が担当する。
要請時に明らかにすべき事項	要請は原則として文書によるが、緊急やむを得ない場合は、電話又は口頭により要請し、事後において速やかに文書を提出する。 ①放送要請の理由 ②放送事項

	③放送希望日時 ④その他必要な事項
--	----------------------

2 緊急警報放送要請

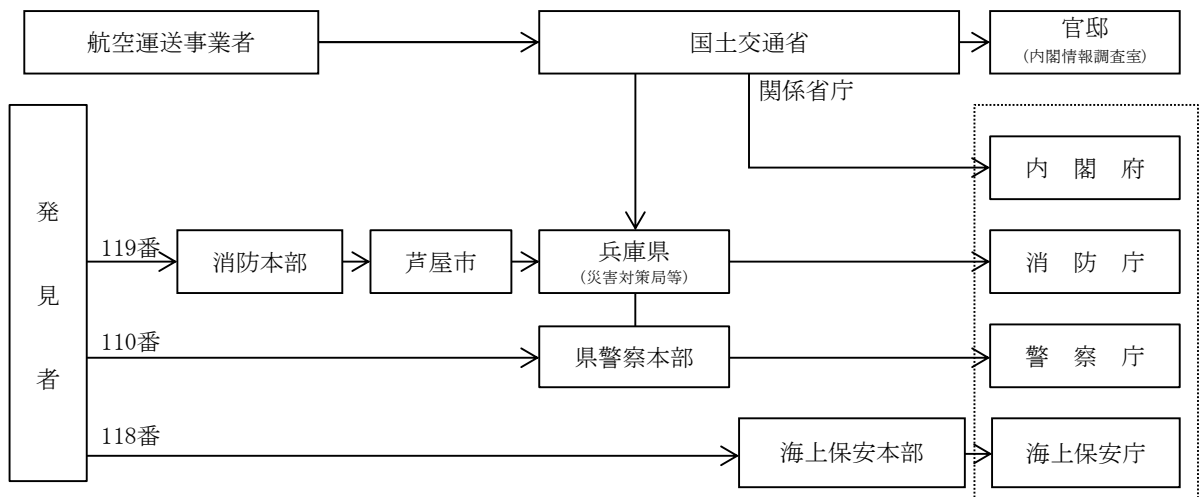
放 送 要 請 方 法	①災害対策本部長は、災害対策基本法第 56 条に基づき、災害に関する通知、要請、連絡又は警告等を市民に対し周知する必要がある場合に放送局を利用することが適切と考えられるときは、やむを得ない場合を除き、県知事を通じて放送を要請する。 ②放送機関に対する要請及び連絡は、統括部広報・渉外班が担当する。
緊 急 警 報 放 送 に よ り 放 送 要 請 で き る 事 項	①災害対策本部長は、災害対策基本法第 57 条に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、多くの人命、財産を保護するため、避難指示等緊急に市民に対し周知する必要がある場合に、電波法施行規則（昭和 25 年電波管理委員会規則第 14 号）第 2 条第 1 項第 84 の 2 号に定める緊急警報信号により災害に関する放送（以下「緊急警報放送」という。）を、やむを得ない場合を除き、県知事に要請する。 ②県知事及び放送機関（NHK 神戸放送局）に対する要請及び連絡は、統括部広報・渉外班が担当する。 ◇市民への警報、通知等 ◇災害時における混乱を防止するための指示等 ◇前各号のほか、県知事が特に必要と認めるもの

第4節 情報の収集・伝達

第1 航空災害の情報伝達

1 市内での航空機の墜落等

市内で航空機事故による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報等の伝達系統は次のとおりとする。

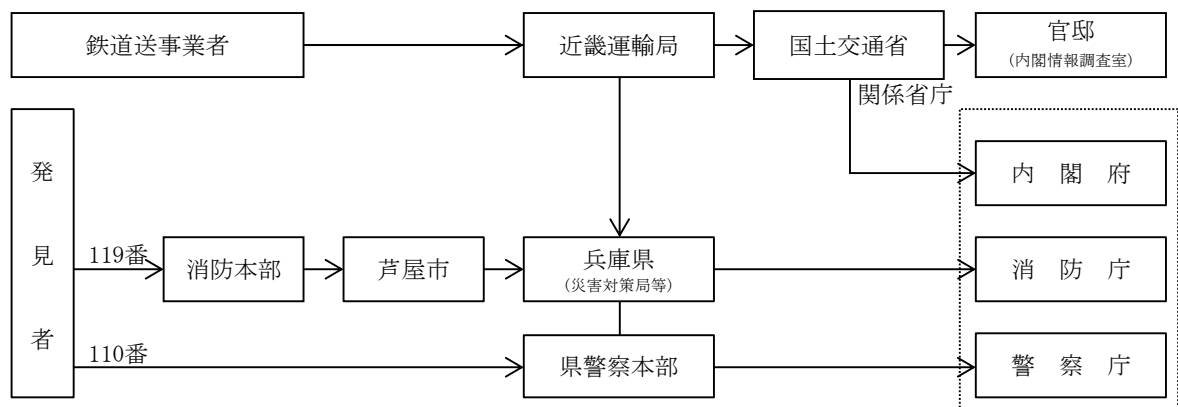


※関係機関（海上保安本部、県警察本部、県、市、消防本部）は、相互に情報を交換することとする。

第2 鉄道災害の情報伝達

鉄道事業者は、鉄道事故による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、当該災害に関する情報伝達を速やかに行うとともに、被害状況等の早期把握に努め、防災関係機関等との連携の下に、的確な対応をとることとする。

この場合の情報等の伝達系統は次のとおりとする。

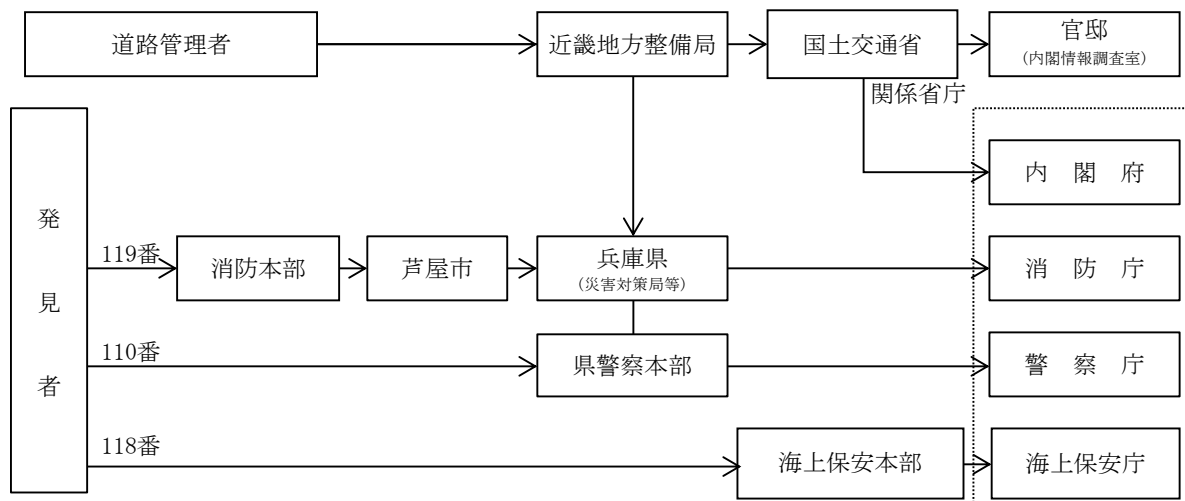


※関係機関（県警察本部、県、市、消防本部）は、相互に情報を交換することとする。

第3 道路災害等の情報伝達

1 道路構造物の被災等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合

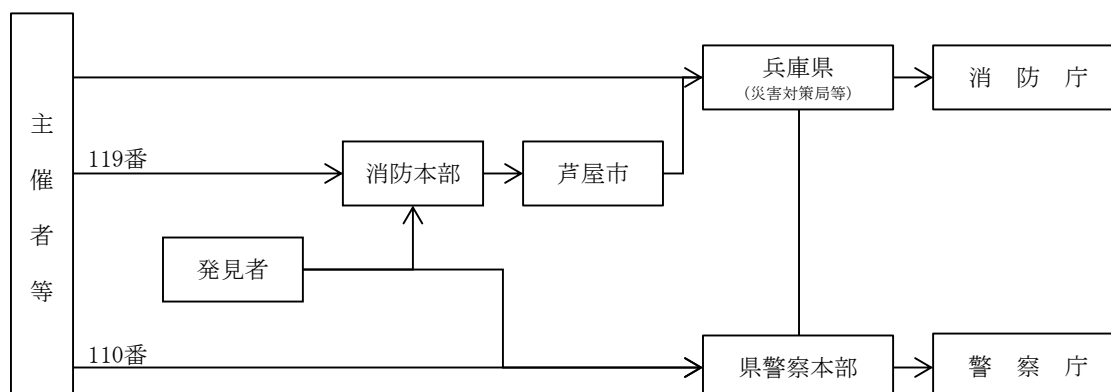
道路管理者は、当該災害に関する情報伝達を速やかに行うとともに、被害状況等の早期把握に努め、防災関係機関等との連携の下に、的確な対応をとることとする。この場合の情報等の伝達系統は次のとおりとする。なお、危険物等の流出等の場合は、「第5節 第9 危険物等への対策の実施」に掲載の系統図による。



※関係機関（海上保安本部、県警察本部、県、市、消防本部）は、相互に情報を交換することとする。

2 歩道上等において雑踏事故が発生し、又は発生するおそれがある場合

イベント等の主催者、主催者から警備を委託された者又は雑踏事故の発見者（以下主催者という。）は、防災関係機関への通報等の確な対応をとることとする。この場合の情報等の伝達系統は次のとおりとする。

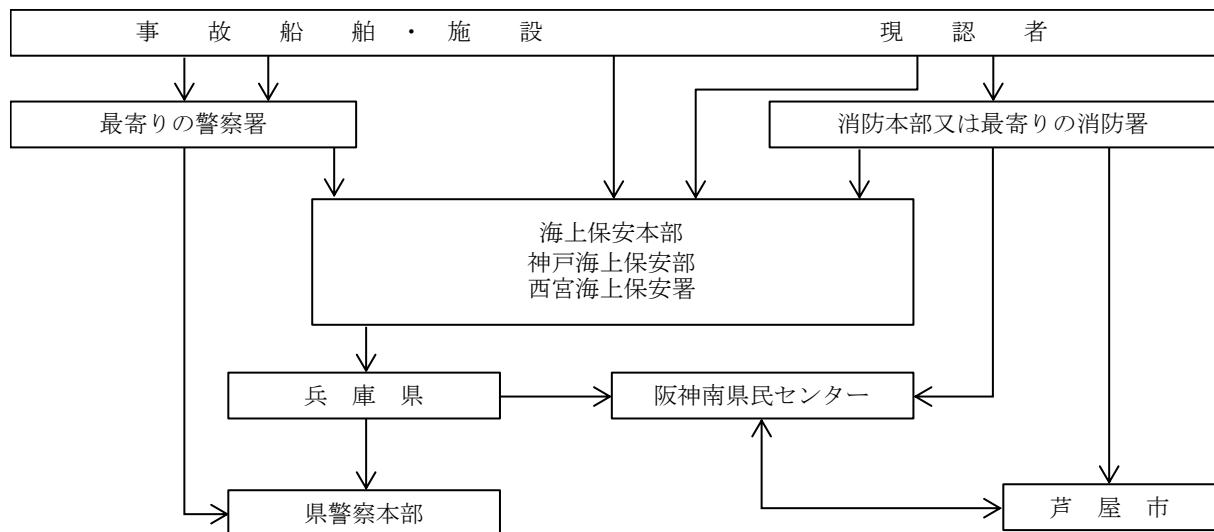


※関係機関（県警察本部、県、市、消防本部）は、相互に情報を交換することとする。

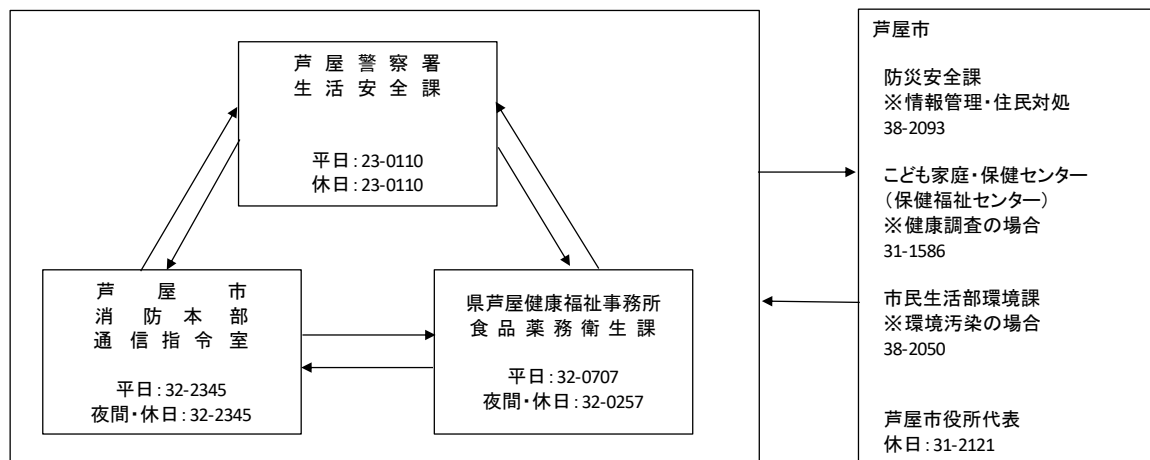
第4 海上災害の情報伝達

1	事故発生後は、速やかに情報収集連絡体制を整えるとともに、相互に緊密な連絡を取り、重油等の流出などに注意を払うものとする。
2	応急対策の活動状況、大規模事故災害対策本部設置状況、応援の必要性等を阪神南県民センター（連絡がとれない場合は県災害対策課）に連絡するものとする。
3	沿岸陸上部からのパトロールに努めるとともに、被災規模・人的被害等の情報を収集し、県フェニックス防災システムを使用して、情報を伝達するものとする。
4	収集した情報を整理して、必要に応じ防災機関相互に情報を交換するものとする。
5	事故の発生及び災害状況の連絡は、次の伝達系統による。

<防災機関関係機関との伝達系統>



第5 毒物・劇物事故の情報伝達



第6 災害情報等の収集、報告等

1 収集の方法

市は、火災、事故又は災害（以下「災害等」という。）の状況及びこれに対してとられた措置に関する情報（以下「災害情報等」という。）を収集することとする。

その際、当該災害等が自らの対応力のみでは十分な対策を講じることができないような災害等である場合は、至急その旨を県に通報するとともに、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速な当該情報の報告に努めることとする。

2 報告基準

市は、以下の種類の災害等が発生したときは、原則として覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で県に災害情報等を報告することとする。

(1) 火災

交通機関の火災	①航空機火災（火災発生のおそれのあるものを含む。） ②列車火災
その他	特殊な対応態様の火災等の消防上特に報告の必要があると思われるもの （例）消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

(2) 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等の運搬に係る事故のうち、周辺地域住民に影響を与えるもの又はそのおそれがあるもの、その他大規模なもの

（例）死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの（発生するおそれがあるものを含む。）

1	負傷者が 5 名以上発生したもの（発生するおそれがあるものを含む。）
2	爆発により周辺に被害を及ぼしたもの（及ぼすおそれがあるものを含む。）
3	周辺地域の市民等が避難行動を起こしたもの
4	海上、河川への危険物等流出事故
5	高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故
6	その他、事故の発生形態、被害の態様から社会的に影響度が高いと認められるもの

(3) 救急・救助事故

1	死者 5 人以上の救急事故
2	死者及び負傷者の合計が 15 人以上の救急事故
3	要救助者が 5 人以上の救助事故
4	覚知から救助完了までの所要時間が 5 時間以上を要した救助事故
5	その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故 （例示） ①列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故 ②バスの転落による救急・救助事故 ③ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故

	④県消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る救急・救助事故 ⑤不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故 ⑥全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故
--	---

(4) 災害

1	災害救助法の適用基準に合致するもの
2	災害対策本部を設置したもの
3	災害による被害に対して、国の特別の財政的援助を要するもの
4	災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる程度のもの
5	(1)～(3)に定める災害になるおそれのある災害

3 報告系統

市は、県に災害情報等を報告することとする。

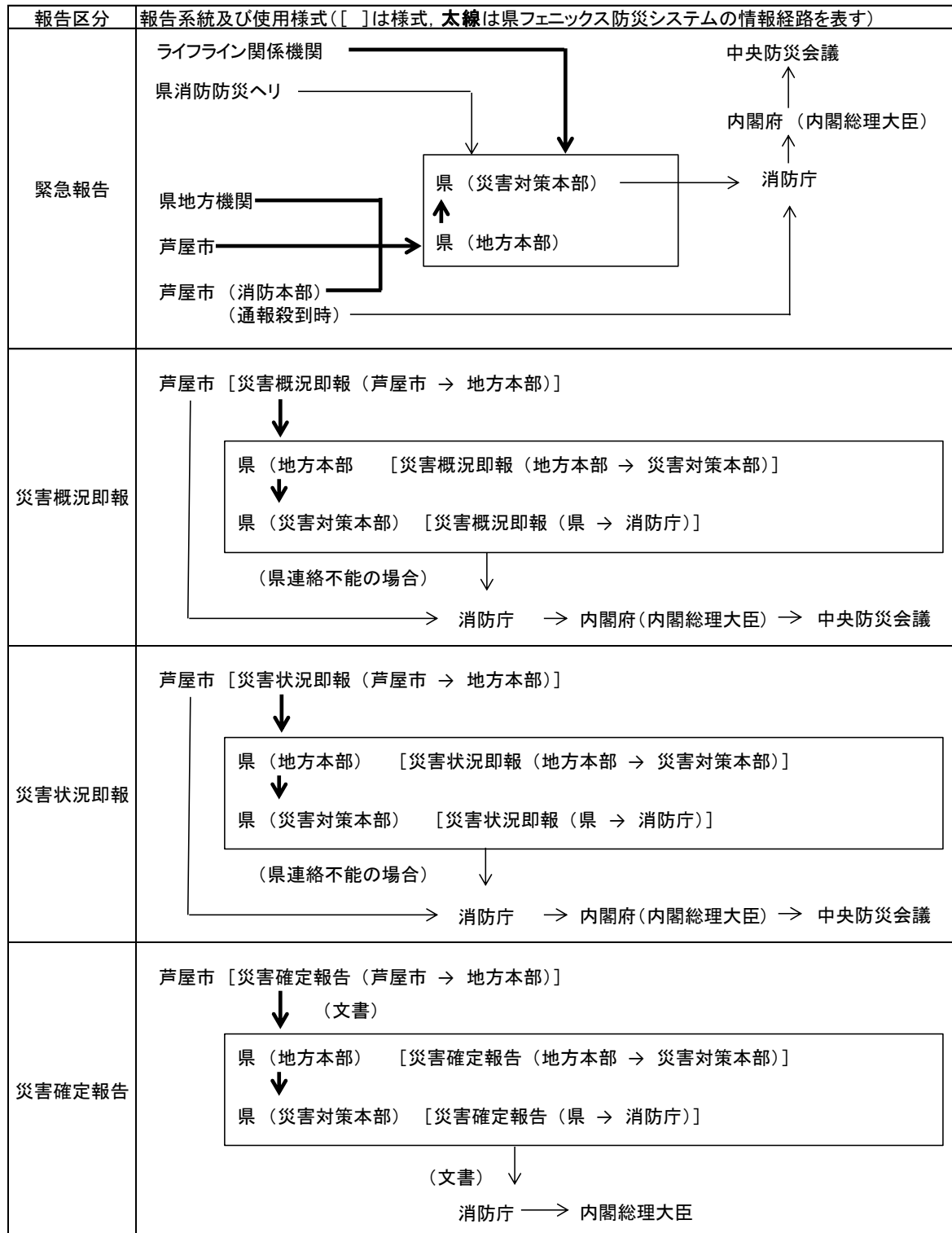
市は、通信の不通等により県に報告できない場合及び緊急報告を要する場合、内閣総理大臣に対して直接災害情報等を報告することとする。ただし、その場合にも市は県との連絡確保に努め、連絡がとれるようになった後は、県に対して報告することとする。

4 災害情報の収集・伝達手段

1	災害情報等の報告を行う機関は、災害の発生を覚知したときは、速やかに防災端末に情報を入力することとする。
2	市は、あらかじめ県が指定する時間ごとに市域の災害情報等を取りまとめ、防災端末に入力することとする。
3	災害情報等の報告を行う機関は、必要に応じて有線若しくは無線電話又は FAX など活用することとする。
4	有線が途絶した場合は、兵庫衛星通信ネットワーク（衛星系・地上系）を利用することとする。必要に応じ、他機関に協力を求め、通信手段を確保することとする。
5	すべての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段をつくして伝達するよう努めることとする。
6	市は、県、民間企業、報道機関、市民等から多様な災害関連情報等の収集に努めることとする。
7	大規模災害時等で医療機関に個人情報の提供を受ける際は、平成 22 年 9 月 17 日改正の厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」の個人データの第三者提供の例外②「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」を踏まえ対処することとする。

5 報告内容

< 報告系統 >



(1) 緊急報告

市は、次の場合、第一報を県に対してだけでなく消防庁に対しても、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告することとする。

1	交通機関の火災（航空機火災（火災の発生のおそれのあるものを含む。）、列車火災）
2	高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故
3	【救急・救助事故】 死者及び負傷者の合計が 15 人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの ①列車、航空機、船舶の衝突・転覆等による救急・救助事故 ②バスの転落等による救急・救助事故 ③ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故 ④デパート、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故 ⑤その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの

市は、多くの死傷者が発生する等、消防本部への通報（電話・来庁を問わない）が殺到した場合、直ちに消防庁、県（災害対策本部、地方本部経由）それぞれに対し報告することとする。消防庁に対しては、県を経由することなく直接報告し、その旨、県にも後で報告することとする。

報告内容は必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、通報受信状況の概要で足りることとし、把握できている異常事象に係る情報があれば適宜補足することとする。

報告は様式にこだわらず、原則として防災端末、又はそれによりがたい場合は衛星電話や FAX 等最も迅速な方法で行うこととする。

(2) 災害概況即報

市は、報告すべき災害等を覚知したとき直ちに第一報を県（災害対策本部、災害対策阪神南地方本部（阪神南県民センター）経由）に報告し、災害等の初期段階で被害状況が十分把握できていない場合には、速やかに人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報も含め、〔災害概況即報〕の様式により把握できた範囲から逐次、県（災害対策本部、災害対策阪神南地方本部（阪神南県民センター）経由）へ連絡することとする。特に、災害等が自らの対応力のみでは十分な対策を講じることができない規模であると予想される場合は、至急その旨を県（災害対策本部、災害対策阪神南地方本部（阪神南県民センター）経由）へ報告することとする。

災害等の規模に関する情報は必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、災害等の規模を推定できるなんらかの情報で足りることとする。至急の報告は様式にこだわらず、県フェニックス防災システム、電話、FAX 等最も迅速な方法で行うこととする。

(3) 被害状況即報

市は、被害状況に関する情報を収集し、県（災害対策本部、災害対策阪神南地方本部（阪神南県民センター）経由）に報告することとする。

(4) 災害確定報告

市は、応急措置完了後速やかに県（災害対策本部、災害対策阪神南地方本部（阪神南県民センター）経由）に文書で災害確定報告を行うこととする。

第5節 災害応急活動の実施

第1 搜索、救助、消火及び避難誘導活動

1 搜索活動

航空災害等において事故現場が不明な場合など必要に応じて、市及び消防本部は、大阪航空局等とともに、ヘリコプターなど多様な手段を活用し、相互に連携して搜索を実施することとする。

2 救助活動

1	道路管理者は、関係機関と連携して必要な道路啓開を行うとともに、県、市等の要請を受け、迅速かつ的確な救助の初期活動に資するよう協力することとする。
2	市は、必要に応じ、職員の動員と負傷者等の救助を実施することとする。
3	市は、救助活動が困難な場合、県に、可能な限り次の事項を明らかにして、救出活動の実施を要請することとする。 ①応援を必要とする理由 ②応援を必要とする人員、資機材等 ③応援を必要とする場所 ④応援を必要とする期間 ⑤その他必要な事項
4	消防本部は、迅速な負傷者等の救助活動を実施することとする。
5	被災自治体以外の自治体等は、被災自治体等からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めることとする。
6	救助活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行することとする。

(1) 市による救助活動における部隊運用

<救助班・救急班の編成>

配備体制			部隊編成				
			指揮本部班	警防班	救急班	救助班	備 考
消防部	第1号 配備体制	当務員と一部招集員による体制	芦消 1	芦消 2・3・4・6・8・16	芦消 90・91	芦消 7	本署2隊増隊
	第2号 配備体制	職員の半数による体制	芦消 21	芦消 18	芦消 92・93		署所3隊増隊
	第3号 配備体制	全職員による体制	芦消 17・19	芦消 23	芦消 9	芦消 22	
消防団	第1号 配備体制	団本部員は消防団本部へ参集	芦消 11	各分団毎に2隊編成		各分団毎に1隊編成 計 4隊	受持区域の活動を原則とするが、指揮本部の指示により本署に集結することがある
	第2号 配備体制	分団員は各分団詰所へ参集		計 8隊			
	第3号 配備体制						

救助・救急活動の基本方針		救命、身体救出、精神的・肉体的苦痛の軽減、財産の保全を図る。 人命救助とは、自然災害、人的災害を問わず、広く一般の災害事象により要救助者の生命又は身体に危険が及んでいる場合で、要救助者の生存が確認又は予想される状況下において、人力、機械力等を用いてその危険を排除し安全な場所に救出し、その後救急隊により医療機関、その他の場所（救護所等）へ緊急に搬送する一連の活動をいう。				
救助・救急活動の原則		救助・救急事案の内容から判断して市民の生命を守るための効果が大きい事項を選択して実施する必要がある。 ①火災現場における人命救助活動は最優先する。 ②救命処置を必要とする負傷者及び要配慮者を優先し、その他の負傷者は出来る限り自主的な処置を行わせるとともに、他の関係機関及び芦屋市医師会等との連携のうえ実施する。 ③救助・救急事案が同時に多発している場合は、現場での人命救助活動を優先する。 ④救助、救急活動は救命効率の高い事案を優先する。				
救助・救急活動要領	救助活動要領	①情報収集の実施と分析を行い、救命率が高いと判断したところから救助活動に当たる。 ②救助活動では、二次災害の予防措置に徹底を図り実施する。 ③救助活動にあつては、活動が長期にわたるため必要に応じて交替要員を配置する。 ④消防隊、救急隊、消防団、自主防災組織等の協力のうえで救助活動を実施する。				
	救急活動要領	①重傷者から順次搬送を実施する。 ②救護所等の設置に伴い、負傷者の選別（トリアージ）及び負傷者の応急救護及び処置を行ったのち搬送を実施する。 ③傷病者を搬送する救急隊は、負傷者の氏名、発生場所等の必要な事項を記録する。 ④市立芦屋病院及び救護所に職員を派遣し、医療機関との連携に努め負傷者の把握を行うものとする。 ⑤救護所の連絡体制を密にし、収容人員の確認、診療科目の確認等を実施するとともに、転院の要請に対し対応する。				
他機関との合同救助体制		警察、自衛隊、消防との連携をとり、重複をなくす方法で実施する。市域を9ブロック化し、1ブロック単位で担当する。				
消火・救急救助・水防用備蓄資機材		自主防災組織用及び消防施設別の機材一覧表については下記のとおりである。 資料編参照 <table><tr><td>応急-B2-2</td><td>地域防災拠点・地区防災拠点備蓄資機材一覧表</td></tr><tr><td>応急-G1-1</td><td>消防施設別 消火・救急救助・水防用備蓄資機材一覧表</td></tr></table>	応急-B2-2	地域防災拠点・地区防災拠点備蓄資機材一覧表	応急-G1-1	消防施設別 消火・救急救助・水防用備蓄資機材一覧表
応急-B2-2	地域防災拠点・地区防災拠点備蓄資機材一覧表					
応急-G1-1	消防施設別 消火・救急救助・水防用備蓄資機材一覧表					
重機等の調達		救助活動に必要な重機等については、建設部が芦屋建設業組合等に要請し、調達する。				
ヘリコプターによる搬送体		救急搬送に当たって、ヘリコプターの利用が必要であると判断される場合は、県及び自衛隊並びに状況により海上保安庁の機関やドクターヘリ基地病院に要				

制	請する。
---	------

3 消火活動

1	道路管理者は、県市等の要請を受け、迅速かつ的確な初期消火活動に資するよう協力することとする。
2	消防本部は、速やかに火災の発生状況を把握するとともに迅速に消火活動を実施することとする。
3	消防本部は、化学消火薬剤による消火活動を重点的に実施することとする。特に航空災害の場合にあつては、航空機に積載された緊急用酸素の爆発及び航空燃料の燃焼（油火災）に留意し、的確な消火活動を行うこととする。

第2 異常時火災防ぎょ要領

1 強風時火災の防ぎょ要領

火災警報が発令されたときは、概ね次のとおり措置する。

区 分	業 務（措置）内 容
火災警報発令下の措置 （ 消 防 本 部 ）	①火災警報が発令され気象条件その他により消防長が特に必要と認めるときは第3配備を発令し、副署長以下全員参集して消防指揮本部を開設して警防業務に当たる。 ②警報の発令、解除は関係機関に通報連絡するとともに、広報車等により一般市民に対する周知を図るために必要な広報を行う。 ③火災の予防警戒を強化する。 ④消防車による警戒を行い、条例に規定された火気使用制限の指導取締りに当たる。 ⑤各種機械器具の点検を行うとともに出動体制を整える。
火 災 防 ぎ ょ 要 領	出動部隊は、概ね次の事項を判断して防ぎょに当たる。 ①時期を失しないよう出動指令を行う他、重要方面の延焼防止を第1とする。 ②風位と延焼面に注意し、延焼防止を第1とする。
飛 火 警 戒 要 領	①飛火警戒に必要な部隊（消防団）を出動させる。 ②飛火警戒隊は、消防車による警戒を行い、飛火の早期発見と消火に当たり、飛火による火災防止について付近住民に広報する。なお、地域住民による警戒を行う場合もある。
火 災 拡 大 時 の 措 置	①延焼速度と部隊集結の所用時間及び道路・空地・河川等を考慮し、延焼防止線を定めて各隊の移動集結並びに防ぎょ場所を指定して進展防ぎょに当たる。 ②各隊の防ぎょ担当面を決定し、指揮の間隙を少なくする。 ③飛火警戒隊は、飛火警戒の措置をとるとともに避難民の誘導についても注意を払う。 ④消防力の劣勢のため、大火災を阻止出来ない場合は、防ぎょ線（大道路、河川等）を風下方面に設定して部隊を集結するほか、破壊消防を行う。

2 乾燥時火災の防ぎょ要領

区 分	業 務（措置）内 容
水 利 の 確 保	乾燥が長期にわたる場合は、水不足が予想されるので火災時の応急給水について上下水道部と事前に調整する。
巡ら警戒制度の強化	火災の予防警戒、消防通路の確保に当たる。
そ の 他	乾燥注意報には、火災気象通報又は火災警報が伴う場合があるので、警報発令下の措置に準じた事項を実施する。

3 自然災害火災の防ぎょ要領

区 分	業 務（措置）内 容
事 前 計 画	主として自然災害による被害発生が予想される場合は、現有消防力を事前に消防活動上適切な場所へ分散配置し、火災発生に際して最大限の効果が発揮できるようにする。
消 防 隊 の 出 動	出動部隊は重点出動体制を取り、現場活動隊及び支援隊に区分して出動させる。 火災発生状況により、第1次・第2次・第3次・第4次による出動体制をとる。
現 場 活 動	【現場活動隊】 ①人命救助・延焼防止の活動に主眼を置き、風下の重要対象物を集中防ぎょする。 ②防火水槽、プール、河川等の水利を活用する。 ③延焼防止線の設定及び周辺への予備注水を行う。 ④消防力劣勢時は、現場出動部隊の筒先主力を結集して重点的に活動する。
	【支援隊】 ①有効な消防水利の確保に努めるとともに、ホース延長路線の確保と保護に当たり、有効な現場活動が維持できるように努める。 ②消防活動上必要な各種の現場情報を収集し、現場指揮者と調整のうえ本部に連絡する。 ③現場警戒区域の設定と市民の避難誘導に当たる。

4 広域断水時の火災防ぎょ要領

1	増水手配：上下水道部の係員による増水手配（制水弁の開閉）
2	自然水利の確保：池、泉水、井戸、水槽、河川、海水、プール等自然水利の確認
3	部隊の強化編成（乾燥時に準ずる）
4	タンク車の優先出動と活用
5	有効な水利統制
6	機械性能の保持と積載ホースの増加
7	巡回による警戒体制の強化
8	火気使用者に対する啓発

5 多発・続発火災の防ぎょ要領

区 分	業 務（措置）内 容
部 隊 運 用	①出動部隊数の制限 ②余裕分隊（出動したが活動の必要を認めないもの）の即時引揚げ ③消防団員による残火整理
残 留 部 隊 の 確 保	非番員を招集して部隊の編成を行う。
そ の 他	①出動体制の迅速化（特に第1現場引揚げ後） ②使用ホースの確保 ③広報及び啓発（予防課員による）

6 特殊火災の防ぎょ要領

(1) 危険物火災防ぎょ要領

産業の進展に伴い、危険物の貯蔵、取扱数量は急激に上昇し災害もまた増大の傾向にあり、これらの災害を未然に防止し、又は災害を最小限に止める。

① 防ぎょ上の留意点

1	現場到着と同時に危険物の数量、種類、所在、燃焼状況を迅速に見極め、施設関係者（所有者、管理者、危険物取扱主任者等）と連絡を取って状況判断の正確を期する。
2	危険物の燃焼状態と性状に適応する消火に留意し、消火薬剤、土砂等の緊急手配を考慮して計画的消火に努める。
3	有毒ガスの発生に留意し、空気呼吸器、防毒マスク等を装着し、風向風速、発散方向及びガスの濃度にも留意し、市民等の避難誘導等を考慮する。
4	注水により爆発、延焼拡大のおそれのある危険物には、ヒル石又は乾燥砂を用いる。
5	未燃焼の危険物施設、一般建物の延焼阻止、冷却注水を重点的に行う。
6	泡消火を実施する場合は、完全に制圧できる薬剤を確保して消火を図る。
7	防油堤、配管部からの油類の流出を土俵等で築堤流出拡大を防止し、泡消火を図る。
8	爆発、ボイルオーバーによる危険防止と強烈な輻射熱による火傷を防ぐ。
9	爆発、飛散等による飛火警戒に留意する。

② 消防部隊の運用

1	部隊の運用は、危険物の貯蔵取扱状況、規模の大小、その危険性（爆発性、引火性、有毒ガスの発生）等と周辺の消防事象とを判断して有効と認める車両、消火薬剤、資材を最大限に運用して化学消防を図る。
2	消火薬剤等の緊急輸送、消防警戒区域の設定等の要員手配、部隊の増強手配、消防相互応援協定都市への応援要請を図る。

④ 消火薬剤の保有量及び調達先

<消火薬剤等保有量>

（令和6年4月1日）

種 別	数 量
合成界面活性剤泡消火薬剤	340ℓ
水性膜泡消火薬剤	1,180ℓ

水溶性液体用（耐アルコール）泡消火薬剤		180ℓ
吸油剤	（パーライト）	80 kg
	（AC ライト）	110 kg
	（木ライト）	28kg
乳化処理剤		18ℓ
発砲ノズル		8 本
ラインプロ		6 本

<消火薬剤の製造業者一覧表>

（令和 6 年 4 月 1 日）

業 者 名	所 在 地	TEL	種 別
ヤマトプロテック株式会社大阪支社	大阪市東成区深江北 2-1-10	(06) 6976-0701	合成界面活性剤泡消火薬剤
YONE 株式会社 本社	京都市中京区西ノ京西中合町 23	(075) 821-1185	合成界面活性剤泡消火薬剤、発砲ノズル、ラインプロ
DIC 株式会社 大阪支店	大阪府中央区久太郎町 3-5-19	(06) 6252-6161	水溶性液体用（耐アルコール）泡消火薬剤
谷口商会株式会社	岡山市南区藤田 338-31	(086) 296-5906	吸油剤
日星産業株式会社 西日本営業本部大阪支店	大阪市北区野崎町 9-8 永楽ニッセビル	(06) 6361-2731	水性膜泡消火薬剤
三愛石油株式会社 本社	大阪市東住吉区南田辺 3-3-3	(06) 6692-3377	水溶性液体用（耐アルコール）泡消火薬剤

(2) 液化ガス、都市ガス、毒劇物火災の防ぎょ要領

ア 液化ガス

1	ガス漏出時は直ちに漏洩量、風向、風速等を考慮し警戒区域を設定して、警察関係機関の協力を求め、一切の火気使用及び車両の通行を禁止するとともに、人命の保護を優先し広報活動、避難指示（緊急）並びに誘導を行う。
2	施設関係者及び施設高圧ガス保安監督者、高圧ガス取扱（販売）主任者等のガス技術者と迅速に連絡を取り実態の把握に努めなければならない。
3	現場の出動車両は、漏洩ガス拡散範囲外で防ぎょ部署、負傷者等の収容、現場広報等の活動を行う。
4	火災現場の状況によりタンク等が既に誘爆、連続爆発を起し、火勢が拡大しているときは、隊員の危害防止に留意し、延焼防止を主にして冷却注水を行う。
5	液化ガスは、空気より比重が重く、低く流れて拡大し、地表近くに停滞し、空気と混合して爆発範囲の混合ガスを形成する事例が多いので、消火後のガス噴出と周辺の状況を考慮して消火の要否を決定し、適正な消防活動を図る。
6	空気呼吸器、ガス検知器等の有効な使用を図る。
7	漏洩ガスが燃焼していないときは、気化ガスの引火爆発防止に主眼を置き、避難誘導と併行して引火した場合の延焼防止体制をとる。

イ 都市ガス

1	都市ガス炎上時は直接ガスを消火せず、延焼防止を主としガス会社の関係者に遮断の処理を要請して二次災害の発生防止に注意する。
2	その他「① 液化ガス」災害時の活動に準ずる。

ウ 毒劇物等

毒劇物の貯蔵、取扱施設における火災防ぎょに際しては、専門家の立合を求めてその数量、種類、危険性を早期に把握し、隊員及び関係者並びに付近住民の人命保護を図る。

(3) RI 関係施設の火災防ぎょ計画

放射性物質関係施設の火災防ぎょについては、「原子力施設等における消防活動対策マニュアル（平成20年2月一部改訂）」に基づき実施するが、概ね次のとおりである。

警 防 計 画	警防計画は次の要領により樹立し、この計画に基づいて実施する。 ①警防計画は、警防計画図及び警防計画説明書を作成する。 ②警防計画図は平面図、付近見取図に分類し、放射性物質の所在、建物の状況、排水施設、消防水利等を明確にする。 ③説明書は、放射性物質の性状、量、消火設備等について明記する。
放 射 能 の 検 出	事故発生時の放射能検出については、現場関係者の協力を求めて検出を行い、汚染防止、警戒区域の設定等に資する。
防 ぎ ょ 行 動	①消防本部は現場に現場指揮本部を開設し、火勢、検出者の検出結果、関係者の意見等により防ぎょ及び汚染防止の方針を決定する警戒区域の設定は安全度を十分に取り、後刻縮小することはあっても拡大することのないようにする。関係者の勧告する範囲及び放射線が毎時0.5msv（マイクロシーベルト）以上検出される区域は警戒区域とする。 ②使用する消防水利、消防進入路、注水及び残火整理等については関係者の意見を尊重してこれを行う。
救 難 ・ 人 命 救 助 等	①現場指揮者は、状況により放射線障害等が警戒区域外に及ぶと判断した場合は関係者の意見に基づき避難指示を行い、被害の軽減に努める。 ②人命検索・救助等は、一般火災に準じて行うほか職員の放射線障害に留意する。
救 急 行 動	①放射線障害を治療できる医療機関に搬送する。 ②隊員の汚染については十分留意する。 ③救急資材の処理は、関係者の意見に従い行うこと。

(4) 特殊火災の消防団活動

特殊火災については、一般建物の延焼防止及び避難誘導、消防警戒区域の設定、飛火警戒に当たる。

第3 医療活動等の実施

1 実施方法

1	市は、必要と認める場合は、救護班を現地に派遣するなど、被災者等に対する保健医療活動を実施することとする。
---	--

2	市は、被災地と医療機関との位置関係、あるいは傷病者の数と搬送能力との問題から、被災地から医療機関への負傷者の搬送に時間がかかるため、被災地での対応が必要な場合などには現地救護所を設置することとする。
3	市は、必要に応じ、芦屋市医師会等にトリアージや現地における治療活動を実施する医師の派遣を要請することとする。 医師等は、救護班や救急隊員等が傷病者の重傷度や緊急度を理解した上で、治療や搬送を行えるよう、トリアージを実施することとする。 災害現場での治療活動については、止血、被覆、固定、保温など応急的治療を行うこととする。また、生命の危機に直面している負傷者に対しては気道確保や人工呼吸を行うこととする。
4	市、消防本部は、航空災害、特に航空機の墜落等の場合の生存者は多発外傷、広範囲熱傷を主体とする重傷者が多く緊急度が高いことを考慮し、現地への救護班の派遣要請、医療機関への迅速な搬送など適切な措置をとることとする。
5	市、消防本部は、鉄道災害、道路災害等の場合、車両の破損に伴い救出が困難でかつ治療の緊急度が高い負傷者が発生する可能性を考慮し、必要に応じて現地への救護班の派遣要請等適切な措置をとることとする。
6	負傷者等の搬送については、原則として消防本部通信司令室が搬送先医療機関を確保することとし、下記施設の活用を図ることとする。その際、必要に応じて災害拠点病院から医療面に関する助言を得て、負傷者の重症度と緊急度に応じた搬送先医療機関の選定に配慮することとする。 ①救急告示病院・診療所 ②2次救急医療機関 ③災害拠点病院 ④その他の医療施設 ⑤現地救護所 ⑥寺院他（死者の場合） 死亡して発見された場合及び搬送中に死亡した場合等は、速やかに県警察本部（警察署）に連絡し、遺体検分その他所要の処理を行わなければならない。
7	搬送担当機関は、トリアージ結果に従って、搬送を実施することとする。搬送車両等が不足する場合は、次の応急措置を講じることとする。 ①救急指定病院の患者搬送車の活用 ②その他の応急的に調達した車両の活用 ③隣接市町の応援要請 市及び消防長は、ヘリコプターによる搬送を要すると判断した場合、県へヘリコプターの出動を要請することとする。
8	市は、救護所等で使用する医薬品を確保することとする。また、医療機関で使用する医薬品に不足が生じる場合、県芦屋健康福祉事務所等と連携し、補給を行うこととする。
9	救急医療対策に要した費用については、現行関係法の適用により処理しうるのは、同法により、その他のものについては、事故発生責任機関の負担とすることとする。

2 災害拠点病院の活動

(1) 災害が他の二次医療圏域で発生した場合

1	被災圏域で対処できない負傷者を受入れ、治療を行うこととする。
2	被災圏域へ救護班を派遣することとする。
3	広域災害・救急医療情報システム端末機を活用し、被災圏域の医療に関する情報を収集し、必要に応じた支援策を講じることとする。

(2) 災害が自らの二次医療圏域で発生した場合

1	圏域内の他の医療機関で対処できない患者を受入れ、治療に当たることとする。
2	必要に応じて、災害現場へ救護班を派遣することとする。
3	災害拠点病院の医師等の確保の状況等を考慮して、他の医療機関への転送が適当と判断された負傷者の搬送について消防本部へ要請することとする。
4	広域災害・救急医療情報システム端末機を活用して圏域内外の医療機関に関する情報を把握し、災害医療コーディネーター等が地域医療情報センターに対し患者受入れ先の確保や医療マンパワーの確保について要請することとする。

第4 特殊な治療活動等への対応

1 多発外傷への対応

(1) 現場から医療施設への負傷者等の搬送等の初動対応

1	消防本部等の搬送担当機関は、多発外傷の疑いのある負傷者を発見した場合は、直ちに芦屋市医師会等に情報提供し、協力を依頼するとともに、救急告示の医療機関、災害対応病院、災害拠点病院をはじめとする医療機関へ負傷者を搬送することとする。
2	搬送担当機関、災害拠点病院、医療機関等は、負傷者の数及び隣接地域を含めた医療機関の受入れ能力を考慮して、県による搬送先医療機関の広域調整、県医師会等を通じた医師等の派遣要請が必要となる可能性があるかと判断した時点で、その状況を県（地域医療情報センター又は県（災害医療システム室））に連絡することとする。
3	市長及び消防長は、ヘリコプターによる搬送を要する可能性があるかと判断した場合、県へヘリコプターの出動待機を求めることとする。

(2) 二次搬送等

1	医療機関は、負傷者の容態・人数及び自己の施設及び医師等の確保の情報などを判断し、他の医療機関に搬送する必要があると判断した場合は、直ちに消防本部に対し、二次搬送の要請をすることとする。医療機関、消防本部は、必要に応じて地域医療情報センター、災害拠点病院と連携をとり、二次搬送先を決定することとする。
2	消防本部及び県は、連携して、負傷者の二次搬送を実施することとする。

2 広範囲熱傷、化学熱傷への対応

(1) 現場から医療施設への負傷者等の搬送の初動対応

1	搬送担当機関は、広範囲熱傷又は化学熱傷の疑いのある負傷者を発見した場合は、必要に応じて消防防災航空隊ヘリコプターの出動要請を行うなど、対応可能な医療機関等へ負傷者を搬送する体制を整えることとする。
2	搬送担当機関、災害拠点病院、その他の医療機関等は、負傷者の人数及び隣接地域を含めた医療機関の受入れ能力を考慮して、他府県を含めた広域搬送が必要となる可能性があるかと判断した時点で、県（地域医療情報センター又は災害医療システム室）に連絡することとする。
3	市長及び消防長は、ヘリコプターによる搬送を要する可能性があるかと判断した場合、県へヘリコプターの出動待機を求めることとする。

(2) 二次搬送等

1	災害拠点病院その他の医療機関は、負傷者の容態、人数及び自己の施設及び医師等の確保の情報などを判断し、他の医療機関に搬送する必要があると判断した場合は、直ちに所管の消防本部等へ二次搬送の要請をすることとする。
2	消防本部及び県は、連携して、対応可能な医療機関へ負傷者を搬送することとする。

3 有毒ガス、化学物質等による中毒への対応

(1) 原因物質の特定

1	中毒患者又はそのおそれのある者を発見した消防本部、芦屋警察署等は、原因物質の特定が困難な場合は日本中毒情報センター（072-727-2499（一般専用）：24時間対応）に連絡をとり、原因物質の絞り込みを行うこととする。
2	消防本部、芦屋警察署、医療機関、県健康福祉事務所等の関係機関は、必要に応じ、医療機関等が採取した生体試料（尿、血液等）と、想定される原因物質の情報を提供して、県立衛生研究所、県警科学捜査研究所等に検査分析を依頼することとする。また、関係機関は、化学物質等による中毒の可能性が考えられる場合には、関係機関相互への情報提供に努めることとする。

(2) 二次搬送等

1	消防本部、医療機関等は、必要に応じて搬送、受入に当たって除染を行い、二次災害防止等に努めることとする。
2	医療機関は、解毒剤等が院内にない場合は、卸売業者を通じて確保に努めるとともに、必要に応じ、市に解毒剤の確保を依頼することとする。
3	災害拠点病院その他の医療機関は、負傷者の容態、人数及び自己の施設及び医師等の確保の状況から、対応可能な医療機関に搬送する必要があると判断した場合は、直ちに所管の消防本部に対し、二次搬送の要請をすることとする。
4	消防本部及び県は、連携して、対応可能な医療機関へ負傷者を搬送することとする。

第5 緊急輸送活動及び代替輸送

1 被災情報及び交通情報の収集

道路管理者は、道路の点検を行い、被災状況等を把握するとともに、通行の禁止又は制限に関する情報を収集することとする。

2 陸上交通の確保等

道路管理者は、把握した被災状況等に基づき、通行禁止等の措置をとることとする。

道路法（第46条）に基づく応急対策	道路管理者は、道路の損壊その他の事由により、交通が危険であると認められる場合においては、管理する道路の保全と交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行禁止又は制限を行うこととする。
道路の応急復旧作業	道路管理者は、救急、消防、応急復旧対策等の緊急輸送を確保するため、関係機関と連携を図り計画的に道路啓開を実施することとする。 道路管理者は、建設業界と連携・協力し、災害時に障害物等の除去、応急復旧等に必要の人員、機材等を確保することとする。

3 航空交通の確保等

市は、あらかじめ指定した候補地の中からヘリコプターの臨時離着陸場を開設することとする。また、市は、ヘリコプターに緊急物資等を搬入・搬出するために必要な人員を確保することとする。

4 代替輸送の実施

道路災害発生時において、道路管理者、市は、幹線道路の長時間に亘って使用不能になる場合など必要に応じて、う回路の設定及び周知、交通規制の実施、バス路線の変更等の対策を実施することとする。

既存バス路線の変更等に当たっては、臨時の停留所の数・位置の設定等に関して、交通弱者対策に留意することとする。

第6 こころのケア対策の実施

1 被災者等のこころのケア対策

1	市は、必要に応じて、被災者や目撃者等の状態に応じた段階的なこころのケアを行うこととする。
2	精神的支援を必要とする人には、ホットラインの設置等による相談窓口の設置、精神科医師又は保健師による訪問やカウンセリングを行い、更に必要に応じて臨床心理士などのこころのケアの専門家の診察等の精神的関与を行うこととする。 また、必要に応じ、災害後においても、こころのケアの重要性についての啓発を行うこととする。
3	既存の医療機関だけで対応できない場合、「ひょうご DPAT」の派遣を芦屋健康福祉事務所を通じて要請する。

2 救援活動従事者のメンタルヘルス維持

1	救助機関等の責任者は、災害時の救援活動に従事した者には PTSD の症状が比較的早期に現れやすいことに留意し、緊張をやわらげ、こころのしこりをほぐすためのスタッフミーティングの開催等に努めることとする。
2	災害時の救援活動現場責任者は、救援活動従事者の燃え尽きを予防するため、救援活動従事者のストレス反応を常にチェックし、疲労のために仕事の能率が悪くなっていると判断した場合には、業務命令により休養をとらせるなどの配慮に努めることとする。

第7 遺体の保存、身元確認等の実施

1 実施機関

1	芦屋警察署は、遺体検分及び遺体の身元確認を行い、その他の所要の処置を行った後、関係者（遺族又は市長）に引き渡すこととする。
2	市等は、芦屋警察署の要請に応じて、身元確認作業の場のあっせん、提供等に協力することとする。
3	市は、引渡しが行われた後に、必要に応じて遺体の火葬等を実施することとする。

①広域火葬の実施
県は、県内他自治体の火葬能力では不十分な場合、直接、又は厚生労働省の協力を得て近隣他府県を通じて、他府県の自治体での火葬の受入れを要請することとする。
市は、県の調整結果に基づき具体的に他自治体の各火葬場と打合せを行い、遺体を搬送することとする。
②物品・資材等のあっせん
県は、市からの要請に応じて、民間業者等の協力を得て、ドライアイス、棺等をあっせんすることとする。

第8 雑踏事故の応急対応

1 関係機関の情報連携

行事等の主催者、消防本部、芦屋警察署、県、市、芦屋市医師会等の関係機関は、雑踏事故が発生し、又は発生するおそれがある場合、第一報の伝達から応急対策の終了まで、相互に情報を交換するなど、特に緊密な情報連携を図ることとする。

2 雑踏事故発生のおそれがある場合の現場の対応

1	群集の密度、行動等から雑踏事故の発生のおそれがあると認識した主催者、警備員、警察官等は、相互に連絡を取り、拡声器等を使用して群集に対し周辺の状況を説明し、警備員等への協力を求めるとともに、必要に応じて入場制限、誘導等の措置により群集の分断、整理を行うこととする。
2	消防本部は、雑踏事故の発生のおそれがあるとの通報を受けた場合、直ちに現場の確認のため職員を急行させることとする。

3 雑踏事故発生時の対策

関係機関は、次に定める対策など、事故の態様に応じ、必要な対策を実施することとする。

行事等の主催者	行事等の主催者又は鉄道事業者は、雑踏事故が発生した場合には、迅速に消防本部、芦屋警察署、県（防災局）等にその旨通報するとともに、負傷者を搬送し、救護活動に必要な場を確保するなど応急措置に努めることとする。
消防本部	①会場及び周辺の道路の混雑状況等、救助活動を実施する上で必要な状況の迅速かつ的確な把握に努め、活動に迅速に着手することとする。 ②必要に応じて広域応援を他の消防機関又は県に要請することとする。 ③多数の負傷者が発生した場合、芦屋市医師会等へ情報提供し、協力を依頼するとともに、必要に応じて災害拠点病院と連携を取り、医療上の助言を得るなど、医療機関と連携を取り、医師の派遣及び搬送先の医療機関の確保を的確に行うこととする。
医療機関等	①行事等の主催者及び消防本部と事前に連携を図っている医療機関は、関係機関から雑踏事故発生の第一報を受けた場合、医師、看護師等の招集など負傷者の受入れ体制を整えるよう努めることとする。 ②芦屋市医師会等は、関係機関から雑踏事故発生の第一報を受けた場合、現地へのトリアージ医師の派遣、現地における医療行為を実施するための医療関係者の派遣等について、協力するよう努めることとする。

第9 危険物等への対策の実施

1 危険物等への対策の特殊性

災害時の危険物等への対策に係る関係機関及びその対策に従事する者は、危険物等の関連する災害の特殊性（引火爆発の危険、毒性危険、反応危険及びそれらの複合危険）に応じ、救助・救急、医療等の対策実施に当たって特別の配慮をすることとする。

2 責任者等

危険物等の所有者、管理者又は占有者で、その管理について権限を有する者(以下「責任者」という。)又は事故の発見者は、災害発生と同時に、直ちに次の措置をとることとする。

連 絡 通 報	①責任者又は発見者は、発災時に直ちに 119 番で消防本部に連絡するとともに、必要に応じて、付近住民等に通報することとする。また、危険物等の種類が不明な場合等は、その特定に努めることとする。 ②責任者又は発見者は、被害の概要を被災段階に応じて早急にとりまとめ、必要に応じて関係機関に通報することとする。
初 期 防 除	責任者は、危険物等の流出を周囲に周知するなど可能な範囲で、速やかに初期防除を行うこととする。 ただし、危険物等の種類が特定されていない場合は、関係機関の指示に従うこととする。

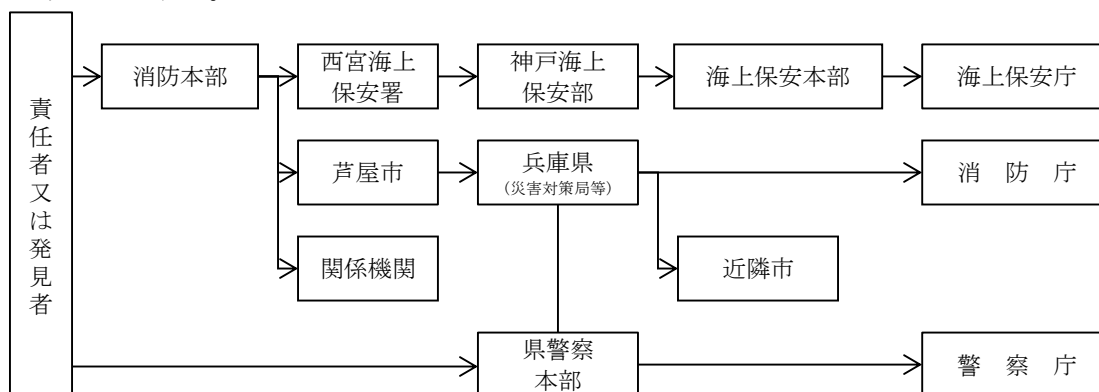
3 県、市その他関係機関

災害の規模、態様に応じ、県及び市地域防災計画及び関係機関の災害応急対策計画の定めるところにより、関係機関相互の密接な連携・協力のもとに次の応急対策を実施する。

なお、高速自動車道及び自動車専用道路における危険有害物質を運搬するタンクローリー等の車両の事故については、「兵庫県危険物運搬車両事故防止対策指針」を適用する。

(1) 災害情報の収集及び報告

消防本部は、被災現地に職員を派遣する等により被災状況の実態を的確に把握するとともに、市その他関係機関に災害発生の速報を行い、被害の状況に応じて逐次中間報告を行うこととする。



(2) 災害広報

市、県、報道機関等は、災害による不安・混乱を防止するため、相互に協力して、広報車、(株)ジェイコムウエスト、テレビ、ラジオ、災害写真等を媒体とする広報活動を行うこととする。

(3) 危険物等の特定

1	消防本部、県警察本部、海上保安本部、県その他関係機関は、責任者等を通じて危険物等の情報を収集することとする。また、責任者等を通じても危険物等の種類が特定されない場合は、県立衛生研究所、県警科学捜査研究所等と連携し、又は県を通じて専門家・専門機関等と連携をとり、危険物等の種類の特定に努めることとする。
2	県、市その他関係機関は、危険物等が特定された後、必要に応じて物質の特性と身体への影響等について、報道機関等を通じた緊急の広報を行うこととする。

(4) 現場の安全確認、患者の移動及び除染

責任者、消防本部、県警察本部、海上保安本部、県、その他関係機関は連携して次の活動を行うこととする。

1	危険区域を画するため、警戒線を張り、関係者以外の立ち入りを禁止し、安全地帯を設定すること。
2	負傷者等を汚染された環境から搬出すること。
3	負傷者等の除染を行うこと。 消防本部及び警察機関は、関係機関との連携の下に、負傷者等に対する救助、一次除染及び救急搬送活動や物質の検知及び情報収集活動を実施することとする。

(5) 救急搬送等

消防本部は、医療機関、(財)日本中毒情報センター、県、その他関係機関と連携をとり、負傷者等を医療機関へ搬送することとする。

(6) 消防応急対策

消防本部は、危険物等の火災の特性（爆発を伴う大規模火災の危険性等）に応じた消防活動を迅速に実施することとする。

(7) 避難

市長は、芦屋警察署と協力して避難のための立退きの指示、避難所の開設及び避難所への受入れを行うこととする。

(8) 交通応急対策

道路管理者、県警察本部、海上保安本部は、交通の安全、緊急輸送の確保のため、周辺道路及び周辺海域の交通対策に万全を期することとする。

(9) 市民救済対策

企業、県、市、その他関係機関は、合同して市民の救済対策を講じることとする。

(10) 風評被害の影響の軽減

1	県、市、その他関係機関は、各マスメディアの協力を得ながら、次の事項についての的確な情報提供を行うことにより、航空災害、鉄道災害及び道路災害等による風評被害等の未然防止を図ることとする。 ①空港、鉄道、道路等の使用又は供用の状況
---	--

	②被災した構造物等の復旧状況 ③危険物等の流出等の場合の緊急時モニタリングの結果 ④その他風評被害の未然防止又は軽減のために必要な情報
2	万一、風評被害等が発生したと認められる場合は、農林水産物、地場産業の商品等の適正な流通の促進及び観光振興のため、広報活動の強化等により影響の軽減を図るとともに、農林水産業対策、観光対策等に十分な配慮を行うこととする。

第10 重油等の防除活動

1 沿岸海域における防除対策

重油等が陸岸に漂着するおそれがある場合、次の措置を講じることとし、初期の段階において有効な防除措置を集中的に実施することとする。

1	必要となる防除資機材の調達
2	重油等の漂着可能性、漂着時期、漂着量の予測に関する情報の収集
3	消防部においては、現場周辺における火災の発生に備えること。

2 陸岸における回収作業

1	回収作業活動については、県が作成した重油等回収方針に沿って実施するとともに、速やかに県に報告することとする。県が作成する回収方針は次の内容とする。 ①海岸全域の漂着状況マップ ②海上保安本部等国の機関の調査結果や助言で周知すべきもの。 ③漂着した海岸ごとの防除範囲、具体的な回収・処理方法
2	重油等の漂着状況、回収状況を常に把握し、地区ごとに計画的・効率的な回収処理ができるよう施策の実施に努めるものとする。
3	回収に必要な資機材を調達した場合は、後の補償交渉を円滑に進めるため、処理の方法及びその妥当性、費用の明細等につき、できる限り詳細な記録を残しておくこととする。

3 回収後の処理

流出油等の保管・運搬・処理については、船舶の所有者等の防除措置義務者及び防除義務者と委託を受けた海上災害防止センターが主体となっていくこととなっているが、これらの機関が直ちに行うことができない場合は、西宮海上保安署等防災関係機関と協議調整のうえ、利用可能な空地等で応急的に一時保管する。

この場合、事後の補償交渉等を考慮して海上災害防止センター等を通じ、又はその指導を受け、事前に保険会社と協議するものとする。

4 ボランティアの受入れ

大量の流出油の回収作業にボランティアが活動を開始した場合の支援・連携については、受入れ窓口を設置し、現場での作業分担、役割について調整し、効率的な回収作業を支援する。

詳細については、「第2部 第2章 第9節 第1 災害ボランティア受入れ計画」に基づく

き実施する。

5 回収作業従事者の健康対策

1	回収作業従事者の健康保持に努めることとし、作業現場に仮設の救護所を設置する。また、健康管理上の注意事項を明らかにし、回収作業従事者に周知するものとする。
2	回収作業従事者の健康状態を把握し、必要に応じ県芦屋健康福祉事務所に報告するものとする。また、健康被害者発生に備え、病院等の受入れ体制を整備することとする。
3	回収作業が長期化する場合、地域住民の精神的・身体的疲労等からの健康状態の悪化を防止するため、地域巡回等による健康相談を行い、必要な措置を講じることとする。

6 関係者等への的確な情報伝達

1	災害発生後直ちに、被災者の家族・市民・関係者からの問い合わせに対応できる窓口を設置し、また、夜間・休日においても適切な対応ができるよう配慮する。
2	インターネット通信を活用し、市民・関係者に対して的確な情報提供を行う。
3	情報内容として主なものは次のとおりである。 ①災害発生直後 ◇災害発生の日時・場所 ◇災害の種別と拡大の見通し ◇被害状況 ◇被災者の安否、収容先病院に関する情報 ◇負傷者等の受入れ先医療機関に関する情報 ◇交通規制に関する情報 ②二次災害の危険性等に関する情報 ◇重油等危険物の漂流、漂着状況 ◇漂着した場合の対応 ◇回収状況 ◇環境への影響

第11 災害広報の実施

1 基本方針

(1) 留意事項

1	市等は、被災者及びその関係者等のニーズを十分把握し、災害状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等、被災者及びその関係者に役立つ、正確かつきめ細かな情報を迅速かつ的確に提供することとする。
2	市等は、情報の公表、広報活動の際、その内容について相互に連絡を取り合うこととする。また、情報の発信元を明確にするとともに、出来る限り専門的な用語の使用を避け、市民等が理解しやすい広報に配慮することとする。また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努めることとする。さらに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努めることとする。
3	情報伝達に当たっては、テレビやラジオ等の放送事業者、通信社、新聞社等の放送・報道機関の協力を得ることとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ等を

	随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるように努めることとする。
4	市等は、必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応するように人員配置等に努めることとする。また、情報のニーズを見極め、情報の収集・整理を行うこととする。

(2) 広報の内容

各機関は、被災状況、応急対策の実施状況、市民のとりべき措置等について積極的に広報することとする。

各機関は、広報事項の内容については確実な責任機関から入手するとともに、広報の実施機関名等を記して広報することとする。

広報を必要とする内容は、概ね次のようなものが考えられる。

1	被災状況と応急措置の状況（災害の発生場所、災害の状況、各防災関係機関の対応状況〔組織の設置状況等〕）
2	避難の必要性の有無
3	危険物等に対する対応
4	道路状況・交通規制状況及び各種輸送機関の運行状況
5	相談窓口の設置状況

(3) 広報の方法

防災関係機関は、記者発表等による情報提供のほか、あらゆる媒体を活用して広報に努めることとする。

1	インターネット、FAX 等による広報
2	「第3節 第9 災害放送の要請」による、テレビ・ラジオからの災害情報提供
3	(株) ジェイコムウエストへの情報提供
4	防災行政無線、あしや防災ネット・SNS・緊急速報メールの活用
5	各広報実施機関に所属する広報車等の活用

第12 各種相談の実施

事業者等の相談活動	航空運送事業者、鉄道事業者又は道路管理者は必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応するように人員の配置等に努めることとする。また、情報のニーズを見極め、情報の収集・整理を行うこととする。
市の相談活動	市は、被災者のための相談窓口を設け、市民からの相談又は要望事項を聴取し、その解決を図ることとする。
安否確認等の窓口の設置	航空運送事業者、鉄道事業者、道路管理者、空港管理者、消防本部、警察本部、県及び市は、相互に安否確認等に関する情報を共有するとともに、被災者の家族等の詰所を設けて、必要に応じ、安否確認等の情報を提供することとする。

第6節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

第1 緊急輸送活動計画

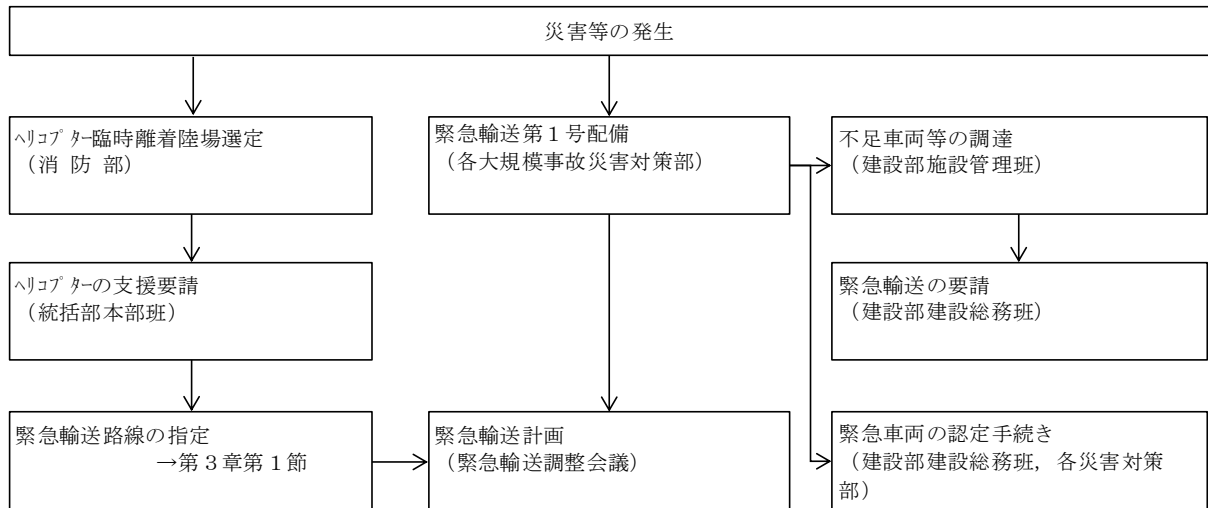
【目的】

被害の状況、緊急度、重要度を考慮しながら交通規制、応急復旧、輸送活動を行う。

【方針】

被災者、災害応急対策要員の移送並びに救助用物資、災害対策用資機材の輸送等は、本計画に基づき実施する。

応急対策の流れ



役割分担

1 実施責任

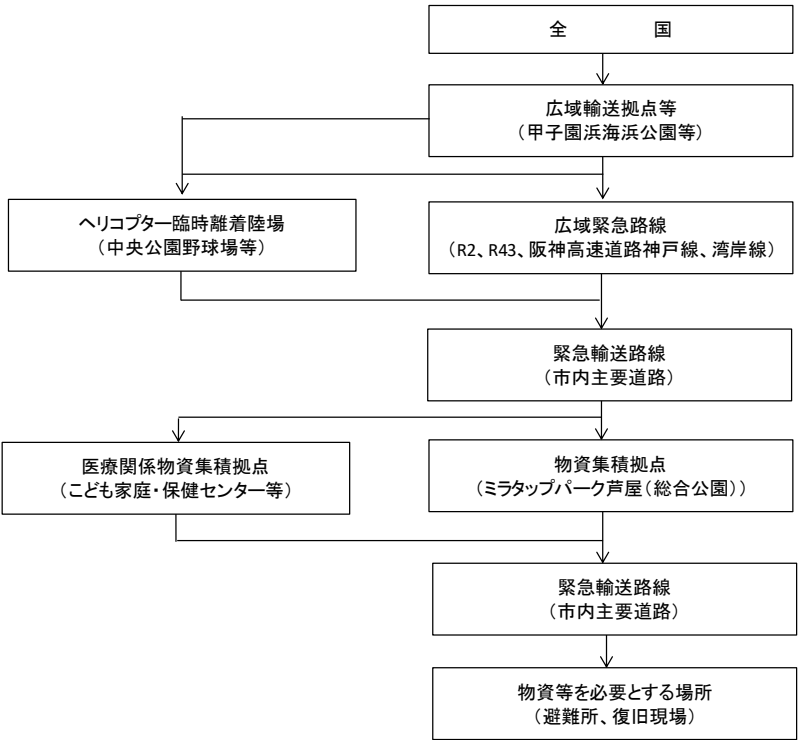
1	輸送、移送の実施は災害対策本部長がこれに当たる
2	ただし、本市において処理できないときは、災害対策本部長の要請に基づき、県災害対策本部において車両その他の輸送力の確保、調達を行い、輸送移送の応援を実施する。

2 役割分担

実施担当		実施内容
災害対策本部	建設部	(1) 運輸業者等との協定に関すること (2) 不足車両等の調達に関すること (3) 公用車の緊急車両の認定手続に関すること (4) 緊急輸送の要請に関すること
	各災害対策部	資材等搬送車の緊急車両の認定手続に関すること
	消防部	ヘリコプターの臨時離着陸場の設置に関すること
芦屋警察署		緊急輸送車両の認定に関すること

自衛隊	緊急輸送の支援に関すること
協定業者	協定に基づく緊急輸送の協力に関すること
民間団体等	緊急輸送の協力に関すること

1 緊急輸送システム



※道路寸断等により陸送できず、近隣都市の港湾岸壁等使用可能で、当該岸壁から芦屋市域まで陸送が可能な場合、海上保安庁の機関と協議し、救援物資等の緊急海上輸送を要請する。

※「災害時における施設及び救援物資集積所の利用に関する協定」に基づき、芦屋ベイコート倶楽部内の広場及び道路を利用して、耐震強化護岸からの救援物資輸送を実施するとともに救援物資集積所及び救援物資運搬を実施する。

2 災害救助法による輸送費支出の基準

実施責任	災害救助法が適用された場合は同法による。同法によらない部分及び同法が適用されない場合については、同法に準じて行う。
災害救助法による基準	①救助のため、次に掲げる事項について移送又は輸送を行ったときは、輸送費を支出する。 ◇被災者の避難 ◇医療及び助産 ◇被災者の救出 ◇飲料水の供給 ◇遺体の捜索及び処理 ◇救助用物資の整理配分 ②救助のために支出する輸送費の額は、通常の実費とする。

3 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

交通の確保・緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行う。

(1) 輸送に当たっての配慮事項

1	人命の安全
2	被害の拡大防止
3	災害応急対策の円滑な実施

(2) 輸送対象の想定

段 階	輸 送 対 象
第1段階	①救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資 ②消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資 ③政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等 ④後方医療機関へ搬送する負傷者等 ⑤緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
第2段階	①第1段階の続行 ②食料、水等生命の維持に必要な物資 ③傷病者及び被災者の被災地外への輸送 ④輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
第3段階	①第2段階の続行 ②災害復旧に必要な人員及び物資 ③生活必需品

4 緊急輸送の実施

(1) 市保有車両等による緊急輸送

ア 市保有車両等の現況

市の保有車両については、下記に示すとおりである。

資料編参照

応急-E4-1 市保有車両一覧表

イ 市保有車両等の緊急輸送第1配備計画

建設部施設管理班が、予め災害発生直後の第1配備計画を作成する。

1	各災害対策部所管の車両等は、各部において使用する。
2	総務課所管の車両等は、施設管理班長が別に定めておく。

ウ 市保有車両等の緊急輸送時使用手続

各災害対策部が、総務課所管の車両が必要な場合は、建設部施設管理班に申し出て、施設管理班長の承認を受ける。

(2) 不足車両の調達等

車 両 の 借 上 げ 等	①市保有車両等で必要な車両等を確保することが困難な場合は、建設部施設管理班が災害時の協力協定に基づき、必要な車両等を借り上げ、また必要に応じて運転手を雇い入れる。 ②車両等の調達先は、「輸送業者一覧表」に示す。
---------------	---

資料編参照

応急-E1-1

輸送業者一覧表

(3) 緊急車両の認定

事 前 届 出 済 の 車 両	①緊急通行車両の事前届出制度により届出済証の交付を受けている車両については、他に優先して確認を行い、この場合、確認のための必要な審査は省略される。 ②県災害対策局災害対策課、警察本部（交通規制課、高速道路交通警察隊）、警察署、交通検問所において、届出済証による確認が行われ、票章及び緊急通行車両確認証明書が交付される。
災 害 発 生 後 の 届 出	災害発生後に、車検証等必要書類を芦屋警察署に持参し、建設部施設管理班が正規の手続をとる。ただし、市の行う応急復旧等に係る資機材等の輸送のための民間車両については、建設部が行う。

5 緊急輸送の要請

(1) 緊急輸送の要請手続

【建設部建設総務班】

輸 送 関 係 機 関 等	①災害時の協力協定に基づき、運輸業者に対して緊急輸送を要請する。緊急輸送の要請は、県が兵庫県トラック協会と締結した「災害時における輸送の協力に関する協定」及び兵庫県倉庫協会と締結した「災害時における救援物資の保管等に関する協定」と、本市が締結した「災害時等における物資輸送等に関する協定書」及び「災害時の輸送業務についての協定書」に基づき、輸送手段の確保を図る。
県	市保有の車両等及び市が調達した車両等だけでは輸送力が不足する場合、県災害対策本部に対して緊急輸送の実施を要請する。要請の方法は「第3節 第7 広域的な応援体制」による。

(2) 緊急輸送を要請する場合の措置

緊急物資等の受入れ	食料、物資等の受入れは「第2部 第2章 第8節 食料、飲料水及び生活必需品の調達、供給活動」によるが、その際、緊急物資を搬入・搬出するために必要な人員を確保するよう努める。確保できない場合は、その人員も併せて要請する。
傷病者等の市域外への緊急輸送	傷病者を市域外へ緊急搬送する場合は、輸送車両等のほか、添乗する医師・看護師等についても要請する。

6 ヘリコプターの利用

(1) ヘリコプター利用の基本方針

発 災 直 後 の 利 用	①被害情報の収集 ②重症者の搬送
応 急 活 動 時 の 利 用	①重症者の搬送 ②遺体の搬送 ③緊急物資の搬送 ④防災対策要員の搬送

(2) ヘリコプターの離着陸場

市内には、常設のヘリコプター離着陸場はない。下記に示す場所を、兵庫県消防防災航空隊・神戸市航空機動隊ヘリコプター（以後、「消防防災ヘリコプター」という。）の臨時離着陸場として使用する。

資料編参照

応急-A1-16 ヘリコプター臨時離着陸場

(3) 臨時離着陸場の設置

1	消防長は、ヘリコプターを利用する必要がある場合、臨時離着陸場を選定し、統括部本部班に報告する。
2	消防長は、臨時離着陸場に無線通信員を移動無線設備とともに派遣し、必要な連絡調整を行う。

(4) ヘリコプターの支援要請

県消防防災ヘリコプター及び海上保安庁のヘリコプター等の支援要請は「第 3 節 第 8 ヘリコプター支援要請計画」による。自衛隊ヘリコプターについては「第 3 節 第 6 1 自衛隊への派遣要請」による。